地域協力と越境的ネットワークの 変容に関する地域間比較研究 -海域島嶼を事例として-

平成 22 年度~平成 24 年度科学研究費補助金(基盤 B 一般) 研究成果報告書

研究代表者 小柏 葉子 広島大学大学院社会科学研究科

平成 25 年 3 月

Regional Cooperation and Transformation of Transnational Networks: Comparative Studies of the Islands

Grant-in-Aid Research Project sponsored by Japan Society for the Promotion of Science

April 2010 ~ March 2013

Yoko Ogashiwa (ed.) Graduate School of Social Sciences, Hiroshima University

地域協力と越境的ネットワークの 変容に関する地域間比較研究 -海域島嶼を事例として一

平成 22 年度~平成 24 年度科学研究費補助金(基盤B一般) 研究成果報告書

研究代表者 小柏 葉子 広島大学大学院社会科学研究科

平成 25 年 3 月

Regional Cooperation and Transformation of Transnational Networks: Comparative Studies of the Islands

Grant-in-Aid Research Project sponsored by Japan Society for the Promotion of Science
April 2010 ~ March 2013

Yoko Ogashiwa (ed.) Graduate School of Social Sciences, Hiroshima University



目 次

14	1	z	1-
は	し	αJ	! —

は	じめに			
		小柏	葉子・・・・1	
1	北極地域におけるスヴァールバル諸島の地位			
		黒神	直純・・・・2	
2	冷戦後のバルト海における島嶼間地域協力の展開			
	—Baltic 7の事例を通して—			
		河原	祐馬⋯∙23	1
3	地中海島嶼協力一西地中海島嶼連合(IMEDOC)			
	を通じた政治経済的協力の現状一			
		玉田	大47	
4	太平洋島嶼地域の経済統合と越境的な人の移動			
		小柏	葉子・・・・62	
5	太平洋・島サミットにみる沖縄の役割			
	一沖縄の地域協力再考の手がかりとして―	今泉 衫	谷美子・・・・82)

Contents

Introduction	
	Yoko Ogashiwa····1
1 The Status of Svalbard in the Arctic Region	
	Naozumi Kurokami · · · · · 2
2 The Evolution of Regional Cooperation among	
The Baltic Sea Islands after the End of the Cold	
War: Focusing on B7	
	Yuma Kawahara····23
3 Inter-Regional Cooperation in the Mediterranean Sea:	
IMEDOC and its Political and Economic Cooperation	on
	Dai Tamada····47
4 Economic Integration and Transnational Human	
Mobility in the Pacific Islands Region	
	Yoko Ogashiwa····62
5 The Role of Okinawa in Japan-Pacific Islands	
Forum Leaders Meeting	
	Yumiko Imaizumi····82

執筆者一覧

小柏 葉子

広島大学大学院社会科学研究科教授

黒神 直純

岡山大学大学院社会文化科学研究科教授

河原 祐馬

岡山大学大学院社会文化科学研究科教授

玉田 大

神戸大学大学院法学研究科准教授

今泉 裕美子

法政大学国際文化学部教授

Contributors

Yoko Ogashiwa

Professor, Graduate School of Social Sciences, Hiroshima

University

Naozumi Kurokami

Professor, Graduate School of Humanities and Social Sciences,

Okayama University

Yuma Kawahara

Professor, Graduate School of Humanities and Social Sciences,

Okayama University

Dai Tamada

Associate Professor, Graduate School of Law, Kobe University

Yumiko Imaizumi

Professor, Faculty of Intercultural Communication, Hosei

University

はじめに

小柏 葉子

今日、グローバル化の進展は、さまざまな事象となって現れている。これに対し、世界各地では、 地域協力の制度的枠組みをより強化し、あるいはまた、統合をさらに深化させることで、対応を図 ろうという動きがみられている。本研究は、こうした地域協力の強化や深化の動きによって、それま で当該地域において存在してきた脱領域的な越境的ネットワークがいかなる変容を遂げているの か考察しようとするものである。

その際、本研究では、地域協力と越境的ネットワークが交錯する場として、領域をともなった地域協力の一部として含まれると同時に、海を媒介として越境的ネットワークを築いてきた島嶼の存在に焦点を当てることにする。そして具体的事例として、バレンツ海、バルト海、地中海、東シナ海、南太平洋の各海域島嶼を取り上げ、比較地域的な観点から検討を試みる。

Introduction

Yoko Ogashiwa

The development of globalization emerges with various phenomena in the international society. One of the responses to those phenomena is the attempt to strengthen and deepen the regional cooperation. This research project aims to investigate the transformation of transnational networks, which have existed in the region, in such attempt.

The focus of this research project lies in the islands. The islands can be regarded as an arena where regional cooperation, in which they are included as a part of the member states, and their own transnational networks are intersecting. The cases will be examined from the comparative viewpoint.

北極地域におけるスヴァールバル諸島の地位

黒神 直純

The Status of Svalbard in the Arctic Region

Naozumi Kurokami

The archipelago of Svalbard is located halfway between Norway and North Pole. With the exception of some coastal lowlands, the landscape is mountainous with many glaciers. Svalbard appears in 12th century Icelandic and Norwegian written records, and early Norse knowledge about the archipelago is traditionally identified. The name "Svalbard" refers to "cold or barren coasts." Dutch navigator, Willem Barents discovered it in 1596. Since the end of nineteenth century, commercial mining operation has begun. During twentieth century, coal mining has been the major industry on Svalbard. Until recently, the Norwegian mining activity has mainly been concentrated around the town Longyearbyen in central Spitsbergen although mining is never a major industry in twenty-first century.

The archipelago is governed by the Treaty concerning the archipelago of Spitsbergen of 9 February 1920. The Treaty recognizes the full and absolute Norwegian sovereignty over the archipelago and requires Norway to ensure non-discriminatory rights for other Parties' nationals. It also provides the restriction on military use of Svalbard. Unique point of the Svalbard Treaty is that while Norway has the full and absolute sovereignty, all other States can become parties of the Treaty. Thus, any nationals from the parties of the Treaty can spend their life even without their visas. In addition, Svalbard is vital for Norway to negotiate maritime delimitation with other countries such as Russia, Denmark and Iceland.

After the cold war ended, some types of cooperation among northern States such as the Barents-Euro Arctic Council and the Arctic Council have been started. The development of natural resources around Svalbard will be one of the most important key issues. Domestically, it would be necessary to coordinate various types of status which immigrants enjoy on the basis of the Treaty and other regulations.

I はじめに

冷戦後ヨーロッパ各地で発生した地域協力は、西側諸国にとってソ連・東欧諸国をいかに巧く自らと同じテーブルにつかせ、それらの国を安定させるかということを目指すものであったといえる。加速するヨーロッパ統合というマクロ的動態と相俟って発生した、地域におけるミクロ的動態―いわゆる「下位地域協力」―は、安全保障上、地域の安定化を求める必然な動きであった¹。それらの地域間協力に特徴的であったのは、地中海、黒海、バルト海、およびバレンツ海と、主として「海をめぐる協力」として生起し発展してきたことである。海をキーワードにしているこれらの協力の抱える共通の問題は、交易ルートとしての交通(運輸)上の問題(インフラストラクチャー)や、そこから生じる経済問題、海の汚染に代表される環境問題などであった。安全保障を直接扱うことが地域の安定には手っ取り早いにもかかわらず、その着手は極めて困難がつきまとうことは容易に推測されるため、比較的着手しやすいこれらの諸問題が、沿岸各国の共通の関心事であったことはいうまでもない²。

これらのうち、最北の協力であったバレンツ海をめぐる協力、いわゆるバレンツ協力の 萌芽は、1990 年代初頭に遡る³。ソ連邦の解体後、ノルウェー、スウェーデンおよびフィン ランドは、それぞれ対外政策の転換を模索した。1991 年 11 月に、スウェーデンは EC 加盟 の意思を表明し、フィンランドも、翌年 1 月に EC 加盟の意思を表明した。EC 加盟に熱心であったノルウェーは、EC に対する積極的な姿勢を対ロ外交と結びつけて、バレンツ協力 構想を打ち出し、当時ノルウェー外相であったストルテンベルク (T. Stoltenberg) は、1992 年 3 月にこの構想について、当時のロシア外相コズイレフ(A. Kozyrev)に打診した。ムルマンスク出身のコズイレフも協力には積極的であり、翌月にはノルウェーのトロムソにおいて、バレンツ地域北部諸州の知事らが初めて集うこととなった⁴。その際に、ストルテンベルク外相は、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドおよびロシアの北部諸地域協

¹ A. Bjuener, "European Security at the End of the Twentieth Century: the Subregional Contribution," in A. Cottey ed., Subregional Cooperation in the New Europe (Macmillan Press, 1999), pp. 8-20. また、下位地域協力に関しては以下も参照。百瀬宏編『下位地域協力と転換期国際関係』(有信堂、1996 年)。

² 黒神直純「バレンツ協力の今日的意義―海をめぐる協力の1考察」『平成17年度~平成18年度科学研究費補助金基盤研究(C)研究成果報告書(代表;小柏葉子)』(2007年)2-15頁.

³ もっとも、北部諸地域間の非軍事地域における協力の必要性に関していうと、1987年 10 月のゴルバチョフ(M. Gorbachev)大統領のムルマンスクでの演説にすでにその萌芽が見られる。W. Ostreng, "The Barents Region: A Contribution to European Security and Cooperation?," *International Challenges* (The Fridtjof Nansen Institute Journal), Vol. 12, No.4 (1992), p. 14.

⁴ O. Stokke and O. Tunander, "Introduction," in O. Stokke and O. Tunander, eds., *The Barents Region: Cooperation in Arctic Europe* (Sage, 1994), p. 1.

力の必要性を打ち出したのである⁵。同年秋には数回の準備会合が行われ、翌年の 1993 年 1 月 11 日に、ノルウェーのヒルケネスにおいて、バレンツ地域協力に関する第 1 回外相会合 (ヒルケネス外相会議) が開催される運びとなった⁶。

地理的に見ると、バレンツ協力の対象地域は、フィンランドのラップランド (Lapland)、カイヌー (Kainuu) およびオウル (北部カレリアはオブザーバー)、ノルウェーのフィンマルク (Finnmark)、ノードランド (Nordland) およびトロムソ (Troms)、スウェーデンのノルボッテン (Norrbotten) およびヴェステルボッテン (Västerbotten)、ロシアのアルハンゲルスクスク (Archangelsk)、カレリア (Karelia) 共和国、コミ (Komi) 共和国、ムルマンスク (Murmansk) およびネネツ (Nenetz) の全 13 地域から成る7。

ヒルケネス外相会議での宣言(以下、「ヒルケネス宣言 8 」)によれば、バレンツ協力は、中央レベル(閣僚レベル)のバレンツ評議会(Barents Council)と地方レベルの地域評議会(Regional Council)の 2 重構造をとることが特徴的である。

バレンツ評議会は、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデンおよび EU 委員会の 6 カ国および 1 機関で構成される。また、オブザーバーは、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ポーランド、イギリス、アメリカの 9 カ国である%。これまで開催されてきたバレンツ評議会を見ると、発足の 1993年にノルウェー、1994年にスウェーデン、1995年にフィンランド、1996年にロシア、1998年にスウェーデン、1999年にノルウェー、2000年にフィンランド、2001年にロシアがそれぞれ担当し、毎年外相会議であるバレンツ評議会を開催している。それ以降は、議長国の任期が 2 年となり、任期最後の年に(つまり隔年で)バレンツ評議会を開催している。2001-2003年にスウェーデンが、またその後ノルウェー(2003-2005年)、フィンランド

⁵ もっとも、この地域間協力の構想は、1986-87年にノルウェー北部諸県から出されていた。 T. Stoltenberg, "The Barents Region: Reorganizinf Nothern Europe," *International Challenges* (1992), Vol. 12, No. 4, p. 6. 1986年以来、いくつもの姉妹都市関係も結ばれて住民間の交流が再開し、北西ロシア援助のための地方自治体間協力も開始された。吉武真理「5周年を迎えたバレンツ地域協力」北方圏調査会編『北方圏』104号(1998)34頁。 6 Stokke and Tunander, *supra* note 4, p. 1.

⁷ カレリア共和国は、1994年より対象地域として加えられた。Joint Statement, Barents Euro-Arctic Council Second Session (14·15th September, 1994). 北オストロボスニア (オウル) とヴェステルボッテンは、1998年より地域に加わった。Declaration, Fifth Session of the Barents Euro-Arctic Council (20th January, 1998). コミは、2002年から地域に加わった。Barents Euro-Arctic Council (BEAC) Official Website, Barents Regional Council, http://www.beac.st/in_English/Barents_Euro-Arctic_Council/Barents_Regional_Council. iw3, as of March 5, 2013.

⁸ Declaration, Cooperation in the Barents Euro-Arctic Region Conference of Foreign Ministers in Kirkenes (11th January, 1993).

⁹ オランダは 1994 年より、また、イタリアは 1995 年よりそれぞれオブザーバーとして参加している。Joint Statement, Barents Euro-Arctic Council Second Session (14-15 th September, 1994)および Joint Statement, Barents Euro-Arctic Council Third Session (9-10 th October, 1995).

(2005-2007 年)、ロシア (2007-2009 年)、スウェーデン (2009-2011 年)、ノルウェー (2011-2013 年) と続いてきた¹⁰。地域評議会は、先述した 13 地域の代表から成る。国家 レベルのバレンツ評議会と、地域代表から成る地域評議会との有機的な連携関係による協力が重要な骨組みとなっているのである。

このヨーロッパ最北において生起したバレンツ協力に加え、協力の動きはさらに北方、すなわち北極へと進展していった。1996年のオタワ宣言は、北極の先住民コミュニティその他の住民を含み、共通の北極圏に関する問題、特に、北極における持続可能な発展や環境保護といった問題について、北極諸国の協力、調整および交流を促進するための手段を提供するハイレベルの政府間フォーラムとして、北極評議会 (Arctic Council)を設立した。北極評議会の加盟国は、カナダ、デンマーク(グリーンランドおよびフェロー諸島を含む)、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデンおよび米国の8カ国の北極圏諸国(Arctic States)である。また、常時参加者(Permanent Participants)として、次の北極圏諸国に居住する先住民団体が含まれる。すなわち、アリュート国際協会(AIA: Aleut International Association)、北極圏アサバスカ評議会(AAC: Arctic Athabaskan Council)、グイッチン国際評議会(GCI: Gwich'in Council International)、イヌイット極域評議会(ICC: The Inuit Circumpolar Council)、ロシア北方民族協会(RAIPON: The Russian Association of Indigenous Peoples of the North)およびサーミ評議会(The Saami Council)である11。

1998年にカナダのイカルイトで初の大臣級会合が開催された。その後、議長国は、以下のように引き継がれた。すなわち、アメリカ(1998-2000年)、フィンランド(2000-2002)、アイスランド(2002-2004)、ロシア(2004-2006)、ノルウェー(2006-2009)、デンマーク(2009-2011)、スウェーデン(2011-2013)である 12 。

この協力の動きは、1980 年代終わりに遡る。1989 年 9 月に、フィンランド政府のイニシアティブにより、8 カ国から成る北極圏諸国がフィンランドのロヴァニエミで会合し、北極の環境保護のための協力手段について討議した。それら諸国は、北極の環境問題について、周極地域大臣会合を持つことに合意した。その後、この会合は、1990 年 4 月のカナダのイエローナイフ、1991 年 1 月のスウェーデンのキルナ、1991 年 6 月のフィンランドのロヴァニエミでの準備会合へと受け継がれた13。

このフィンランドのイニシアティブの下で準備された無数の技術的科学的報告書に加え、 北極環境保護戦略が発展した。この戦略の発展は、次の 8 カ国、すなわち、カナダ、デン マーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、ソ連、アメリカの協

¹⁰ Barents Euro-Arctic Council (BEAC) Official Website, Barents Euro-Arctic Council (BEAC), http://www.beac.st/in_English/Barents_Euro-Arctic_Council.iw3, as of March 5, 2013.

¹¹ The Arctic Council HP, History,

http://www.arctic-council.org/index.php/en/about-us/history, as of March 5, 2013.

¹² Ibid.

¹³ Ibid.

力による努力の賜物であった。同戦略の準備作業においては、オブザーバーとして、イヌイット周極会議、北欧サーミ評議会、ソ連北方少数民族協会、ドイツ、ポーランド、イギリス、国連ヨーロッパ経済委員会、国連環境計画および国際北極科学委員会も協力した¹⁴。以上のように、冷戦後の地域協力の流れの中で、今日、世界最北の国家間協力である北極評議会も始動しているのである。

ところで、こうした最近の北欧や北極圏をめぐる国家間および地域間協力の活発化に比して、未だに第 1 次大戦前に国際的に確定された地位が維持されている地域がある。それは、スヴァールバル諸島である。スヴァールバル諸島は、ノルウェーと北極点との間の北極海に浮かぶノルウェー領の群島である。スヴァールバル諸島の地位は、第 1 次大戦後のパリ講和会議で俎上に上げられ、1920年2月9日署名の「スピッツベルゲンに関する条約」により、ノルウェーの主権(1条)と軍事利用の制限(9条)が規定された。同条約は、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、インド、デンマーク、フランス、イタリア、日本、ノルウェー、オランダおよびスウェーデンの間で締結された。

スヴァールバル諸島は、こうした特殊な歴史的背景を有するがゆえ、北極地域において特異な位置づけにある。多数国間条約であるスピッツベルゲンに関する条約¹⁵は、当該区域に対してノルウェーの主権を認める一方で、条約当事国の国民が陸地および領海で狩猟や漁業を行う権利を認め(2条)、当該区域内の海域や港への自由かつ平等なアクセス、ならびに海事上、工業上、鉱業上および商業上のすべての経済活動に従事する権利を認めている(3条)。また、所有権等に関する当事国国民の完全な平等待遇が認められている(7条)。

ノルウェー領内にあるにもかかわらず、このような特殊な地位―いわゆる国際化地域としての地位―を有するこのスヴァールバル諸島の統治はいかにしてなされているのか。この群島区域には、1名の知事(District Governor of Svalbard (Sysselmannen))と32名の職員から成る知事事務所(office of the Governor of Svalbard)が設置されている。同知事は、群島におけるノルウェー政府の最高代表である。知事は、環境保全局と警察部をはじめとするいくつかの部署を統括している16。

¹⁴ Ibid.

^{15 2012} 年 8 月 16 日現在、スピッツベルゲンに関する条約の当事国は、以下の 39 カ国である。アフガニスタン、アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、エストニア、フィンランド、フランス、ギリシャ、インド、アイスランド、イタリア、日本、中国、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、スペイン、イギリス、スイス、スウェーデン、南アフリカ、ドイツ、ハンガリー、アメリカ、ヴェネズエラ、オーストリア。

The-Governor-of-Svalbard HP, Svalbard Treaty,

http://www.sysselmannen.no/en/Toppmeny/About-Svalbard/Laws-and-regulations/Svalbard-Treaty/, as of March 5, 2013.

¹⁶ The-Governor-of-Svalbard HP,

今日、スヴァールバル諸島には 2642 名の住民がいる。それらは 42 カ国からの移民で構成されている (2012 年 7 月 1 日現在) ¹⁷。これらを見ても、当該区域が国際化地域として他国民から成る一種のメルティングポットとなっていることを推し量ることができる。この諸島は国際化地域であるため、制度上移民はビザなしで入植することができる。こうした制度に基づく以上、移民の扱いも重要になって来ると思われる。

そこで、本稿では、スヴァールバル諸島がこれまで歩んできた道をひもとき、その法的 地位を明らかにした後、同諸島が今日北極地域においていかなる位置付けを与えられてい るのかを探ることにしたい。

Ⅱ スヴァールバル諸島の地理と歴史

1. スヴァールバル諸島の地理

スヴァールバル諸島は、ノルウェーと北極点の中間に位置する北極海に浮かぶノルウェー領の群島である。同諸島は、北緯 74 度と 81 度の間および東経 10 度と 35 度の間に位置するすべての島から成る。主として、スピッツベルゲン(Spitsbergen)、北東島(Nordaustlandet)、バレンツ島(Barentsøya)、エッジ島(Edgeøya)、コング・カール島(Kong Karls Land)、プリンス・カール・フォーランド島(Prins Karls Forland)、ビュルネイ島(Bjørnøya(Bear Island))などの島々から成る。全面積は、62160平方キロメートルアメリカのウェスト・ヴァージニア州よりやや小さい程度、デンマークのおよそ 1.5倍の大きさである。島の約 60%が氷河である。山々は氷山を擁し、最高峰(ニュートントッペン(Newtontoppen))は海抜 1717メートルである18。

スヴァールバル諸島の気候は、ツンドラ気候であり、年平均気温は氷点下4度(1月の平均気温は氷点下16度、7月は6度)であり、他の同緯度地域と比べると比較的温暖である。 群島を通じて、地域により気候は様々である。最大の島であるスピッツベルゲン島西岸は、南からの温暖な空気と暖流の影響により、最も温暖で湿気が高い。もっとも、群島全体を通じた気候は、寒冷な場所に、温暖な空気と暖流が流れ込むため、非常に不安定である。とはいえ、年間降水量は、190ミリメートルを超えることはない。従って、スヴァールバル諸島は、北極の砂漠と称されている。年間を通じ、白夜と極夜が特徴的である。ロングイェールビーンでは、白夜は4月20日から8月23日まで続く(夏至には、太陽高度は日中35度、夜中は11度となる)。極夜は、11月11日から1月30日まで続く(太陽高度は、少

http://www.sysselmannen.no/en/Toppmeny/The-Governor-of-Svalbard/The-Governors-Tasks/Oranisation/, as of March 5, 2013.

¹⁷ Statistics in Norway, http://www.ssb.no/en/befsvalbard, as of March 5, 2013.

¹⁸ University Centre in Svalbard HP, A Geographical-Historical Outline of Svalbard, http://www.unis.no/35_staff/staff_webpages/geology/ole_humlum/SvalbardOutline.htm as of March 5, 2013.

なくとも6度以下) 19。

スピッツベルゲン島の西から中央にかけて広がるイース・フィョルドの南側に位置するロングイェールビーン(Longyearbyen)が、この群島区域の中での中心市であり、中心港でかつ行政の中心でもある。スヴァールバル諸島の人口は、主としてこのロングイェールビーンに分布する。2012年7月1日現在で、スヴァールバル全域には2642名が登録されており、そのうち、2195名がノルウェー人であり、ロシア人が439名、ポーランド人が8名である20。ノルウェー人移民のうち、ノルウェー人が1799名を占め、外国からノルウェーに帰化した移民が407名である。この帰化外国人のうち 106名がタイから帰化した者である21。

2. スヴァールバル諸島の歴史

(1) 狩猟と炭鉱

スヴァールバルは、12世紀のアイスランドとノルウェーの記録に現れ、初期のノース人が群島として認知していたことが知られている。スヴァールバルの名称は、ノース人の原語で、「寒冷で不毛な海岸」を意味する。16世紀初頭には、ロシア人(ポモール)がこの群島を訪れたとされるが、その証拠はない。また、ノース人がこの群島を発見したという証拠もない。争いのない事実としては、オランダ人探検家ウィレム・バレンツが 1596年にスヴァールバル諸島を発見したことである。バレンツは、この群島を発見し、「スピッツベルゲン(尖った山)」と名付けた。バレンツとその一行は、ノヴァヤゼムリャの北端において厳しい冬を過ごし、1597年6月13日にその地を立ち去った。その直後にバレンツは亡くなり、残りの生存者がコラ半島の海岸に到達し、そこで救助された。バレンツが 1594年、1596年および 1597年の3度にわたって航海したバレンツ海と、スヴァールバル諸島のバレンツ島には、彼の名前が付けられている22。

スヴァールバル諸島の発見時には、同諸島は、しばしばグリーンランドの一部と見なされた。こうしたことから、バレンツによる発見以来、デンマーク王クリスチャン 4 世は、この諸島をデンマーク・ノルウェー王国の一部であると主張した。17 世紀初頭から、当該地域周辺では、いくつかの国、特にイギリス、オランダ、デンマーク、ノルウェーおよびドイツの捕鯨団が活発に活動した。クジラのみならず、セイウチやアザラシが猟の対象と

¹⁹ Governor of Svalvard HP, Climate and Light,

http://www.sysselmannen.no/en/Toppmeny/About-Svalbard/Climate-and-light/, as of March 5, 2013.

²⁰ Statistics in Norway, *supra* note 17.

²¹ Population in the Norwegian settlements at Svalbard, by sex and place of residence outside Svalbard, statistics in Norway,

http://www.ssb.no/a/english/kortnavn/befsvalbard_en/tab-2012-09-20-03-en.html, March 5, 2013.

²² University Centre in Svalbard HP, *supra* note 18.

された23。

その後、捕鯨区域がスピッツベルゲンの西、グリーンランド北西へと移るにつれ、17世紀には、ヨーロッパからの入猟者が減り、18世紀初頭からは、ロシアのポモールが多く渡って来るようになった。彼らは、16世紀にはロシア北西の白海海岸に住み、17世紀半ばには、徐々にバレンツ海やスヴァールバル諸島にまで狩猟活動を拡大していった。ポモールは、伝統的にスヴァールバルを「グルマント(Grumant)」(「グリーンランド」を意味したと考えられる)と呼んでいた。ポモールは、主としてセイウチ猟を行ったが、それ以外に、種々の鳥類、北極ギツネ、スヴァールバルトナカイおよびホッキョクグマも捕獲した。しかし、捕獲量の減少、船や乗組員の遭難が影響し、1750年にはこのロシア人入猟時代はにわかに終焉する。その後、ノルウェー人がクジラやセイウチを求めて入猟するようになった。彼らは、蒸気エンジンや捕鯨銃のような新しい技術を携えていた24。

1899年に、ノルウェー人船長ソレン・ザッカリアッセンが最初の炭鉱業を開始したといわれる。その後 1990年に入り、いくつかの炭鉱会社がノルウェーで設立され、スヴァールバルでのより大規模な炭鉱業を実施しようとした。1905年に設立されたイギリスーノルウェー会社、スピッツベルゲン石炭貿易会社は、スピッツベルゲン中央のアドベントベイ北西部で、最初の炭鉱町アドベントシティを設置した。その後、北極石炭会社が採鉱業を引き継ぎ、アメリカ人起業家のロングイヤー氏(John M. Longyear)が今日のロングイェールビーンの礎を築いたとされる。同社は、1916年にノルウェー企業(Store Norske Spitsbergen Kulkompani A/S (SNSK))に売却された。とりわけ 1917年のイギリスが行った封鎖の間、スヴァールバル諸島からの石炭の供給はノルウェーの国益となった。今日でも、SNSKは、スヴァールバル諸島で採掘を行う2大炭鉱業者の1つである(もう1つはTrust Arktikugol 社)。20世紀初頭になってから定住者が来て始まった炭鉱業は、今日まで続くものであり、スヴァールバル諸島の主要産業である。今日に至るまで、ノルウェーの炭鉱業は、主としてスピッツベルゲン島の中心にあるロングイェールビーンの周囲に集まっている25。

(2) スピッツベルゲンに関する条約26

19 世紀後半において、スヴァールバル諸島はたとえいずれの国の領土でもない無主地と見なされたとしても、ノルウェーが大いに関わっていたのは明らかである。潜在的な経済的利益を理由として、特にスウェーデン(当時はスウェーデン・ノルウェー連合)が当該諸島へのノルウェーの主権につき国際的に承認を得る可能性を探ろうとした。ノルウェー自体は、当時同諸島を領有することの負担を考え、さほどの熱意はなかったとされる。1905

²³ *Ibid.*

²⁴ Ibid.

²⁵ Thid

²⁶ 条約の起草から条約内容の解説については以下参照。石渡利康『スヴァールバルの法的 地位』(高文堂出版社、1991年) 28-62 頁。

年での分離に至るまで、スウェーデン・ノルウェー連合内でスヴァールバル諸島への主権はノルウェーの国家的問題となった。1907年から、ノルウェー政府は、スヴァールバル諸島の将来的地位の問題を解決するために、同諸島に関する伝統的な利益を有する国家間での対話を開始した。1909年には国際会議が開催され、ノルウェーによるスヴァールバル諸島の統治が提案された。しかし、これにはスウェーデンが反対し、代案として、ノルウェー、スウェーデンおよびロシア間での共同統治案を提案した。しかし、これに対しては、アメリカとドイツが当該諸島の潜在的な経済的利益に鑑みて反対した。1914年にスヴァールバル諸島の将来的地位に関する国際会議であるオスロ会議が開催された。同会議においては、特にドイツとロシアとの間で緊張が高まった。その後、第1次大戦の勃発により、この問題は棚上げとなった。しかし、戦争により、特にロシアは、バレンツ海への自由なアクセスを重視してムルマンスクへの鉄道を敷設し、戦争が終わる頃にはスヴァールバル地域における戦略上の必要性を感じるようになった。同時に、イギリスも、当該地域へのイギリス海軍の有する重要性が議論するようになった27。

第1次大戦後 1919~20 年のパリ平和会議で、ノルウェーは、戦争で被った損害の代償として、また、それまでの活動に鑑みて、スヴァールバルへの主権を主張した。フランスは同提案を支持し、アメリカもイギリスも原則としてそれを肯定的に捉えた。スヴァールバルへの主権はノルウェーにあるが、他国民の権利も同時に保全するという趣旨の「スピッツベルゲンに関する条約」が 1920 年 2 月 9 日に署名された。同条約は、1925 年 8 月 14 日に効力を発し、スヴァールバル諸島は、公式にノルウェーの一部となったのである。ドイツとソ連はパリ会議に招請されず、ドイツは 1925 年に、ソ連は 1935 年に署名国となった28。後にも見るように、同条約は、当該区域に対してノルウェーの主権を認める一方で、条約当事国の国民が陸地および領海で狩猟や漁業を行う権利を認め(2条)、当該区域内の海域や港への自由かつ平等なアクセス、ならびに海事上、工業上、鉱業上および商業上のすべての経済活動に従事する権利を認めている(3条)。また、当事国国民の完全な平等待遇が認められている(7条)。同条約が発効後、ノルウェー産業省はスヴァールバル諸島を統治するために、ロングイェールビーンに知事を常駐させてきた29。

(3) 近現代史

第2次大戦へと時代が進んでいく1940年4月、ノルウェーは、ドイツ軍に占領された。1941年6月のドイツによるソ連への攻撃があり、バレンツ海とスヴァールバル諸島は、西側からのソ連に対する物資供給地として戦略上重要な地域となった。イギリスからムルマンスクに至る部隊への攻撃や防衛のために、スヴァールバル諸島からの気象観測が特に重視された。イギリスとノルウェーは、スヴァールバル諸島を占拠し保持する手段を持ち合

²⁷ University Centre in Svalbard HP, supra note 18.

²⁸ Ibid.

²⁹ Ibid.

わせていなかったため、1941 年 8~9 月に、同諸島からすべての人民を避難させることとした。ほとんどの炭鉱施設は操業を停止し、石油・石炭庫は燃え尽くされた。その直後にドイツ軍が島に上陸しロングイェールビーン南西に気象観測所を敷設した。この観測所は、その後のイギリス国防空軍の駐屯により明け渡すこととなったが、ドイツ軍は、スヴァールバル諸島各地に観測所を設けていった。1943 年 9 月には、ドイツ海軍がバレンツブルグ、グルマンおよびロングイェールビーンを攻撃し、ほとんどの建物と炭鉱施設を破壊し焼き払った。さらにドイツ軍は、スヴェアとニーオルスンを 1944 年に襲撃した。1945 年 9 月に、ドイツ軍最後の部隊が北東島の最北リップフィョルデン(Rijpfjorden)において降伏した30。

1944 年、ソビエト赤軍は、フィンランド経由でノルウェーの北端に入った。ソ連外相モロトフは、スピッツベルゲンに関する条約は改正されるべきとした。ソ連の主張によれば、スヴァールバル諸島は、ノルウェーとソ連との共同統治によるべきであり、かつ、ビュルネイ島は、ロシア領とすべきとのことであった。ノルウェー政府はこれを拒絶したものの、諸島の将来の軍事的地位について議論の余地があるとした³¹。1946 年にもソ連は同様の主張を繰り返したが、ノルウェーはそれを否定した。概して、その後冷戦時代を通じ、ソ連にとって、スヴァールバル諸島は比較的優先的な事項でもなかったため、ソ連が主張したような条約改正は考慮されることがなかった。

1949年にノルウェーが北大西洋条約機構(NATO)に加盟したのに対し、ソ連は、1951年にスヴァールバル諸島を含む NATO の合同軍設置には抵抗した。ソ連は、ヨーロッパ宇宙研究機構(ESRO)による衛星との通信のためにノルウェーが計画した 1958~59年のニーオルスンにおける飛行場建設および 1964年の同地への遠隔測定地建設に反対した。こうしたことから、ロングイェールビーン付近に近代的飛行場を建設するという問題も、ノルウェーとロシアとの間の交渉に基づいてなされた。1975年に建設されたその飛行場は、ロシアも施設にアクセス可能な方法で開設されることとなった(今日、この飛行場は、ヨーロッパやスヴェア、ニーオルスンへとつながっており、スヴァールバル諸島に関する大部分の活動にとって最も重要なものとなっている)。このように、冷戦時代も、ノルウェーとロシアとの国民間の地域的な交流関係は友好的に続いてきた32。

20 世紀になり、とりわけ 1990 年以降、ノルウェーは、ロングイェールビーンの発展に大いに投資を行ってきた。同時に、ロシアの炭鉱業は、1961 年にグルマンビーン (Grumantbyen)、1998年にピラミデン (Pyramiden) を閉鎖したため、バレンツブルグに限定された。特に、ソ連解体後、ロシア人やロシア炭鉱業にとっては困難が続いた。2000年に、ノルウェーがスヴェアでの炭鉱業を再開する以前から、ノルウェーは、ロングイェ

³⁰ Ibid.

³¹ 第 2 次大戦終結を挟むスヴァールバル問題を扱ったものとして、池上佳助「北極海をめぐる冷戦の展開(1)(2)」『文明』 5 号(2004年)43-51 頁、6 号(2004年)81-92 頁。

³² University Centre in Svalbard HP, supra note 18.

ールビーンでの石炭備蓄が減少したことで、観光業の強化に移行した33。

Ⅲ スヴァールバル諸島の法的地位

すでに述べたように、スヴァールバル諸島の法的地位は、「スピッツベルゲンに関する条約」によって確定され今日に至る。ここでは、同条約の特徴(ノルウェーの主権、無差別平等原則および軍事利用の制限)について若干の検討を付した後、特に近年妥協を見たノルウェーとロシア間の海洋および大陸棚境界画定問題について付言したい。

1. スピッツベルゲンに関する条約

(1) ノルウェーの主権

スピッツベルゲンに関する条約 1 条は、スヴァールバル諸島に対するノルウェーの「完全無欠なる主権」を認めている。この意味は、いかなる国家もその領域に行使するのと同等の主権を指す。唯一の条件として、「本条約の規定に従い」という文言が挿入されているが、本条約にノルウェーの主権に影響を与えるような規定は存在しない。ノルウェーの「完全無欠なる主権」は、スヴァールバル諸島が国際連盟の下でのノルウェーの委任統治地域として指定されたことによるのではなく、むしろノルウェーがこの諸島に対して主権を付与されたという事実によっても支えられている34。

スヴァールバル諸島が国際化されているという所以は、他国が、特に無差別平等原則と同群島の軍事利用への制限の下に、広範な権利を有しているということである。このスピッツベルゲンに関する条約の特殊性は、ノルウェーが「完全無欠なる主権」を有しているのに対し、世界中のすべての国家が同条約の当事国となれ、かつ無差別平等な権利を享有するということである。ここでいうノルウェーの主権とは、スヴァールバル諸島に関する法規を採択し、それを実施することを意味する。この領域の管理について、ノルウェーは他国と協議する義務はない。これ以外に、ノルウェーは、同諸島の対外政策についても処理を行う。特段の合意のない限り、ノルウェーが締結した条約の適用範囲には同諸島も含まれる(たとえば、1992年の欧州経済領域(EEA)はその適用からスヴァールバル諸島を除外している)35。

(2) 無差別平等原則

この条約で特徴的な第 2 の点は、無差別平等原則である。スピッツベルゲンに関する条約 2 条は、「一切の締約国の船舶及び国民は、......領水内における漁猟権の行使を均等に許容せらるべし」と規定し、締約国間の漁業に関する平等取り扱いを定めている。また、第 3

³³ Ibid.

³⁴ G. Ulfstein, "Spitsbergen/ Svalbard," in *Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, last updated January 2008 (Oxford), para. 20.

³⁵ *Ibid.*, paras. 21-22.

条は、「一切の締約国の国民は、事由及び目的のいかんを問わず、……水域、峡江及び港湾に到り及びこれに寄港するの自由を均等に有すべし」と規定し、地域へのアクセスおよび寄港の自由を定める。さらに同条は、「右国民は、陸上においても領水内においても、海事上、工業上、鉱業上および商業上の一切の企業を実行経営することを同じく均等条件のもとに許さるべく企業のいかんを問わず、独占権は決してこれを設定すべからざるものとする」と規定する。また、条約7条は、「ノルウェー国は、……所有権(鉱業権を含む)の取得、享有及び行使の方法に関しては、締約国の一切の国民に対し完全なる均等を基礎とし、かつ本条約の規定に準拠する待遇を許与する」とし、いずれも、締約国国民の自由な経済活動を保障している。

(3) 軍事利用の制限

スピッツベルゲンに関する条約9条は、「ノルウェー国は、その国際連盟加入に基づきて生ずる同国の権利及び義務に従うのほか、海軍根拠地を設置せず、及びその設置を容認せず、かつ築城を構設せざることを約す。前記の地域は戦争の目的のためにこれを利用することを得ざるものとす」と規定する。この規定の目的は2つあり、1つは、ノルウェーのみがその主権によって戦略的に利益を得ることを防ぐことと、今1つは、スヴァールバル諸島の平和的利用を維持することにある。注意すべきは、本条は、スヴァールバル諸島の完全な非武装化を定めたものではなく、海軍基地や要塞の敷設に対する特別の禁止と、同諸島を戦争目的で利用することの禁止を定めていることである。従って、同規定は、軍隊駐留または兵器設置、軍事演習、兵器実験を禁止するものではない。もっとも、海軍基地の禁止とは、今日では、軍事空軍基地をも含むものと解されうる36。

スヴァールバルの軍事利用に対する制限は、ノルウェーの国際連盟加盟国としての権利 義務に従う。すなわち、後者が前者に優先される。国連設立後の今日は、ノルウェーの国 連における権利義務と考えられる。武力による威嚇または武力の行使を禁じる国連憲章 2 条 4 項と、この 9 条における軍事利用制限規定の間に抵触はないが、国連憲章 42 条に基づ く安保理の発する軍事措置の場合には、スヴァールバルへの軍事措置が講じられることが 考えられる。もっとも、国連憲章 103 条により、憲章上の義務が他の条約義務に優先され るため、両者は調整されうる³7。

2. ノルウェーとロシアの大陸棚および排他的経済水域(EEZ)の境界画定

2010 年 9 月 15 日、ノルウェーとロシアは、「バレンツ海と北極海における海洋境界画定と協力に関する条約」に署名し、40 年にわたるバレンツ海の境界画定に関する対立が終焉した。ノルウェーは、等距離中間線、すなわち陸上国境の延長線を境界線とする方式に従い、スヴァーバル諸島とノヴァヤゼムリャ列島およびフランツ・ヨーゼフ諸島との中間

³⁶ *Ibid.*, paras. 34-35.

³⁷ *Ibid.*, para. 36.

線を境界線とすることを主張してきた38。他方、ソ連・ロシアは、極地の帰属決定の方式として主張される「セクター主義」に従い、経線を基本とする境界線を主張してきた。今回の合意は、両者の主張する境界線の間に境界を定めることで妥協を成立させたものである。係争海域の面積は 17 万 5 千平方キロに及び、大規模な石油・天然ガス資源がこの海域に眠っているという。スヴァーバル諸島に関しては、1920 年のスヴァーバル条約によって漁業・鉱工業・商業その他の活動に関する各締約国の自由かつ平等な権利が保障されたが、ノルウェーはこの権利が同諸島から 200 カイリ排他的経済水域 (EEZ) には適用されないと主張し、両国で漁業管理権に関する対立が続いていた39。

同条約では、バレンツ海と北極海における両国の海洋および大陸棚の境界線が明確に規 定され、同海域の漁業資源および石油・天然ガス等の炭化水素資源の開発について規定さ れている。両国の大陸棚の境界線に関しては、1条において、国連海洋法条約76条および 同付属書Ⅱに従って合意された8つの座標が明示されている。境界線の東(ロシア側)の、 ノルウェー基線から 200 カイリ以内の区域でかつロシア側基線からは 200 カイリを超え る区域(本来ノルウェーの EEZ内)は、ロシアが主権および管轄権を行使することができ る「特別区域(Special Area)」とされる。漁業に関しては、両国の漁業の機会が両国にと って不利な影響を与えてはならず、両国の既存の総漁獲許容量を維持し、かつ、関係する 資源に関する漁業活動の相対的な安定を確保するために、両国は、漁業区域において密接 な協力を続けていくことが規定されている。炭化水素資源の開発については、境界線を越 える鉱床の開発に関して詳細な規定があり、両国の共同開発の可能性が規定されている40。 この条約により、40年来のノルウェー・ロシア間の紛争が解決されたことは大きな意味 を持つ。北極地域の大陸棚に関して、各国は最近になっても様々な主張を行ってきた。た とえば、2006年11月27日に、ノルウェーは、国連事務総長を通じ大陸棚限界委員会に対 して申請を提出した41。ノルウェーが申請を提出したことが国連事務総長によって、全国連 加盟国に通知され、これに対して、デンマーク、アイスランド、ロシアがそれぞれ自国の

³⁸ C.A. Fleischer, "The Nothern Waters and the New Maritime Zones," *G.Y.I.L.*, Vol. 22 (1979), pp. 106-118.

³⁹ 堀内賢志「ロシア・ノルウェーが大陸棚海域の画定・協力条約に調印」『外国の立法』 (2010.11) http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02450207.pdf, as of March 5, 2013. なお、これまでの合意としていわゆる「グレーゾーン協定」があった。佐藤好明「スピッツベルゲン島とバレンツ海の法的地位」『東京水産大学論集』22 号 (1985 年) 60-62 頁。

⁴⁰ 英語正文は以下参照。

http://www.regjeringen.no/upload/SMK/Vedlegg/2010/avtale_engelsk.pdf, as of March 5, 2013.

⁴¹ Continental Shelf Submission of Norway in respect of areas in the Arctic Ocean, the Barents Sea and the Norwegian Sea, Executive Summary,

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/nor06/nor_exec_sum.pdf, as of March 5, 2013.

見解を表明する文書を国連事務総長に提出していた42。こうした主張が強く打ち出される中で、同年2月20日にノルウェーとデンマーク間でスヴァールバルとグリーンランドの間の海洋および大陸棚の境界画定に関して条約を締結した43のに続き、先に見たノルウェー・ロシア間の合意が生まれたのであった。

しかし、ノルウェー本土からスヴァールバル諸島までの大陸棚の延長がある44か否かという点や、さらには、スヴァールバル諸島から北極点までの海域や大陸棚の帰属など未だ確定していない区域が多いのも事実である。

IV むすびにかえて

以上、本稿においては、まず、スヴァールバル諸島の地理と歴史について概観し、次にその法的地位について考察した。スヴァールバル諸島は、かつてとりわけ戦時には戦略上の要地とされ、また、経済的にも炭鉱業が盛んであった。しかし、今日においては、それらの重要性は低下したように思われる。その意味では、ノルウェーとロシアとの間の海洋境界画定合意に見られたように、各国にとっての地域の関心は、主として海洋の漁業資源と海底の天然資源である。ゆえに、共同開発をしてでも利益を呼び込みたいという観点から、ノルウェーとロシアは近年になって境界線に妥協したといえる。

法的には、多数国間条約であるスピッツベルゲンに関する条約により、スヴァールバル諸島は、ノルウェー領でありながら、いわゆる国際化地域とされ、各当事国国民に対して平等な取り扱いが定められている。もっとも同諸島は、もともと人が住むには適さない場所であり、主として人が住み町を形成しているのは、スピッツベルゲン島のロングイェールビーンに過ぎない。すでに見たように、2600を超す住民のうち、大半はノルウェーからの移民であるが 40以上の国々から来た人々が定住している。近年顕著な傾向として、タイからの移民が増えているということである。スヴァールバルのノルウェー移民のうち、タイから来た者が 106 名おり、ノルウェー人移民の中ではタイからの移民が最大規模とされる。すでに見たスピッツベルゲンに関する条約により、スヴァールバル諸島ではビザなしで生活できるため、こうした遠い国から移民が入植してくるのであるが、ビザなしの移民と、ノルウェー人と結婚した移民との間で一つまり、不正規の(undocumented)移民と合法な(legal)移民一身分に違いがあることが問題として指摘されうる45。今後は、定住外国

 $^{^{42}}$ 長岡さくら「大陸棚限界委員会における『係争海域』に関する一考察」『駿河台法学』 25 巻 1 号(2011 年) $^{103-105}$ 頁。

⁴³ Ulfstein, *supra* note 34, para. 58.

⁴⁴ ノルウェー政府は一貫して大陸棚は本土から継続するものとの見解を取っている。 http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/selected-topics/civil--rights/spesiell-folkerett/folker ettslige-sporsmal-i-tilknytning-ti.html?id=537481, as of March 5, 2013.

⁴⁵ From Thailand to Svalbard: migration on the margins by An-Magritt Jensen, Asia Portal.

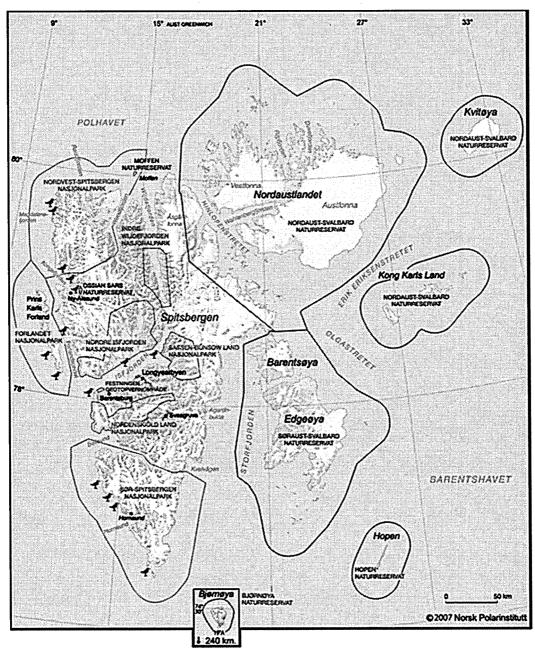
http://infocus.asiaportal.info/2009/05/25/mayfrom-thailand-svalbard-migration-margins

人間でのこうした問題を行政的に処理していく必要が出てくるであろう。

スヴァールバル諸島は、北極地域において特殊な地位にある。同諸島において主権を行使するノルウェーには、本稿の冒頭で見たバレンツ協力や北極評議会の流れの中で、いかに周辺諸国と協調しつつ、自国の利益を確保していくかが求められているといえよう。

⁻an-magritt-jensen/, as of as of March 5, 2013.

【資料 1】 【スヴァールバル諸島とその自然保護区】



- NATURRESERVAT / NATURE RESERVE
- NASJONALPARK / NATIONAL PARK
- GEOTOPVERNOMRÅDE I PROTECTED GEOTOPE
- ₹ FUGLERESERVAT / BIRO SANCTUARY

Norwegian Polar Institute, Svalbard's protected areas http://cruise-handbook.npolar.no/en/svalbard/protected-areas.html

【資料 2】

「スピッツベルゲン」に関する条約 大正9年2月9日 署名(パリ) 大正13年12月16日 批准 大正14年4月2日 批准書寄託

大正 14年1月20日 公布(条約第3号)

大正 14 年 8 月 14 日 効力発生

亜米利加合衆国大統領、大不列顛愛蘭連合王国及大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下、丁 抹国皇帝陛下、仏蘭西共和国大統領、伊太利国皇帝陛下、日本国皇帝陛下、諾威国皇帝陛 下、和蘭国皇帝陛下、瑞典国皇帝陛下ハ

諾威国力熊島ヲ含ム「スピッツベルゲン」群島上ニ主権ヲ有スルコトヲ承認スルト共ニ此等ノ地域ニ於て其ノ開發ト平和的利用トヲ確保スヘキ衡平ナル制度ノ設ケラルルニ至ルヘキコトヲ希望シ

之カ為条約を締結スルノ目的ヲ以テ左ノ如ク各其ノ全権の委員を任命セリ 亜米利加合衆国大統領

仏蘭西国駐箚亜米利加合衆国特命全権大使「ヒュー、キャムブル、ウォレス」 大不列顚愛蘭連合王国及大不列顚海外領土皇帝印度皇帝陛下

仏蘭西国駐箚英帝国特命全権大使「ダービー伯」

加奈陀

連合王国駐在加奈陀弁務長官「サー、ジョージ、ハルシー、パーレー」

濠太利連邦

連合王国駐在濠太利弁務長官「アンドリュー、フィッシァー」

新西蘭

連合王国駐在新西蘭弁務長官「サー、トーマス、マッケンジー」

南阿弗利加連邦

連合王国駐在南阿弗利加連邦弁務長官代理「レジナルド、アンドリュー、ブランケン バーグ」

印度

「ダービー」伯

丁抹国皇帝陛下

仏蘭西国駐箚丁抹国特命全権公使「ヘルマン、アンケル、ベルンホフト」

仏蘭西共和国大統領

内閣議長外務大臣「アレキサンドル、ミルラン」

伊太利国皇帝陛下

参議院議員「マッジョリーノ、フェラーリス」

日本国皇帝陛下

仏蘭西国駐箚日本国特命全権大使松井慶四郎

諾威国皇帝陛下

仏蘭西国駐箚諾威国特命全権公使男爵「ヴェデル、ヤールスベルグ」 和蘭国皇帝陛下

仏蘭西国駐箚和蘭国特命全権公使「ヨーン、ラウドン」 瑞典国皇帝陛下

仏蘭西国駐箚瑞典国特命全権公使伯爵「エーレンスヴェルト」 右各員ハ其ノ全権委任状ヲ示シ之カ良好妥当ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第1条 締約国ハ熊島即チ「ベーレン、アイランド」ト共ニ緑威東経十度乃至三十五度、 北緯七十四度乃至八一度ノ間ニ存在スル一切ノ島嶼殊ニ西「スピッツベルゲン」島、北東 島、「バーレンツ」島、「エッジ」島、「ウィッヘ」諸島、希望島即チ「ホーペン、アイラン ド」、「プランス、シァール」島並附属ノ島嶼及岩礁ヲ包含スル「スピッツベルゲン」群島 ニ対スル諾威国ノ完全無欠ナル主権ヲ本条約ノ規定ニ従ヒ承認スルコトニー致ス(附属地 図参照)

第2条 一切ノ締約国ノ船舶及国民ハ第1条所掲ノ地域及其ノ領水内ニ於ケル漁猟権ノ行 使ヲ均等ニ許容セラルヘシ

諾威国ハ右地域及領水内ニ於ケル地方動植物ノ保存ヲ及必要アルトキハ其ノ繁殖ヲ確保スルニ適当ナル措置ヲ維持シ、採用シ又ハ命令スルノ権能ヲ有ス尤モ此等ノ措置ハ一切ノ締約国ノ国民ニ常ニ均等ニ適用セラルヘク其ノ中ノ或一国ノ利益ノ為直接又ハ間接ニ何等ノ免除、特権又ハ恩典ヲ設クヘカラサルモノトス

土地占有者ニシテ第6条及第7条ノ規定ニ依り其ノ権利ヲ承認セラレタルモノハ(1)地方警察規則ノ条件ニ従ヒ住宅、家屋、倉庫、工場及土地開発ノ目的ヲ以テ為サレタル設備ノ付近ニ於イテ(2)企業又ハ開発事業ノ本拠ョリ十吉米ノ圏内ニ於テ其ノ有スル土地ニ排他的狩猟権ヲ享有スヘシ但シ右孰レノ場合ニ於テモ諾威国政府ノ本条ニ準拠シテ制定スル規則ヲ遵守スヘキモノトス

第3条 一切ノ締約国ノ国民ハ事由及目的ノ如何ヲ問ハス第1条所掲ノ地域内ノ水域、峡 江及港湾ニ到リ及之ニ寄港スルノ自由ヲ均等ニ有スヘシ右国民ハ当該地方ノ法令規則ヲ遵 守スル限リ完全ナル均等ノ基礎ニ於テ海事上、工業上、鉱業上及商業上ノ一切ノ作業ニ何 等ノ障礙ヲ受クルコトナク従事スルコトヲ得ヘシ 右国民ハ陸上ニ於テモ領水内ニ於テモ海事上、工業上、鉱業上及商業上ノー切ノ企業ヲ実 行経営スルコトヲ同シク均等条件ノ下ニ許サルヘク企業ノ如何ヲ問ハス独占権ハ決シテ之 ヲ設定スヘカラサルモノトス

沿岸貿易ニ関スル諾威国現行ノ法規ノ如何ニ拘ラス第 1 条所掲ノ地域ヲ発シ又ハ之ニ向フ 旅客若ハ貨物ヲ搭載シ若ハ陸揚スル為ニ又ハ其ノ目的ノ為ニ往航復航共諾威国港湾ニ寄港 スルノ権利ヲ有スヘシ

一切ノ締約国ノ国民並其ノ船舶及貨物ハー切ノ点ニ関シ殊ニ輸出、輸入及通過ニ関シ諾威国ニ於テ最恵国待遇ヲ享受スル国民、船舶及貨物ニ適用セラレサル何等ノ負担又ハ制限ヲ課セラルルコトナカルへク諾威国ノ国民並其ノ船舶及貨物ハ之カ為他ノ締約国ノモノト同一視セラレ何レノ点ニ付イテモー層ノ優遇ヲ享ケサルヘキモノトス

締約国中ノ或一国ノ領域ニ仕向ケラルル貨物ノ輸出ニ課スル負担及制限ハ他ノ締約国(諾威国ヲ含ム)又ハ別国ノ領域ニ仕向ケラルル同種ノ貨物ノ輸出ニ課スルモノト異リ又ハ之ョリ重キモノニ非サルコトヲ要ス

第4条 諾威国政府ノ認許ニ依リ又ハ其ノ経営ノ下ニ第1条所掲ノ地域内ニ既ニ設置セラレスハ将来設置セラルヘキ公衆用無線電信局ハ1912年7月5日ノ無線電信条約又ハ同条約ニ代フル為締結セラルヘキ国際条約ノ定ムル条件ニ従ヒ各国ノ船舶及締約国ノ国民ノ通信ノ為完全ナル均等ノ基礎ニ於テ常ニ之ヲ公開スルコトヲ要ス

不動産ノ所有者ハ自己ノ用務ノ為ニ常ニ無線電信装置ヲ架設利用スルコトヲ得ヘク該無線電信装置ハ私用ノ為ニ他ノ固定又ハ移動無線電信局(船舶上及航空機上ニ設ケラレタルモノヲ含ム)ト通信スルノ自由ヲ有スヘシ但シ戦争状態ヨリ生スル国際義務ニ従フモノトス

第5条 締約国ハ第1条所掲ノ地域内ニ国際測候所ヲ設置スルノ有益ナルコトヲ承認ス其ノ構成ハ後日ノ条約ニ依リ之ヲ規定スヘシ

右ノ地域内ニ於テ科学的研究ヲ行フノ条件モ亦条約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第6条 締約国ノ国民ニ属スル既得権ハ有効ト認メラルへシ但シ本条ノ規定ヲ留保ス

本条約署名前ニ於ケル土地ノ占有又ハ先占ニ基ク権利ニ関スル請求ハ本条約附属書ノ規定ニ従ヒテ処理セラルへク該附属書ハ本条約ト同一ノ効力ヲ有スヘシ

第7条 諾威国ハ第1条所掲ノ地域内ニ於ケル所有権(鉱業権ヲ含ム)ノ取得、享有及行使ノ方法ニ関シテハ締約国ノー切ノ国民ニ対シ完全ナル均等ヲ基礎トシ且本条約ノ規定ニ 準拠スル待遇ヲ許与スルコトヲ約ス

公用徴収ハ公共ノ利益ヲ目的トシ且正当ナル補償金ノ支払ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ行フ コトヲ得サルヘシ

第8条 諾威国ハ主トシテ各種ノ税金、課金又ハ料金並労働ノ一般的及特別的条件ノ見地 ヨリ締約国(諾威国ヲ含ム)中ノ一国又ハ其ノ国民ノ為ノ一切ノ特権、独占権又ハ恩典ヲ 排斥シ且各種ノ有給従業員ニ対シ其ノ身体上、道徳上及智能上ノ福祉ニ必要ナル給料及保 護ノ保障ヲ確保スヘキ鉱業法規ヲ第1条所掲ノ地域ニ付制定スルコトヲ約ス

第9条 諾威国ハ其ノ国際連盟加入ニ基キテ生スル同国ノ権利及義務ニ従フノ外第1条所掲ノ地域内に海外根拠地ヲ設置セス及其ノ設置ヲ容認セス且築城ヲ構設セサルコトヲ約ス前記地域ハ戦争ノ目的ノ為ニ之ヲ利用スルコトヲ得サルモノトス

第10条 締約国カ露西亜国政府ヲ承認スルノ結果露西亜国ヲシテ本条約ニ加入スルコトヲ 得シムルニ至ル迄ノ間露西亜国ノ国民及会社ハ締約国国民ト同一ノ権利ヲ享有スヘシ

右ノ国民及会社カ第1条所掲ノ地域内ニ於テ主張スルコトアルヘキ請求ハ第6条及本条約 附属書ノ定ムル条件ニ従ヒ丁抹国政府ノ仲介ニ由り提出セラルヘク同政府ハ之カ為周旋ヲ 為スコトニ同意ス

本条約ハ仏蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ正文トシ批准ヲ要ス

批准書ノ寄託ハ成ルヘク速ニ巴里ニ於テ之ヲ為スヘシ

政府カ欧羅巴以外ノ地ニ在ル国ハ巴里ニ於ケル自国ノ外交代表者ニ由リ仏蘭西共和国政府 ニ対シ単ニ其ノ批准済ノ旨ヲ通報スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ成ルヘク速ニ批准書ヲ送 付スルコトヲ要ス

本条約ハ第 8 条ノ規定ニ関スル限リ各署名国ノ批准後直ニ実施セラルヘク其ノ他ノ点ニ関シテハ同条ニ規定スル鉱業法規ト同時ニ実施セラルヘシ

第3国ハ正当ニ批准セラレタル本条約ニ対スル加入ヲ仏蘭西共和国政府ニ依リテ招請セラルへシ右ノ加入ハ仏蘭西国政府宛ノ通告ニ依リ行ハルへク同政府ハ之ヲ他ノ締約国ニ通知

スヘキモノトス

右証拠トシテ前記各全権委員ハ本条約ニ署名ス

1920年2月9日巴里ニ於テ本書2通ヲ作成シ1通ハ之ヲ諾威国政府ニ送付シ他ノ1通ハ之ヲ仏蘭西共和国政府ノ記録ニ寄託保存スヘク本書ノ認証謄本ハ之ヲ各署名国ニ交付スヘシ

ヒュー、シー、ウォレス ダービー ジョージ、エッチ、パーレー アンドリュー、フィッシァー トーマス、マッケンジー アール、エー、ブランケンバーグ ダービー ハー、ミルシント アー、ショリーノ、フェラーリス 松井慶四郎 ヴェデル、ヤールスベルグ イェー、エーレンスヴェルド

冷戦後のバルト海における島嶼間地域協力の展開 — Baltic 7 の事例を通して —

河原 祐馬

The Evolution of Regional Cooperation among the Baltic Sea Islands after the End of the Cold War: Focusing on B7

Yuma Kawahara

In the Baltic Sea region, new activities for regional cooperation have been activated since the end of the cold war and the collapse of the USSR. The Baltic Sea region presently takes part in EU policies toward the stability of Wider Europe and carries out sub-regional cooperation which assists in deepening the European integration. The geopolitical environment of the Baltic Sea, which is situated on the northeast Europe, is unique, and the process of eastward expansion of the EU has given a great effect on regional cooperation in the Baltic Sea region.

This article will first examine the inter-state regional cooperation in the Baltic Sea region after the end of the cold war, and then, discuss the process of regional cooperation among the Baltic Sea islands, namely B7, which was formed by seven Baltic Sea islands. The regional cooperation in the Baltic Sea since the end of the cold war has been highly institutionalized by the multi-layers governance. Although national governance plays a central role, the process of regional cooperation in the Baltic Sea region, in which transnational governance on the multi-layers level has been carried out, presents a unique pattern as compared with the other regional cooperation.

In the process of regional cooperation since the end of the cold war, the Baltic Sea region has built up civil network for transnational cooperation with the NGOs in various fields. It can be said that such process will be an important touchstone for seeking a new regional identity leading to the formation of regional civil society beyond the framework of nation-state, along with the process of EU integration. In terms of creating a new common identity in the Baltic Sea region, a series of activities through a transnational network among local governments of the islands, such as B7, will give a significant implication, when we think about a new approach which is different form traditional governance based on a national identity. We can regard B7's unique activities as an interesting "experiment" in forming a new regional cooperation in the Baltic Sea region after the end of the cold war.

はじめに

環バルト海地域は、政治的、経済的かつ社会的次元の目的形成が冷戦の終結とソ連邦の崩壊に伴う同地域をとり巻く環境の大きな変化の中で始まった地域的領域であると捉えることができ、今日、それは、「潜在的な不安定と紛争の領域と見なされていた 90 年代初頭以来、その枠組みにおける諸国間の協力が平和的転換の一例と見なし得る急速に発展する地域」[Ozolina2006:9] へと成長を遂げている。冷戦時代、同地域は欧州における米ソ対立の「前哨」として、地政学的にも重要な地理的位置を占め、そこには、かつては「多極共存型安全保障」と呼ばれた安全保障上の特殊な環境が存在していた。即ち、ここでは、ドイツは東西に分かれ、デンマークとノルウェーが NATO に加盟する一方、ソ連とポーランドは WTO に加盟し、また、その中間に中立政策を採るスウェーデンとフィンランドが位置するという、いわゆる「ノルディック・バランス」の名で知られる微妙な力の均衡状態の中での共存が維持されていたのである [河原 2007:2]。

冷戦の終結とその後の旧ソ連東欧地域への EU の東方拡大プロセスを経て、環バルト海地域は現在、EU による広域欧州(Wider Europe)1の安定化に向けた政策の一翼を担っており、そこでは、欧州統合の深化の動きを下支えする下位地域的な協力が展開されている。2004年におけるポーランド及びバルト三国の EU 加盟により、バルト海は文字通り EU の「内海」となったが、このことは、環バルト海諸国間の協力の在り方についての新たな問題を提起している。 EU 全体の人口の約6分の1が生活する環バルト海地域は、豊かな北・西と貧しい東・南の部分に分かれたままであり、社会・経済的観点において未だ大きな差異性を内包する空間である [Ganzle2011:5]。こうした差異性を内包する同地域の協力の形は今後どうのように推移していくのであろうか。環バルト海地域の発展に向けた可能なシナリオの分析を主たる目的としてなされた R・グラウディンシュらの考察は、現在、政界及び学会における環バルト海地域の展望についての議論が大きく分かれていると指摘した上で、同地域における二つの異なる地域協力の基本的な方向性について言及している。一つは環バルト海地域のほとんどの国が EU 及びその経済空間に属していること

^{1 2003} 年 3 月、欧州委員会は、「広域欧州」という新たな地域的空間を想定して、拡大 EU と南東欧近隣諸国との新たな関係の道筋を示すものとして、「近隣諸国政策 (ENP)」の基本的枠組みを提示した。拡大 EU の北東周辺部を占めるバルト海の地政学的な位地は特殊であり、特に、冷戦後の環バルト海地域協力の経験は EU による同政策の行方を検討する上でも有益な事例であると考えられる。

を踏まえて、同地域の発展を独立した地域形成に向けたプロセスとしては捉えない見方であり、いま一つは EU の拡大が環バルト海地域の協力の在り方に一定の変化を与えつつも、同地域内に現存する独自の相関的な協力のネットワークは存続しつづけるという見方である [Ozolina2006:9-10]。こうした見方の是非についてはここでは置くとして、ともあれ、環バルト海地域をとり巻く環境は冷戦の終結によって一変し、今日、同地域における地域協力をめぐる問題が大きな関心を集めており、その新たな可能性についての議論が、EUの拡大と深化をめぐるそれらと並行しつつ、盛んに論じられている。

ここでは、主として、「国家の主権の中に完全に囲い込むことの不可能なトランスナショ ナルな空間である海域に位置する島嶼間の海を媒介とした非国家的主体による独自のトラ ンスナショナルなネットワークの構築」という本研究プロジェクトにおいて提起された基 本的な観点を踏まえて、以下、バルト海に位置する七つの島の自治体によって結成された Baltic 7 (以下、B7と略す)による島嶼間地域協力に関わる活動を中心に、冷戦後の環バ ルト海地域における地域協力の新たな展開プロセスについて見ていくことにしたい。バル ト海の島々は、これまで、何世紀にもわたる自らの歴史によって統一され、その相互の交 流を通じた独自の関係性を維持してきた [Nordic Council of Ministers 1996:1]。冷戦期の 東西対立によってバルト海に引かれた、いわゆる「鉄のカーテン」は同地域のこうした歴 史的に培われた相互の関係性を一時的に断ち切るものであったと言えるが、冷戦の終結は 再びこうしたバルト海の島々の歴史的かつ文化的な関係性を復活させ、その後の環バルト 海地域におけるトランスナショナルなネットワークの形成プロセスにポジティブな影響を 与えるものであったと考えられるからである。本報告では、以下、まず冷戦後の環バルト 海地域における国家間協力をめぐる問題に目を向け、それらの問題を踏まえた上で、B7 の活動を中心としたバルト海の島嶼間地域協力の展開プロセスについて論じていくことに したい。

I. 冷戦後のバルト海地域協力について

バルト海はユーラシア大陸とスカンジナヴィア半島に囲まれ、日本の領土よりやや広い 約40万k㎡からなる北ヨーロッパに位置する内海である。同海域の北部にはボスニア湾、東部にはフィンランド湾やリガ湾、また南部にはグダニスク湾があり、それは、カテガット及びスカゲラックの両海峡を経て北海へとつながっている。海域内には、オーランド諸

島やボーンホルム、ゴットランド、ウェイランド、オーランド、ヒューマア及びサーレマアといった島々が点在しており、これらの島々と沿岸諸都市との間には古来より海上交通網が発達していた。環バルト海地域は、先にも述べたように、冷戦時代においては米ソ対立を基調とする東西二極化という基本的な対立構造の中で安全保障上緊迫した地政学的環境下にあったが、1989年の冷戦終結後は、EUの東方拡大をはじめとする欧州全体の安定化に向けた一連の動きの中で、様々な実験的試みを内包した特殊なパターンの地域協力を発展させている。バルト海をとり巻く環境は、ポーランドやバルト三国における民主化に向けた政治運動、ベルリンの壁の崩壊とそれに続くドイツ統一、さらには、ソ連邦の崩壊といった前世紀80年代から90年代初頭にかけての歴史的な諸事件によって、大きく変化した。同地域をめぐるこうした政治環境の変化は、国家はもとより、地方自治体やNGOといった環バルト海諸国の様々なレベルのアクターたちが、環境問題や経済協力、また、文化交流といった多元的な領域での地域協力のネットワークの構築に向けた活動に取り組むことを可能にしたと考えられる[河原 2007:3]。

冷戦後の環バルト海地域協力の制度化のためのプロセスは、それが旧ソ連・東欧地域の 不安定な諸情勢からスカンジナヴィア諸国及び統一ドイツを保護するための「安全弁」と しての役割を担うべく進められていく。冷戦後の同地域協力の取り組みに対するその基本 姿勢において、バルト海沿岸諸国は大きく分けて三つの異なるグループに分けることがで きる。一つ目は、ドイツと北欧諸国であり、これら諸国はバルト海における安全保障問題 に対する持続的な関与を共有しており、同地域協力を最も積極的に牽引するグループであ る。特に、ドイツとデンマークは CBSS (環バルト海諸国評議会) の創設に大きく貢献し、 また、フィンランドは EU のノーザン・ダイメンション (以下、ND) の主たる参加国で あり、スウェーデンも同地域協力の多元的なレベルでのネットワークの構築に積極的に関 与している。二つ目は、ポーランドとバルト三国であり、これら諸国は冷戦終結に伴う体 制移行の中で、当初は先の第一グループが中心となって発進させた環バルト海地域協力に 基づく「地域ビルディング」の活動よりも自国の「ネイション・ビルディング」のそれを 優先させる諸政策を推進していたが、同地域協力への前向きな取り組みが NATO 及び EU への加盟に有益なものであるとの政治的判断から、次第にその活動に対する国家としての プライオリティを高めていった。最後の三つ目はロシアであり、同国は 1990 年代を通し て、カリーニングラード州の地位問題やバルト三国のロシア語系住民をめぐる他の二つの グループに属する国々との対立姿勢を鮮明にしていたが、NATO 及び EU の旧ソ連・東欧 地域への実際の拡大の流れの中で同地域における地域協力の取り組みに対して次第により協調的な姿勢を示していく [河原 2007:3-4]。2000 年代に入って以降、ロシアの環バルト海地域協力に対する関心は高まりを見せており、そのことは同国の CBSS 内での活発な活動によっても読み取ることができると考えられる [Ozolina 2006:15-16]。

以上のようなバルト海沿岸諸国の異なる環境を前提とする環バルト海地域協力の制度化 のためのプロセスにおいて最も大きな役割を果たしているのが、ND 及び CBSS に関わる 一連の取り組みであると言える。ND は、1997 年、当時 EU の議長国であったフィンラン ドにより提案され、翌年、EU の北部ヨーロッパ地域のための地域政策プログラムとして 採択されたものである。それには、ドイツ、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、 ポーランド、バルト三国といった EU 加盟国及び EU 域外のノルウェーとアイスランドが 含まれており、「北欧における対話と持続可能な発展のための共通の枠組みを与えること」 「Wallis2011:102-103」がその主たる目的とされている。ND はアイスランド及びグリー ンランドから北西ロシアへ、また、北極地域からバルト海南岸へと至る広範な領域をカバ ーするものであり、環バルト海協力やバレンツ海を EU に結びつけ、「ヨーロッパ北部と EU の協力関係を進展させると同時に、EU 内の地域協力の補強を通じて地域のポテンシ ャルを強めようとするプロジェクトである」[大島 2005: 303] と考えられる。EU は、2000 年に「アクションプラン 2001-2003」のためのガイドラインを承認し、さらに、2003 年 には第二次アクションプランが採択されたことによって、同イニシャティヴはより具体的 な形で推進されていった。ND は以下に示す CBSS をはじめとする前世紀 90 年代初頭に 開始された同地域における既存の地域協力の枠組みが EU の地域政策に組み込まれる形で 実現したものであり、それは今日、「欧州北部の様々なアクターが参加する緩やかな水平的 協力枠組み」となっており、ND に体現されるこうした「北欧の地域協力の EU との連動 は、北欧の従来の地域安定化の試みをさらに広げるための努力である」[大島:305] と言え るだろう2。

次に、CBSS についてであるが、それは、「環バルト海地域におけるトランスナショナルなネットワーキングを促進するための中心的なアクター」[Schymik2003:233] の役割を

² ND には、「環バルト海諸国会議、バレンツ会議、北欧会議、北極会議の4つの協力組織の他、中心的な EU 加盟国ドイツ、EU 内において独自の立場をとるデンマーク、独自の福祉国家戦略をとってきたスウェーデン、ロシアと国境を接するフィンランド、新しい EU 加盟国(ポーランド、バルト3国)、EU 域外の欧州経済領域(EEA)に留まるノルウェーとアイスランド、EU の枠外に留まるロシア北西地域が含まれている」(蓮見 2009: 107)。

果たしていると考えられる。同評議会はソ連邦が崩壊したわずか二ヵ月後の1992年3月、環バルト海協力のための政治フォーラムとして、その「コペンハーゲン宣言」によって創設された。現在の正式メンバーは、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ノルウェー、アイスランド、ドイツ、ポーランド、バルト三国、ロシア及び欧州委員会である。CBSSは、その創立当初、軍事的安全保障問題ではなく、旧共産主義諸国の不安定な諸状況及び同地域内の不均衡な富の配分といった異なる領域の問題を取り上げ、環バルト海地域を「一種の緩衝地帯へと変えるためにそのレベルが高まりつつある非軍事分野での地域協力を利用しよう」[Tassinar2005:390]と努めた。CBSSはこれまで、バルト海の海洋汚染対策を中心とした環境保護、地域の経済障壁の除去、核の管理問題、民主主義と人権の促進、持続可能な開発協力、警察・沿岸警備・出入国管理・関税等の業務協力を通じた同地域内での市民の安全確保、バルト海の海洋遺産をはじめとする歴史的文化財の保護、市民社会とNGOの発展のための国際協力といった多岐にわたる活動に従事しており、こうしたCBSSの取り組みを中心とした環バルト海地域協力の活動は、冷戦直後の時期における当時の不安定な状況と比較して、同地域の安定に大きく寄与する多くの成果を上げていると見なすことができる[河原 2007:3]。

CBSS はまた、その創立時に、主にポーランドやバルト三国など旧共産圏の加盟諸国において民主的な制度を発展させるための最初のステップとして、WGDI (民主的制度に関するワーキング・グループ)を立ち上げ、また、人権及び少数民族担当の CBSS 委員のポストを創設した。WGDI と同委員はその当初から、多岐にわたる領域で NGO との緊密な協力関係を発展させていった。それによって、特に NGO の地位と機能づけについてのセミナーが開始され、NGO の存在を保障するために必要とされる司法、財政及び行政上の諸条件についての議論がこれと並行して進められた。前世紀 90 年代を通じて、CBSS のイニシャティヴによる同地域における NGO ネットワーク構築に関するポジティブな展開が見られ、例えば、人権に関係した NGO ネットワーク構築のそれがバルト三国やロシアにおいても見出されるようになった [河原 2007:7-8]。

CBSS と NGO との連携を通じた環バルト海地域におけるリージョナルな空間における市民社会構築に向けてのこうした動きは、2001年3月の「コペンハーゲン NGO イニシャティヴ」や同5月にドイツのリューベックで開催された「バルト海 NGO フォーラム」に結実する。これら両イベントの目的は、「バルト海地域全般の発展、特に、CBSS との関係で、市民社会及びバルト海に基盤をもつ NGO のより強力な役割を確保する」ことであり、

前者には九つの CBSS 諸国から 61 の NGO 組織が、また、後者にはその 10 ヵ国から 151 の NGO の代表が参加した [河原 2007:8]。これらコペンハーゲン及びリューベックでの試みに続いて、環バルト海全体のレベルでの NGO 協力はさらなる発展を遂げていく。即ち、ロシア政府も CBSS の支援下にある NGO のフォーラム招集を支持し、2002 年 4 月、サンクトペテルブルクにポーランドを除く CBSS 諸国の NGO 代表が集まった。こうした流れを受けて、CBSS 支援下の「バルト海 NGO フォーラム」は 2001 年以降、2012 年 4 月のベルリンでの最近のそれ(次回は、2013 年 4 月、ロシアのサンクトペテルブルクでの開催が予定されている)に至るまで、これまで恒常的に開催されている [Baltic NGO Forum 2013]。以上のような CBSS と NGO との密接な連携による市民的ネットワーク構築の動きは同地域におけるリージョナルな市民社会形成に向けての指導的な役割を果たすものであると考えられる。CBSS は現在改革下にあり、それは、改革に関わるリガ宣言に基づいて、2008 年 6 月以降、ワークグループのエクスパート・グループへの改編など組織改革を推進している。次節以下では、本節で言及した環バルト海地域における EU 及び国家間レベルの地域協力の枠組みの中で、B7 の活動を中心としたバルト海の島嶼間地域協力の現状について、見ていくことにしたい。

Ⅱ. バルト海島嶼の地域協力ネットワーク

バルト海の島々は、これまで幾世紀にもわたる太古からの自らの歴史的営みによって一つの海域空間として統一され、その相互の交流を通した独自の関係性を培ってきた。例えば、その多くが中世において「ハンザ同盟による都市間商業が最も発達した頃から、交易の重要な中継地点」[大西 2009:117] となっていた。これらの島々は、冷戦終結後の環バルト海地域において顕著な現象となった協力のためのトランスナショナルなネットワークの形成プロセスの中で、それらが島としてもつ環境の共通性故に自らの未来の発展に向けた独自のネットワークの構築に向けた活動に取り組んでいった。その代表的な事例が、冒頭でも言及した「B7 Baltic Islands Network」である。B7 は冷戦が終結した 1989 年に設立された環バルト海沿岸地域の五つの国に属する七つの島々で構成される島嶼間地域協力のための枠組みである [Bornholm Chairmanship 2007]。B7 の島々はバルト海で規模的に最も大きく、また、自治体として一定の裁量権限を保持していることをその特徴としており、これらは B7 のネットワークを通して、自らがそれぞれに所属する国の政府を飛

び越えて、直接、共同で EU への陳情を行うなどのロビー活動に従事している。本節では、 以下、この B7 を構成する七つの島々の概要について紹介した上で、2004 年 9 月に採択さ れたその憲章に基づいて、同ネットワークの活動目的及び組織運営等の説明を行うことに したい。

1. B7 の島々について

B7 は、フィンランド領のオーランド、エストニア領のヒューマアとサアレマア、スウェーデン領のゴットランドとウェイランド、デンマーク領のボーンホルム及びドイツ領のリューゲンのバルト海の七つの島々で構成されている。

オーランドは、フィンランドとスウェーデンとの間に位置する約 6,500 以上の島々と岩礁から成るスウェーデン系住民を主体とする民族的な自治権をもつ群島である。内、65 の島々が居住地となっており、人口は約 27,000 人である。面積は 1,527 k ㎡で、海域を含めると全体の領域は 6,784 k ㎡となる。経済の中心はマリエハムンであり、そこに全人口のほぼ半数が居住している。基本的産業は、造船業、農業及び漁業であり、1960 年代以降は観光業が成長している。中でも、造船業はオーランド経済の中心であり、同群島に最大の利益と雇用を提供している [Oland 2013]。

バルト海の東部に位置するヒューマアはエストニア第二の島であり、人口は約 10,000人である。面積は 1,019 k ㎡であり、多くの小さな岩礁から成る海域部分を含めて約 1,000 k ㎡の領域を占めている。同島の伝統的な基幹産業は農業と漁業及び林業であるが、最近では、エコロジカルな観光業及びプラスチック製品などの加工業などが主要な産業として成長している [Hiiumaa 2013]。このヒューマア島の西に位置する同じくエストニアのサアレマア島は同国で最も大きな島であり、面積は 2,922 k ㎡である。人口は約 37,000人であり、中心のクレッサーレに全住民の四割が居住している。七百年間にわたって、ドイツ、デンマーク、スウェーデン及びロシアによって交互に支配されてきた経緯があり、同島には、古い要塞や城、教会及び荘園といった歴史的な建造物が数多く残されている。主要産業は農業であり、また、古くから小型船舶の製造でも知られている。最近では、観光業が同島の将来における潜在的に重要な産業として成長している [Saaremaa 2013]。

ゴットランドは人口約 58,000 人で、それはスウェーデンの全人口の 0.7%に相当する。 面積は 3,140 k ㎡である。中心のヴィスビーはバルト海における主たるハンザ都市の一つ であり、同島には中世時代の石造りの教会をはじめとする歴史的建造物が数多く残されて いる。14世紀以降、同島は、デンマーク、スウェーデン及びドイツによる支配を経て、1679年に、最終的にスウェーデンの統治下に入った。基本的な経済構造は、スウェーデンの他地域と比べて、農業、林業及び公共部門における高い比率を特徴としている。石灰石や用材が同島の伝統的な生産品として知られており、最近では、観光業や建設業が重要な産業部門として成長している [Gotland 2013]。また、同じくスウェーデンに所属するウェイランドは、面積1,342k㎡、人口約25,000人であり、対岸のカルマルとの間に架けられた橋(6,072m)によって本土側と繋がっている。同島には、北のボルグホルムと南のモルビィランガの二つの自治体があり、それらは、観光業の振興や住宅供給をはじめとする公共サービス事業の推進に積極的に取り組んでいる。同島は経済的に、農業、漁業及び石灰石の採掘業に大きく依存しているが、昨今は観光産業の成長によって、年間三百万人を数える訪問客を迎え入れている [Hiiumaa Chairmanship 2010, 11]。

ボーンホルムは、デンマークの東、スウェーデンの南及びポーランドの北に位置するデンマークに所属する島である。面積は 587 k ㎡、人口は約 43,000 人である。2007 年 1 月まで、コペンハーゲン及びフレデリクスベルグと共に、同国で特権的な自治権限をもつ地方自治体であったが、現在は、コペンハーゲン首都地域(Region Hovedstaden)の一部となっている。主な産業は、漁業、農業、軽金属製造業及びガラス製品や陶器等の芸術・手工業であり、また、観光業も同島の将来にとっての重要産業として成長している
[Bornholm 2013]。

最後にリューゲンであるが、同島は二つの橋によってドイツ本土と繋がっており、面積は 976 km²、人口は約 74,000 人である。中心は人口 15,000 人のベルゲンである。12 世紀以降、デーン人の支配を、さらに、17 世紀の 30 年戦争後はスウェーデンの支配を受け、1815 年にプロシア領に編入された。同島の中心的な産業は観光業であり、130 万人前後の訪問客が毎年同島を訪れている。この他、農業、林業、漁業及びチョーク産業が伝統的な産業となっており、こうした産業に関連した中小規模の企業及びサービス部門が同島の主たる経済基盤となっている [Rugen 2013]。

2. B7 の組織運営について

2004年9月8日、B7の運営委員会によって、同ネットワークの組織運営を決定する基本文書として、「B7 憲章」が採択された。以下、ここでは、同憲章の内容に従って、B7 の組織運営の概要についての説明を行うことにしたい。まず同憲章の第一条において、同

組織の正式名称が「B7 Baltic Islands Network」とされ、つづく第二条では、同組織の将来像、目的及び戦略が定められている。「島民をより豊かに、より活発に、かつ、より幸福にすること」が B7 の島々の長期的な将来像として提示され、「経験とアイディアの交換を通した知見」、「プロジェクト、活動及びイベントを通した島々の発展」、同組織に所属する「島々の将来像の達成のためのロビー活動」がその主たる目的とされている。また、「B7 の将来のための協力の方向を与え、かつ、その枠組みを創ること」が、こうした目的を実現させる上での戦略目標とされている [Steering Committee 2004:1]。

第三条においては、B7 が「ナショナルかつインターナショナルなレベルで島の問題を促進するためのロビー活動を行うことができる組織」及び「政治家、公務員、一般住民レベルで活動する組織」と定められ、会員間の「経験と意見の交換のための協力」、「地域間プログラムとプロジェクト開発のための協力」及び「多方面にわたるネットワークとの協力」が謳われており、B7 の将来像を実現させ、かつ、その目的を達成するために、「各々の島が B7 の種々の組織の代表を任命し、かつ、合意されたプロジェクト、イベント及びB7 によって開始されたその他の活動を共同で実施することが期待」されている。また、B7 の法的地位に言及した第四条では、同ネットワークが「法的統一体として登録されるものではない」とされ、B7 憲章が同ネットワークの管理運営を決定するものと定められている [Steering Committee 2004:2]。

B7の組織について規定する第五条においては、運営委員会及びB7会議が同ネットワークの政策決定機関とされており、この二つの組織を支援するものとして、年次大会、議長職、事務局、ワークグループとフォーカスグループ、B7の促進者及びブリュッセル代表が定められている。運営委員会は、「B7の政治体であり、かつ、B7協力の枠組みと方向性を与える」役割を担っている。同委員会は、B7に加盟する島々から選出された政治家(各一人)たちによって構成されるとされ、少なくとも年に二回の開催が義務づけられている。定足数は四島以上の代表の出席によって満たされる。議長職は一年ごとの輪番で各加盟の島々によって担われ、同委員会の委員は、B7の戦略、政策、年次プログラム及び年次予算を審査かつ承認するものとされる。また、彼らは共通の利益をもつ領域における島々のためのロビー活動の人選を行い、かつ、「B7会議のメンバーとして参加するために各々の島から任命される行政レベルでの公務員を確保する」ものとされている。さらに、B7の旗、ロゴマーク、歌及びその他のシンボルについても、同委員会によって決定されるものとされている [Steering Committee 2004:3-4]。

もう一つの政策決定機関である B7 会議は同ネットワークの管理組織であり、B7 に加盟する各々の島から選出された上級公務員によって構成されるとされている。四つの島々からの代表の出席をもって定足数とされる。一年ごとの輪番で決められた島の代表が議長となり、年次プログラムの合意のためにこれを召集する。同会議は、「B7 の活動を計画、指導、組織、監督、管理、評価」する責任を負い、年に四回の割合で、行政上の要約及び会計報告をはじめとする B7 の活動について、運営委員会に報告することが義務とされている。また同会議は、「島々の代表がその他の B7 の組織で働き、かつ、合意された予算内でB7 の年次プログラム及び B7 の戦略を実施すべく働くために任命されることを保証する」ものとされ、さらに、「B7 会議、議長職及び事務局、ワークグループ、促進者、ブリュッセル代表、ウェブマスター及びその他の B7 の組織または代表のためのガイドラインを練り上げ、かつ、承認する」ものとされている [Steering Committee 2004:4]。

財政について定めた第六条では、「B7の運営は島の人口に基づいて、毎年、全会員によって財政措置が取られる」とされ、運営委員会が、B7の年次大会において、各々の島々の毎年の加盟料及び予算を承認しなければならないとされている。また、「B7の予算のためのガイドラインは B7会議によって示され、かつ、B7の運営委員会によって承認されなければならない」とされている [Steering Committee 2004:5]。最後の第七条では、B7以外の組織との組織協力について謳われており、「B7は、その財政的かつ人的資源の範囲内で、B7の島々の共通の利益を促進するために、その他の国際組織と協働する」とされている [Steering Committee 2004:5]。現在、B7の協働組織としては、CBSS、EU議会バルト・ヨーロッパ インターグループ、BSSSC (バルト海沿岸諸国サブリージョナル協力)、CPMR (周辺海運地域委員会)、UBC (バルト海都市連合)、北欧閣僚会議、HELCOM及び BDF (バルト海開発フォーラム) などがある [Steering Committee 2007:15]。

Ⅲ. B7 の島嶼間地域協力

2007年7月、B7の運営委員会によって承認された「変化する世界に向けてのB7の戦略 2007-13」において、1989年におけるその結成以来の自らの活動を踏まえて、変わりゆく世界におけるB7の今後の戦略についての具体的アジェンダが提示された。この戦略では、まず、B7の使命が「国際的な協力を通して、そのメンバーの発展とその目標達成に貢献することである」とされ、「共通の価値及び個人的価値に対する配慮に基づいて、平

等の連携をもって活動し、かつ、開かれた交流を促進すること」、「島の次元とバルト海地域の展望を共有しつつ、バルト海の問題に焦点を当てること」及び「その他の島と自らの組織との協力に向け、成果をよりよく達成するために活動すること」といった主たる活動目標が示されている。その際、B7が、外部を見据えつつ、プロジェクトの開発やイベントの組織、ロビー活動やネットワークの構築及び経験とアイディアの交換を通して、学びかつ発展していくことによって、島の利益に奉仕することが掲げられている。また、この戦略では、B7の島民の福祉、環境や生活状態及び島と島民の繁栄に関して、それが最も島の発展に貢献し得るテーマの設定が行われ、テーマごとの目的及び期待される成果、さらに、その目的達成のための簡潔なアクションプランの提案が行われている[Steering Committee 2007:6]。以下、同戦略において提示されたB7による島嶼間地域協力のための個々のテーマについて、簡単に目を通していくことにしたい。

まず、提示された最初のテーマは「文化」である。「B7が自らの共通の文化、コミュニティ、遺産及び歴史を強化し、かつ、発展させることに貢献することを必要としている」とした上で、文化的発展を強化するためのイニシャティヴを支援するという目的が設定され、この目的を達成するための文化的ネットワークの促進及び発展に向けた行動の提案が行われている [Steering Committee 2007:9]。つづくテーマは、「経済とビジネス」である。島がその中心的な産業部門である観光業、農業及び食料生産に対する投資家にとって魅力あるもの見なされることが必要であるとの認識の下、経済活動の多様性の促進及び新しい分野と伝統的なそれの両方における新規雇用の創出という目的達成のために、世界の島々との間の経験の交換のための行動が提案されている。また、雇用者にとっての被雇用者の有用性という観点から質の高い教育の重要性が指摘され、「教育」というテーマの下、国内平均と比肩し得る教育レベルという達成目標が示され、そのための行動として、島と教育先進地域との間の経験の交換及び教師や学生向けのEU交換プログラムの利用などが提案されている [Steering Committee 2007:10]。

さらなるテーマとして「エネルギー」が挙げられ、B7 の島々が化石燃料及び外部から の燃料供給に依存する現状を踏まえた上で、同ネットワークの島々におけるエネルギー供 給及びエネルギー効率にとって重要なエネルギー問題に関する EU 及びその他の国際的な イニシャティヴに対応し、島々の化石燃料への依存度の減少促進のための経験とアイディアの交換を行いつつ、島々に有益なエネルギー協力プロジェクトの発展と支援を促進する ことが、同テーマの主要な目的として掲げられている。また、この目的実現に向けた行動

として、共通のエネルギー・プロジェクト創出のためのイニシャティヴ及び協働組織であ る CPMR をはじめとする組織を通した他の島々もしくは地域との協力におけるエネルギ ー・プロジェクトへの参加といった提案がなされている [Steering Committee 2007:11]。 「環境と海」というテーマでは、B7 の島々に対する環境の直接的な影響の重大性と島々 にとって最善となる可能な環境確保の必要性という認識の下、バルト海の環境問題につい ての EU 及び国際的なイニシャティヴに対応しつつ、環境の価値の促進に向けたロビー活 動や島々の利益ための環境協力プロジェクトを発展かつ支援することを目的とし、そのた めの行動として、B7共通の環境プロジェクト立ち上げのためのイニシャティヴを採り、 CPMR をはじめとするその他の組織を通して、他の島々もしくは地域と共に環境プロジェ クトに参加することなどが掲げられている [Steering Committee 2007:11]。また、テー マ「ガバナンスと民主主義」では、冷戦終結とその後のロシアを除く沿バルト海諸国の EU 加盟に伴う環バルト海地域の環境の変化を踏まえた上で、あらゆるレベルにおけるガバナ ンスの質的改善、住民間のよりよい交流及び知識と経験の交換が目的として提案され、そ のための主たる行動として、地方政府の行政上の改善へと導く経験の交換のための提案と 支援、バルト海の住民間の絆を深めるための若者の交流、EU 発展の支持及び B7 の情報 を普及させるための努力とその活動等が掲げられている [Steering Committee 2007:12]。 さらにまた、ディジタルな次元での競争に対応するために「ICT(情報・通信・技術)」 というテーマが設定され、ICT の利用を通した島々にある固有の資源の成長と増大を目的 として、ディジタル情報や ICT 能力及び住民の交流や公共サービス利用のためのネットワ ークの改善等の行動が示されている [Steering Committee 2007:12]。 つづくテーマ「QOL (生活の質)」では、人口減少(ゴットランドとオーランドを除く)に起因する自治体の弱 体化に伴う医療をはじめとする公共サービスの質的低下という危機意識の下、本土のそれ に等しい社会インフラの整備という目的を実現させるための行動として、島のコミュニテ ィの維持に利する教育システム構築のための島嶼間での経験及び島民のニーズに対応した 社会サービス・システム構築のための経験に関わる情報交換、島内での生活コスト削減の ためのエネルギー領域における持続可能な協力、伝統的なコミュニティと島での生活文化 に活力を与えるための協力と経験に関する交換等が提示されている [Steering Committee 2007:13]

昨今その成長に陰りが見られる観光をめぐる問題をテーマとした「ツーリズム」では、 バルト海の島々が外部の顧客にとって魅力ある観光地となることを目的として、BDFと協 働しつつ、島の生産物の販売促進のための市場調査の促進及び島外の人々との相互理解の改善と島々をプロモートするための経験に関わる交換といった対策が、そのアクションプランとして提案されている [Steering Committee 2007:13]。また、テーマ「輸送と海運」では、交通の利便性が常に島々における自治体にとっての中心的な優先課題となっているとの認識の下、EUの「海運緑書(Maritime Green Paper)」及び EU と政府によるバルト海における島々の発展のための行動の機会を利用しつつ、島々への交通の利便性や安全及び救助サービスの改善を目的として、消防、警察、沿岸警備、救助及び公的サービスによる意見交換のための会議の支援、フェリー航路や空路のための財政支援強化活動の促進及び技術的問題(PSO)に関する CPMR 島嶼委員会や航空・フェリー交通に関する EU 法に基づいて組織されたワークショップへの参加といった行動が具体的な形で提案されている [Steering Committee 2007:14]。

最後のテーマである「ユース (若者たち)」においては、若者をはじめとする島民の社会 的かつ文化的傾向についての理解の保証、EU やバルト海の島々の理解促進及び島々の若 者の組織間の協力とネットワークの改善を目的として、ユース・キャンプを交互に行う年 二回のB7 Games やユース・キャンプが提案されている[Steering Committee 2007:14]。 ワークグループ "People to People" が、同テーマの目的を実現するための活動を推進する 上での中心的な役割を担っている。同ワークグループは、「未来に向けての B7の戦略 2002-2006」及びここで言及している「変化する世界に向けての B7戦略 2007-2013」に 従って、若者を中心とした島々の住民たちを相互に結びつけるために組織されたグラスノ ーツなプロジェクトを実行に移している [WG PTP 2009:2]。 "People to People" は、若 者が島に止まり、また、離島した若者が再び島に戻ってくるための環境づくりに努めてお り、例えば、雇用や教育、寛容及び文化間の理解といった問題に焦点を合わせた活動など を行っている [WG PTP 2009:3]。先に言及した二つのプロジェクト (B7 Games 及びユ ース・キャンプ)は、"People to People"の基礎的な戦略を支える主要な活動であると言 える。同ワークグループは、こうした恒常的なプロジェクトの他に、例えば、別のワーク グループ "Business & Tourism"との協力の下、B7の島々の企業、教育、芸術及び文化協 会関係者や若者、その他の利害関係者たちが協働に向けての相互理解を深めることを目的 とする B7 Contact Meetings のようなプロジェクトを企画するなど、B7 の島民間の相互 交流を仲介し、様々な活動分野における島嶼間協力の支援に努めている「WG PTP 2009:16]

Ⅳ. 環バルト海地域協力と環境問題

バルト海は、浅くて、半ば閉ざされた海である。それは、平均水深 52m、最大水深 459 mの浅瀬の海で、表面積は 415,000k ㎡、カテガット及びスカゲラック両海峡を通じて北 海につながった内海である [大島 1995:42]。沿岸地域には大小の人口規模をもつ多数の都 市が点在し、また、古くから海上交通の発達した、「とてもデリケートなエコシステムをも つ」[Baltic Sea Action Plan 2007: 10] 世界有数の汚染海域の一つである。バルト海をめ ぐるこうした状況は、今日、「環境圧力を創出し、そして、それは代わりにその長期の悪化 と闘うためのマクロリージョン的なアプローチの必要性の契機となっている」[Ganzle 2011: 2]。バルト海の海洋汚染をはじめとする同地域の環境保護問題に関わる取り組みは その起源を冷戦期の 1970 年代まで遡ることができ、それは他の分野の活動と比べて相対 的にタイムスパンの長い地域協力の体験を有している。冷戦の終結とそれにつづくソ連邦 の崩壊は、環バルト海地域をとり巻く政治環境を同地域における地域協力の推進にとって、 より開かれたものにした。1990年代はこの「協力の強度が劇的に増大した時代」であり、 そして、こうした協力の増大する強さが同地域において「最も可視的な形の一つとして現 れた」のが、政治協力の制度的枠組みの中での環境問題をめぐる活動であったと考えられ る [Ozolina2006:90]。以下、環バルト海地域の地域協力にとって最もその活動に関する 議論が進んでいるバルト海の環境問題について、論じていきたい。

1. HELCOM の政策と活動

バルト海全体をとり巻くすべての汚染源と闘うことを主たる目的として、1974年3月、環バルト海地域の七ヵ国によって調印されたバルト海海洋環境保護協定に基づく形でヘルシンキ委員会(HELCOM)が設置され、1980年における同協定の発効を経て、以来、HELCOMの閣僚級会合が毎年随時に開催されている。HELCOMは、環バルト海地域の環境レジームにおいて中心的な役割を果たしている。それが育成した広範な協力には、国、国際組織、下位地域的、科学的、技術的かつ私的セクター及びNGOといった様々なレベルのアクター間の協力が含まれており、これらの地域的環境政策ネットワークの活動は、バルト海全体の浄化についての広汎な戦略から、港湾や沿岸の開発、船舶等に起因する汚染や水質改善のための技術及び濾過や軟水化などの水処理についての特殊な議論に至るまで、基本的に、HELCOMの問題提起に基づいて展開されていると考えられる[VanDeveer

2011:37].

HELCOM は、これまでの歴史を通じて、環境に関わる国の法規制に対する詳細な勧告を数多く行ってきた。同閣僚級会合は、例えば、1980年代末から90年代初頭までの間に同海域の海洋汚染源の50%削減を要求するなど、ネットワーク化されたアクターたちが同地域の環境保護問題に注意を向けるべく様々な問題提起を行っている。環バルト海地域において、ヘルシンキ合意は「海洋環境とその保護に関わるすべての側面を包含する最初の枠組み協定」[Kern2011:30]であり、それ故、それはそれ以外の地域における海洋環境の保護問題に関する同様の協定にとってのモデル的な役割を果たした。また、ヘルシンキ合意及びその統治機関としてのHELCOMは、「それが1990年代初頭に至るまで地域的なレベルにおける唯一の総合的な環境制度であったので、同地域の持続可能な発展のための地域的統治システムの基礎と見なされ得るものであった」[Kern2011:30]と言えよう。

2007年11月、HELCOMの閣僚級会合によって採択された「バルト海アクションプラン」(Baltic Sea Action Plan.以下、BSAPと略す)は、新世紀に入って、HELCOMによる環境保護政策の行方を占う上で特記すべき活動戦略であると考えられる。同アクションプランは、「2021年までのバルト海海洋環境の良好な生態学的状況を回復させるための野心的な計画」であり、「人間の活動に起因する海洋の環境の持続的な低下と闘うためのより広範かつ効果的な行動のための重要な節目」となるものである [Ministerial Meeting 2007:1]。HELCOMはこれまでバルト海の汚染の減少や海洋環境に対するダメージ修復に努め、多くの領域において注目に値する成果を上げてきた。例えば、富栄養化に責任のある窒素化合物の投棄に関して、HELCOMはすでに窒素及び燐排出量の40%削減を達成しており、また、大気への窒素の放出についても40%の減少に成功し、さらに、約50品目の有害物質全体の排出量についても、その半減を実現している。しかし、HELCOMのBSAPの主たる目的の一つである水質浄化を達成するためには、バルト海における窒素と燐の排出量をそれぞれさらに約42%及び18%ずつ削減する必要があると推定されている [Ministerial Meeting 2007:1]。

BSAPは、非EU加盟国であるロシアをはじめとする全ての環バルト海地域協力を含んである。同プランは「バルト海の自然なエコシステムを保護することを目指す一方、未来における価値ある海洋資源が持続的に利用されること」を認めるものであり、そこでは、「健全なバルト海についてのわれわれの共通のヴィジョンを反映させるべく定義されたエコロジーの目的に基づかれるべきであり、それには広範な持続可能な活動を支援すること

ができるバランスの取れたエコシステムが伴われなければならない」とされている [Baltic Sea Action Plan 2007: 2-3]。BSAP は、同プランが取り組むべき中心的なテーマとして、富栄養化、危険物質、海洋活動及び生物多様性といった問題について言及している。まず、バルト海の富栄養化をめぐる問題に対する行動として、農場をはじめとする様々な汚染源から河川に流入する栄養源を削減し、排水処理工場などからの栄養物や風媒によるそれに起因する汚染を減少させるといった提案がなされている [Baltic Sea Action Plan 2007: 4]。また、危険物質をめぐる問題に関しては、環境を害する危険物質の使用の抑制、川や空から海に流入する危険物質のさらなる削減及び危険物質を含む化学製品等の安全処理といった対応が、さらに、海洋活動に関する問題に関しては、海洋の安全確保の改善や船舶の事故等による海洋汚染に備えた事前の準備といったそれが、必要とすべき基本的な行動として提案されている [Baltic Sea Action Plan 2007: 5・6]。最後に、生物多様性に関わる問題については、海洋及び沿岸保護区に関わる代表的なネットワークの立ち上げ、外来種の持ち込みに対する予防や栄養・有害物質の流入抑制といった目的達成のための行動提案がなされている [Baltic Sea Action Plan 2007: 7]。

2. 環境協力の重層的ネットワーク

前節で言及したようなバルト海の環境保全を害する既存のリスクを如何に効果的にとり除くことができるかどうかは、EU や CBSS 及びネットワーク化がさらに進む NGO との連携の下、HELCOM を中心とする環バルト海地域の環境レジームの機能強化の是非に大きく依拠していると言えるだろう。すでに触れたが、冷戦後の環バルト海地域における環境問題に関わる協力のネットワークは EU をはじめとする国際組織の関与によって形成されていった。旧ソ連東欧諸国におけるガバナンスの変化やバルト三国やポーランドの EU 加盟に向けた一連の動きの中で、同地域における EU の役割が実質的に増大していく。そして、環バルト海地域への EU の関与は同地域に下位地域協力の流れを生み出し、そうした下位地域協力の形成プロセスの中で、同地域の環境問題をめぐる議論と活動においても、その協力のための地域的サブネットワークが次第に形づくられていった。近年、EU は「拡大、対外関係及び地域的発展のバランスを取るためのマクロ地域戦略により傾斜する新しいアプローチを追求しよう」[Kern 2011: 22] としている。先述したように、1997年にフィンランドの提案によって採択された ND のような地域政策プログラムは、EU のこうした方向性の最初のステップとなるイニシャティヴであった。2003 年に開始された ND の

「環境パートナーシップ(NDEP)」は、同地域の環境問題を中心とした「ソフト」な安全保障問題における地域協力のための新たな協力として注目に値する。この活動は、環バルト海地域の国々が EU と連携しつつ、共通の関心事項として同地域の環境問題に関する協力の枠組みを構築し、その取り組みの中で、ロシアを例えば地域経済や市民的安全保障問題といったその他の分野での協力をも含めた北欧問題全般に関する協議に効果的に参加させることに成功している [河原 2007: 5]。さらに、2009 年 6 月に欧州委員会によって提案された「バルト海地域のための EU 戦略」は、EU のイニシャティヴによる環境及び開発目標の達成を主眼とする同地域の持続的発展を目指すものであり、これにより、「同地域が直面している中心的な難問に即して、調整された包括的な枠組みとこうした難問に対する具体的な解決との両方を与えることを模索」しようとするものである [Ganzle2011:3]。同戦略は、先に言及した HELCOM のアクションプランと環バルト海地域における EU の目標とを同時に実現しようと企図しており、この戦略の今後の行方は同地域における環境協力の在り方に大きな影響を与えるものであると考えられる。

また、高レベルの汚染からバルト海のエコシステムを護るためには、CBSS 諸国の当該 政府や環境 NGO をはじめとする様々なアクターたちによる同問題に対する持続的な関与 が必要であると言えよう。1996 年 5 月の CBSS 首脳会議の議長宣言において、グローバ ルな「アジェンダ 21」に沿う形でのバルト海における持続可能な開発のための地域的共通 行動プログラムを発展させることが合意され、さらに、1998年に開催された年次の CBSS 外相会議において、同プログラムを実行に移すための「バルト海地域のためのアジェンダ 21」が公式に採択された。これは今日「バルチック 21」プロセスとして知られているもの であり、農業、エネルギー、漁業、林業、工業、ツーリズム、交通及び教育といった分野 の個別的な目標を掲げた、同地域における経済・社会・環境に関わる諸条件のさらなる改 善を通した持続可能な開発に向けての長期的なヴィジョンを示したものである。環バルト 海地域における環境 NGO のネットワークは、こうした持続可能な開発を目指した「バル チック 21」プロセスにおいて公的な意味での重要な役割を担っている。同プロセスには、 CBSS 諸国や EU、政府間組織、国際的な金融機関及び NGO がネットワークとして組織 されており、「クリーン・バルチック連合 (CCB)」、「キープ・バルチック・タイディ (KBT) | 及び WWF インターナショナルの「バルチック・プログラム」がその代表的な環境 NGO のネットワークとして挙げられる。CCBと KTB の両方が数多くの国内の NGO を結合す るネットワークとして展開されているのに対して、WWF のバルチック・プログラムはそ

のグローバルな組織の下部組織として創設され、特に、後者は海洋汚染が深刻なバルト海 東部の環境問題に焦点を合わせた活動を展開している³ [河原 2007:6]。

環バルト海地域における環境協力は、基本的に、EUや CBSS 及び HELCOM のような 超国家もしくは国家間レベルの政策を基軸として、そうした政策に基づいた活動を様々な 専門領域を背景としてもつ環境 NGO のネットワークが支えるといった重層的な協力の枠 組みの下に展開されている。本報告で取り上げたバルト海島嶼部の自治体によって組織さ れる B7 のネットワークに関しても、こうした環バルト海地域における重層的な協力の枠 組みの中で、バルト海の環境にその生活が直接的影響を受けるという島嶼部故の特殊な利 害関係を有する自治体としての立場から、それは、HELCOM や CPMR といった協働組織 と連携しつつ、環境問題に関わるそのワークグループの活動をはじめとして、バルト海の エコシステムの維持に向けた自らの活動を地道に行っていると考えられる。2006年に示さ れた環境問題に関するB7の短観においても述べられているように、基本的に超国家もし くは国レベルでの政策を中心とするバルト海の環境問題において、島嶼部の自治体の集ま りであるB7のようなネットワークにとっての最大の関心事は、「環境問題がヨーロッパの 海洋政策において正確かつ十分な形で考慮され、かつ、包括的なガバナンスの枠組みが満 足のいく方法で規制される」ことであり、また、そのために、「異なるセクター間の交流と 調整が十分かつ効果的なやり方で運営される」ことであると考えられる [Aland Chairmanship 2006 a: 2]。以上のように、環バルト海地域の環境協力の枠組みは種々様々 なアクターたちのネートワーク化のプロセスを通じて重層的な形で構築されており、同地 域の「環境政策ネットワークは、制度やレジームについての今日の学問領域における共通 の政策ネットワークについての概念化に対して一定の教訓を与え得るものである」 「VanDeveer 2011:52] と言えるだろう。

おわりに

2004年のポーランドとバルト三国の EU 加盟は、バルト海を EU の「内海」へと変え、

³ こうした「バルチック 21」プロセスに参加する NGO の他に、環バルト海地域には、「国境を越えた情報エージェンシー(TEIA)」や「国境を越えた協力のためのセンター(CTC)」といった環境 NGO のネットワークが存在している。前者はフィンランド、バルト三国及びロシアの情報を普及させるための非政府レベルでの国際協力を主な目的としており、また、後者はエストニアとロシア両国の NGO 間の協力から成長した組織であり、持続可能な開発促進のための越国境的な協力をその主な活動目的としている [河原 2007:6-7]。

これにより、EU はロシアをはじめとする旧ソ連諸国とさらに大きく国境を接することになった。欧州の北東周辺部に位置するバルト海の地政学的な環境は特殊なものであり、EU のこの東方への拡大プロセスは環バルト海地域における地域協力の在り方に大きな影響を与えることになった。冷戦後の新たな状況の中で形成された環バルト海地域における協力の在り方は包括的なものであり、また、その参加のための条件もユニラテラルなやり方で提示されてはいない。それは多岐にわたる分野についての多元的な協力の形をとっており、かつ、国家と NGO との連携関係に見られるように、その活動はけっして「反国家」的な性格を帯びたものではない。また、それは広域欧州の発展の中での地域協力として自らを位置づけてはいるが、その協力の在り方は基本的に依存的な性格のものではない。環バルト海地域協力の多様性は同地域内の結束と差異の両面を受け入れる形でその調整が図られており、そうした協力の形は、ロシアをけっして排除することなく、冷戦直後の域内において顕著な現象であった経済的もしくは社会的格差の程度を緩和しつつ、その環境の改善に向けた域内東部の変化を比較的安定裡に導くことに成功していると言えるだろう[河原2007:10]。

本論でも見てきたように、冷戦後の環バルト海地域協力は多層的かつ重層的なガバナン スによって高度に制度化されている。即ち、それは、今日、CBSS レベルでのトランスナ ショナルな政府間関係、EU レベルでのスプラナショナルな関係、自治体レベルでのサブ ナショナルな関係及び私的セクターや NGO のネットワークの中での種々様々なステーク ホルダーたちのグラスノーツな関係に基づく種々様々な活動によって推進されている。環 バルト海地域の地域協力においても、ナショナル・ガバナンスがその統治システムにおい て未だ中心的な役割を果たしていることは事実であるが、同地域における「持続可能な発 展のためのガバナンスが、疑いなく、ネイション・ステートを越えたガバナンスの形態と のナショナル・ガバナンスの結合を必要としている」[Kern2011:32] こともまた確かな事 実であると言えよう。多層的かつ重層的レベルでのトランスナショナルなガバナンスを特 徴として進められる環バルト海地域における地域協力の展開プロセスは、他の同様の地域 協力のそれと比べてとてもユニークなパターンを提示しているように思われる。というの も、冷戦後の環バルト海地域の協力プロセスには、ネイション・ステートのそれを前提と する「伝統的な形態のガバナンスの補強を手助けできる活発な市民社会と国境横断的に方 向づけられる都市や地域の両方を見出すこと」ができ、その両方が「様々な形態をとる多 数のステークホルダーの参加に依拠している」[Kern2011:32] と考えられるからである。

環バルト海地域は、冷戦終結から今日へと至る地域協力の歩みの中で、NGOを中心とした様々な分野におけるトランスナショナルな協力に向けてより緊密な市民的ネットワークを構築しており、そうしたプロセスは、EU 統合の深化と並行しつつ、同地域における市民社会形成に向けての国民国家の枠組みを越えた新たな地域的アイデンティティの可能性を模索する上での重要な試金石となり得るものであると言える。現在、EU の地域政策の「実験場」としての役割を担わされている域内ユーロリージョンの一つである「バルト海マクロリージョンでは、「新しいハンザ」プロジェクトによる「古くて新しいマクロリージョンアンデンティティ」の創出が進められている」[柑本 2011:12]4。こうした環バルト海地域に共通した新たなアイデンティティの創出をめぐる問題との関連において、NGOのそれらと共に、B7に代表される島嶼部の自治体間のトランスナショナルな協力のネットワークを通じた一連の活動は、ナショナル・アイデンティティを前提とする従来の伝統的なガバナンスの在り方とは異なる新たなアプローチの可能性を模索する上で考慮すべき有益な示唆を与え得るものであるように思われる。

これまで、「海洋に対しては長い間人間がいろいろな形で作用してきたが、海洋の側から見れば、移動、交易、環境、資源、生物、治安、安全保障、気象、地球物理など多くの事象が相互に関係し合っており、また、海洋はもともとが境界なき超国家的性格をもつものである」と言える [秋山 2006: 289]。故にこそ、島嶼は、「インターリージョナルな協力に慣れており」、いわゆる「鉄のカーテン」が取り去られた冷戦後の環バルト海地域の持続的な発展において、「知識と経験の交換、ネットワークの構築及び増大する地域的影響にとっての格好の促進条件を創出している」 [Nordic Council of Ministers 1996:5] と言うことができる。その意味で、海を媒介とした有機的なつながりによって歴史的かつ文化的に結びつけられた非国家主体によるトランスナショナルなネットワークを通じた B7による独自の活動は、冷戦後の環バルト海地域における新たな秩序形成及び地域協力の在り方をめぐる問題を考える上での興味深い「実験」となる事例をわれわれに対して提示する試みの一つであると考えることができるであろう。

⁴ 本論では言及していないが、EUによる環バルト海地域に対する地域政策を理解する上で、特に EUにおける越境広域経営の実態分析を踏まえる形で同地域に対する地域政策のグランドデザインとして 1994 年に策定された VASAB2010 及び INTERREGII C を例証として論じた 柑本論文(「柑本 2005」)は示唆的であり、本報告の執筆に当たって参考とした(文末の参考文献を参照のこと)。

参考文献

- 秋山昌廣. 2006. 「海洋ガバナンスを展望する一政治学的かつ実践的視点から一」秋山昌 廣・栗林忠男編『海の国際秩序と海洋政策』東信堂.
- 大島美穂. 2005. 「EU と北欧諸国―拡大 EU における小国の役割」森井裕一編『国際関係の中の拡大 EU』信山社.
- -1995. 「冷戦後の北欧諸国と環バルト海協力」『国際政治』第 110 号.
- 大西富士夫. 2009. 「「B7 バルト海島嶼ネットワーク」の形成:島嶼域際関係の強化」『国際関係研究』第 28 巻第 1 号.
- 河原祐馬. 2007. 「環バルト海地域協力と EU の近隣諸国政策」『文化共生学研究』第5号. 柑本英雄. 2011. 「新しい「地域」の胎動—マクロリージョン『バルト海戦略』から見た東アジアの地域協力進展可能性への視角」『都市計画』 290号.
- 2005. 「EU 地域政策分析枠組みとしての「越境広域経営」モデル」構築の試み:バルト海グランドデザイン VASAB2010 と INTERREGⅡC を例証とした欧州地域空間再編成の研究」『人文社会論叢』第 14 号.
- 運見雄. 2009. 「ノーザン・ダイメンションからバルト海地域プログラムへ—EU 統合の深化・拡大と地域協力の変容—」『立正大学経済学季報』第58巻第4号.
- Aland, 2013. "Aland", B7 Baltic Islands Network (http://www.b7.org/index.php/b7-islands/oeland), (Internet, 20 February 2013).
- Aland Chairmanship 2006 a. 2006(10 July). "B7 Position", B7 Baltic Islands Network (http://www.7.org/index.php/documents/cat_view/21-aland-2006-documents/0607_b7_position_marine_strategy[1].pdf) (Internet, 9 February 2013).
- —2006 b.2006(18 April). "B7 Position: Europe's Strategy for the Baltic Sea Region, proposed by the Baltic Europe Intergroup of the European Parliament", B7 Baltic Islands Network (http://www.b7.org/index.php/documents/cat_view/21-aland-2006-documents /0604_b7_position_paper_bei_strategy[1].pdf),(Internet, 9 February 2013).

- Baltic Sea Action Plan, 2007. "The Baltic Sea Action Plan: A new environmental strategy for the Baltic Sea region", HELCOM Baltic Marine Environment Protection Commission (http://www.b7.org/index.php/ documents/cat_view/27-baltic-sea-strategies/Baltic_Sea_Action_Plan_brochure[1].pdf), (Internet, 9 February 2013).
- Ministerial Meeting. 2007. "HELCOM Baltic Sea Action Plan", Helsinki Commission (http://www.helcom.fi/BSAP/en_GB/intro/), (Internet, 7 March 2013).
- Baltic NGO Forum. 2013. CBSS(http://www.balticseango.net/index.php/annual-forum. htm), (Internet, 11 March 2013).
- Bornholm, 2013. "Aland", B7 Baltic Islands Network (http://www.b7.org/index.php/b7-islands/bornholm), (Internet, 20 February 2013).
- Ganzle, Stefan, 2011. "Introduction: Transnational Governance and Policy-Making in the Baltic Sea Region", *Journal of Baltic Studies*, Vol.42, No.1 (Routledge).
- Gotland, 2013. "Gotland", B7 Baltic Islands Network (http://www.b7.org/index.php/b7-islands/gotland), (Internet, 20 February 2013).
- Hiiumaa, 2013. "Hiiumaa", B7 Baltic Islands Network (http://www.b7.org/index.php/b7-islands/hiiumaa), (Internet, 20 February 2013).
- Hiiumaa Chairmanship 2010. 2010. "B7 Islands & People", B7 Baltic Islands Network(http://www.b7.org/index.php/documents/cat_view/8-newsletters-and-public -Ations/1003_Islands & People_v3[1].pdf), (Internet, 20 February 2013).
- Kern, Kristine, 2011. "Governance for Sustainable Development in the Baltic Sea Region", *Journal of Baltic Studies*, Vol.42, No.1 (Routledge).
- Nordic Council of Ministers, 1996. *The Baltic Sea Islands: A Common Strategy for the Future* (Sisaldab ESTONICAT).
- Ozolina, Zaneta (ed), 2006. Baltic Sea Region after the Enlargement of the European Union: Future Prospects (Zinatne).
- Rugen, 2013. "Rugen", B7 Baltic Islands Network (http://www.b7.org/index.php/b7-island/rugen), (Internet, 20 February 2013).
- Saaremaa, 2013. "Saaremaa", B7 Baltic Islands Network (http://www.b7.org/index.php/B7-island/Saaremaa), (Internet, 20 February 2013).
- Schymik, Carsten. 2003. "Networking Civil Society in the Baltic Sea Region", in Gotz,

- N and J.Hackmann(eds), Civil Society in the Baltic Sea Region (Ashgate).
- Steering Committee. 2007. "B7 Strategy for a Changing World 2007-13", B7 Baltic Islands Network (http://www.b7.org/index.php/documents/cat_view/2-b7-strategies-Annual-reports/0706_05_B7_Strategy_2007-13[1].pdf), (Internet, 9 February 2013).
- —2004. "Charter of the B7", B7 Baltic Islands Network (http:// www. b7.org/index.php/documents/cat_view/34-b7-charter-documents-and-templates/1_B7_charter_2004(Ap -proved 080904)[1].pdf), (Internet, 9 February 2013).
- Tassinar, F. 2005. "The European Sea: Lessons from the Baltic Sea Region for Security and Cooperation in the European Neighborhood", *Journal of Baltic Studies*, Vol.36, No.4 (Routledge).
- VanDeveer, Stracy D. 2011. "Network Baltic Environmental Cooperation", *Journal of Baltic Studies*, Vol.42, No.1 (Routledge).
- Wallis, Diana and Stewart Arnold. 2011. "Goveining Common Seas: From a Baltic Strategy to an Arctic Policy", *Journal of Baltic Studies*, Vol.42, No.1 (Routledge).
- WG PTP. 2009. "For Baltic Sea Islands' People: B7 People to People Activities during 20 Years of B7 Baltic Islands Network 1989-2009", B7 Baltic Islands Network (http://www.b7.org/index.php/what-is-the-b7/wg-people-to-people/PtP_WG_during_20_Years_of_B7[1].pdf), (Internet, 9 February 2013).

地中海島嶼協力 一西地中海島嶼連合 (IMEDOC) を通じた政治経済的協力の現状―

玉田 大

Inter-Regional Cooperation in the Mediterranean Sea: IMEDOC and its Political and Economic Cooperation

Dai Tamada

IMEDOC (Iles de la Méditerranée occidentale, the Inter-Regional Organisation of the Western Mediterranean Islands) is one of the forms of inter-regional cooperation and it's worth examining its objects and what it achieved. Firstly, the IMEDOC is constituted of relatively large islands in Mediterranean sea. Secondly, these islands have a common feature in the sense that they are in a low-developed economic situation. Thirdly, in EU institutions the islands, large or small, have been regarded as peripheries, which are objects of financial aid, but not the economy booster in EU economic situation. In these circumstances, there had existed an strong incentive for islands to make a cooperation relation among them, economically, culturally and on other aspects as well. However, there are some different aspects and features in western Mediterranean islands in the sense of their strong economic sectors. Especially, some islands have a good tourism sector and history of being regarded as a worldwide touristy area. But, on the other hand, other islands are not so highly evaluated by its tourism. What is more, there would be a problem of concurrence, if all the related islands will get together in the tourism. As far as the cultural background of islands is concerned, there can be a common history and linguistic character among them. Thanks to the hot weather and Roma history, as well as the mentality of islands, they have a common art history and same kind of literature.

Even if the IMEDOC had the object of boosting the economy of islands from the beginning, its cooperation field shifted from the economy to the politics. In other words, IMEDOC found its merits in the political struggle in the EU institutions. Consequently, IMEDOC became a political lobbying body in EU, and on this aspect, it gained a sufficient result: at the moment of the reform of EU treaty, IMEDOC succeeded to insert in it a new article which takes into consideration of the interests of islands. As the islands' problems were obviously those shared by the economically low-developed regions, it is realistic to shift their making efforts from the purely economic area to the highly political area.

On the other hand, there remains some problems. Firstly and obviously, the islands have to improve their economic situation in its own countries and EU institutions, not by its lobbying activities, but by its real economic cooperation, such as developing the tourism sector. What is more, their common feature should be reconsidered among them, in order to realize the necessity of being together. In this sense, it would be necessary for them to have a cooperation in such areas as the education, art, museum, sports and so on. By these measures, they would increase their common identity of being island, and by this their real inter-regional cooperation would be able to start.

はじめに

本報告では地中海島嶼群に焦点を当て、島嶼間の地域協力関係の背景と発展可能性、さらに協力関係の特徴と問題点について検討する。「地中海」の「島嶼」協力に注目するのは、以下の理由からである。

第1に、EU内での「地域」の地位向上の動きの中で、地域協力が如何なる役割を果たし得るのかを明らかにすることができる。EUは国境の意味を希薄化させ、脱国家化を目指している。すなわち、一方で国家の上に超国家的組織を形成し(国際組織)、国境の壁を低くしつつある。こうして伝統的な国家主権の敷居を取り払おうとすると、必然的に国家領域内部の「地域」が欧州政治経済の主体として登場するようになる(よりインパクトを有するようになる)。特に、国家ではないものの、基礎自治体に止まらない「地域」は、歴史的に固有の政治経済秩序を有しており、多くの場合、自治州や特別自治州として国家内に存在している。EUはこうした「地域」を活性化させることによって、調和のとれた単一市場の形成を目指していると言えよう。

第2に、「島嶼」は、周辺を海に囲まれており、物理的に隔離された空間を形成する。そのため、本土とは異なる固有の歴史・文化と経済活動に支えられたアイデンティティを形成していることが多い 1 。また、地理的に近接していることから、歴史的にも交流が多く、周辺環境も同一であることから、島嶼間に共通する歴史・文化、交易圏も存在しており、島嶼「地域」が形成される可能性が高い。

第3に、物理的に隔離されており(特に島嶼の場合は海洋によって隔てられている)、大都市・首都圏から地理的に離れていることから、島嶼地域は本国の経済活動の中心部との関連性や恩恵を得ることができず、経済成長という点で遅れている(いわゆる経済中心地と周辺・地方の問題)。この意味でも、大都市集中型の経済発展の中では経済格差が広がり、バランスのとれた経済成長が困難となる。そのため、島嶼地域の協力を通じた経済成長が望まれることになる。

第4に、地中海には数多くの島嶼が存在しており、多様な歴史と経済状態を有している。さらに、国家間協力や EU 内の制度の枠組みを超えた、島嶼を中心とした独特の地域間協力体制が構築されている。本報告で扱う「西地中海島嶼連合」(IMEDOC²) は、コルシカ、サルディニア、バレアレス、シチリアの4島嶼で構成されるものであり、国家間組織ではない。すなわち、国家の一部を構成する島嶼が国家の枠組みを超えて協力関係を構築したものである。IMEDOC が形成された当初は、対 EU の事務連絡のツールに過ぎなかったが、現在では産業・経済から文化・芸術交流までを広く扱う協力制度になりつつある。

なお、EU 内部では、後述のように「島嶼委員会」や「地域委員会」といったテーマ毎の委員会も存在しており、「島嶼」「地域」「地中海」といったカテゴリー毎に組織が形成される。すなわち、機能が重複する部分も見られる。この点も口述する。

¹ 言語学上、「島嶼性」(insularité) という用語自体が「特殊性」という意味を含んでいるという点を指摘するものとして以下を参照。Vannina Bernard-Leoni, « Les îles de Méditerranée, des espaces autres? Représentations de la spécificité insulaire corse », RUSCA, Available at [http://www.msh-m.fr/editions/edition-en-ligne/rusca/rusca-langues-litteratures/Colloque-2009-Monde-mediterraneen/Articles,357/Vannina-BERNARD-LEONI-Les-iles-de/Les-iles-de-Mediterranee-des].

² IMEDOC (Iles de la Méditerranée occidentale / the Inter-Regional Organisation of the Western Mediterranean Islands) は「地中海西部島嶼連合」とも呼ばれる。IMEDOC は仏語の略称である。

I.目的と組織

1995年5月9日に、3島嶼地域の間に基本合意が締結され、IMEDOCが形成された。IMEDOCは、地方自治体当局の間で1995年に形成されたものであり、当初はバレアレス、コルシカ、サルディニアの3島嶼で構成されていた。

1. 目的

IMEDOC の組織目的は、「島嶼間の恒久的な組織的協力を促進する」こととされている。さらに、IMEDOCの主要な目的は、「地中海島嶼の共同戦線(un front commun)」を形成することとされている。また、経済・社会レベルに加えて、文化レベルにおいても統合発展の視野のもとに共同戦略を策定することを目指す。協力の範囲は以下のものである。①共通利益の促進、とりわけヨーロッパ諸機関に向けて IMEDOC や島嶼の現状を知らしめるための単一の発信体となること、②地域行政体の間での経験の相互交換、政治経済主体の調整活動の成果の相互交換、③経済、社会、文化の協力の促進、である。なお、1999年には新たに以下の目標が付け加えられている。④EU の他の島嶼との間の接触と協力を強化すること、⑤欧州プログラム(特に INTERREG III B)との連携を維持すること、⑥欧州周辺海域地域会議(la Conférence des régions périphériques maritimes d'Europe)の作業に積極的に関与すること、である。こうして、1999年時点から、IMEDOC は他の協力体や組織との連携等を強く意識していくことになる。

IMEDOCの設立文書(1995年)の序文では、当該組織が優先的に協力関係を持つのは、次の分野とされている。①参加島嶼地域の行政機関の間での経験・手法の交換、②島嶼間の経済的・社会的・文化的協力関係の促進、③島嶼地域と地中海地域における共同の利益の促進、である。さらに、以下の分野に特に重点が置かれている。①移動・運輸インフラ、②経済活動、ビジネス、労働の促進、③文化と観光の3つである³。①の運輸インフラに関しては、通常は高速道路等の整備を指すが、地中海島嶼部においては、港湾・海上輸送網の整備における協力関係を意味する。また、場合によっては空港整備も含まれる。類似の協力組織であるThe Mediterranean Arch の場合は、地中海の主要な海港(バルセロナ、マルセイユなど)へのアクセスを確保することに重点が置かれることになるが、これに対して、IMEDOC (Balearic Islands, Corsica, Sardinia, Sicily) の場合は、島嶼間を結ぶ交通網の整備に重点が置かれている⁴。

なお、最後の点に関連して、IMEDOC は島嶼同士の間の協力関係の構築を目的としている。 例えば、地中海には IMEDOC に類似したものとして the Mediterranean Arch という地域間協力制度が存在している。これは、同じく海洋協力を基盤としたものであるが、地中海沿岸に存在する主要海港(バルセロナ、マルセイユなど)の連携を主体としたものである。これに対して、

³ Antoni Dura, "A Typology of Agents and Subjects of Regional Cooperation: the Experience of the Mediterranean Arch", *Institut Universitari d'Estudis Europeus, Working Papers On Line (WPOL)*, available at [http://www.iuee.eu/pdf-publicacio/153/Ywmgt0QKX7HR5Bb5yOFz.PDF], p.8.

⁴ 国境を越えた島嶼間交通の促進は、IMEDOC 構成島嶼間の協力を促すための大きな原動力になると考えられている。海上交通インフラを整備することにより、島嶼間移動者を増加させることが想定されているのであろう。IMEDOC 間の海上交通網の整備における協力関係については、以下の文献を参照。Xavier Peraldi, "Service public de transport transnational et coopération interrégionale: elements de réflection à propos de certaines îles de la Méditerranée occidentale", UMR CNRS LISA n° 6240 - Université de Corse, available at

[[]http://www.scd.univ-metz.fr/9497-xavier-peraldi-service-public-de-transport-transnational-et-cooperation-interr-gionale-l-ments-de-r-flexion-propos-de-certaines-de-m-diterran-e-occidentale].

本稿で見る IMEDOC は、島嶼間及び島嶼と沿岸国との間の協力体制を主眼としている⁵。この 点で IMEDOC は「島嶼」そのものに焦点があたっていると言えよう。

2. 組織

IMEDOC は独自の運営組織を有しており、単なる会議体や協議機関ではない。ただし、この機関は強い権限を集権的に有するものではなく、ある程度分権的な組織が目指されている。すなわち、各島嶼の独自性や自立性を尊重しながら、島嶼間で共有し得ることを IMEDOC を通じて集約していくことが目的とされている。組織形態は以下の3つである⁶。

①運営委員会 (le Comité de Direction): 関連島嶼地域の代表で構成される政治的機関である。 1年交代で委員長を互選する。IMEDOC の全般的な方針を定め、決定された活動計画を執行する責任を有する (年に1回以上の委員会を開催し、活動計画を採択する)。専門事務局の運営の指揮監督を行う。委員会は各島嶼の執行権の長によって構成される。

②作業部会 (des groups de travail): IMEDOC 運営委員長を出している島嶼が同時に作業部会の責任を持つ。島嶼間関係の深化、対 EU 交渉技術の交換、IMEDOC 活動計画案の策定を行う。

③専門事務局(le Secrétariat technique): 運営委員会と作業部会の会合について、準備と調整を行うための組織であり、委員や部会構成者に対して必要な専門知識を与える。事務局は、各各構成地域の関連機関から構成される(例えば、コルシカ地域庁地中海対外関係課専門職員など⁷)。

3. プロジェクト

IMEDOC が実施している (および今後実施する予定の) プロジェクトは以下のものである⁸。 ①環境および天然資源の保護

そもそも島嶼のエコシステムは脆弱であり、環境問題としては特に火災や廃棄物放棄が該当する。環境保護のために、「島嶼間」ネットワークを形成し、危険な箇所の統合的管理を行うことにする。Revpar Medoc プロジェクトを立ち上げ、辺境遺産の活性化ネットワークの形成を行う。Med Wet プロジェクトは生物多様性および湿地帯資源の保全を目的としており、当該空間の統合管理を目指している。

②経済技術の統合発展

第1に、LINAIR プロジェクト: 欧州大陸と地中海島嶼の間のアクセスを強化し、空路交通手段を改善する。第2に、System On Line プロジェクト: 島嶼における公共情報へのアクセスを確保する。第3に、ISOLATIO プロジェクト: 島嶼に適した発展モデルを定めるためのマーケティング戦略の策定。

③言語・文化・美術協力

地中海島嶼の共通遺産の特定および開発のために、以下のプロジェクトが策定されている。

⁵ Antoni Dura and Xavier Oliveras, supra note (typology), p.8.

⁶ Claude Olivesi, « La coopération inter-insulaire en Méditerranée », *Etudes internationals*, vol.30, no.4 (1999), available at [http://id.erudit.org/iderudit/704087ar], p.760. 長谷川秀樹「国境を超える島嶼間連携―地中海西部島嶼連合(IMEDOC)の形成―」しま 45 巻 1 号(1999 年)33-34 頁。

⁷ その他、以下の機関がかかわっている。Centre Baléares Europe, Services des Affaires européennes des régions Sardaigne et Sicile, la Mission de la coopération décentralisée de la Collectivité Territoriale de Corse.

⁸ Les Programmes de coopération décentralisée. Jeudi 22 Octobre 2009, available at [http://www.corse.fr/Les-Programmes-de-cooperation-decentralisee a555.html].

第1に、博物館ネットワーク・プロジェクト:コレクションの活用、共通の展示等を通じた協力体制を構築する。第2に、島嶼に起源を有する美術的影響や学派の特定。第3に、島嶼体育祭 (Jeux des Iles):毎年、各島嶼において若年スポーツマンを招集する。その他にも、学生交流や研究者交流 (コルシカ大学内) なども実施されている。

4. 参加拡張

IMEDOC は 1995 年の発足当時はバレアレス諸島、コルシカ島、サルディニア島の 3 島嶼地域で構成されたが、2000 年にはシチリア島が参加し、4 島嶼地域となった。さらに、2004 年にクレタ島が参加することになった (2004 年 10 月に新しい合意が締結されている)。その後、2006年にクレタ島を統合し、名称も変更され、IMEDOC から EURIMED (Euroregion of the Islands of the Mediterranean) となった。IMEDOC 時代には地中海の「西部」(occidental) という制限があったが、EURIMED ではこの制限が外れた。すなわち、地中海の「東部」に位置する島嶼をも対象とし得るものとなり、全地中海を対象とする組織へと拡大した。現在では、バレアレス諸島(Iles Baléares)、コルシカ(la Corse)、クレタ島(la Crète)、サルディニア島(la Sardaigne)、シシリア島(la Sicile)が構成主体となっているが、IMEDOC 以来の組織目的は維持されている。 さらに、今後も他の地中海島嶼地域(マルタ、キプロス等の島嶼)へのメンバー拡張が予定されている。

II. 地中海島嶼という存在

IMEDOC(後に EURIMED)は、「地中海」における「島嶼」間の「協力」という点にその特徴、さらには長所・短所が見られる。以下、こうした地政学的な位置づけを確認しておこう。この点では、特に国家間協力と異なる地中海の島嶼(ilands)の性質や特性について言及しておく必要がある。

1. 国家の一部

第1に、「島嶼」の社会的位置付けを考える際には、当該島嶼(群)と所属「国家」との関係を見ておく必要がある。地中海には数多くの島嶼が存在しているが、その大きさや経済規模は大きく異なる。さらに、伝統的に1つの国家として存在してきたものもあるが(現在のマルタやキプロス)、今日では多くの島が特定の国の領域内に組み込まれ、自治領や特別自治領として自治体を形成している 10 。すなわち、太平洋やカリブ海では島嶼国家が存在し、「島嶼=国家」という単位が成立しているのに対して、地中海では「島嶼 \neq 国家」となっており、多くの島嶼は国家の一部を構成した上で、さらに大陸と隔離された辺境に位置する。

IMEDOC を構成する島は、コルシカ島(フランス領)、シチリア島とサルディーニャ島(サルディーニャ自治領)(イタリア領)、バレアレス諸島(スペイン領内の自治州)と所属する国

[http://www.espritcritique.fr/Dossiers/article.asp?t03code=156&varticle=esp1301article09&vrep=1301#].

⁹ Marina Casula, « La Corse : Une île-projet au coeur de la Méditerranée », Esprit critique. Revue internationale de sociologie et de sciences sociales, available at

¹⁰ 近代国家形成以前から、欧州諸国と地中海地域の間に広域ネットワークが存在していた点に注目するものとして、山内進「ヨーロッパ・地中海国際共同体」一橋論叢 110 巻 4 号 (1993年) 670 頁を参照。こうした主張は、現代国際法学における「ヨーロッパ主義」に対して、中世からその他の国際共同体が存在していたことを根拠として反論を試みるものである。

が別々である。従って、島嶼間協力は「国家」間協力ではなく、国家内の地域・自治領の間の「地域」間協力体制を意味する。なお、各島嶼の本国との関係は島嶼毎に異なり、一様ではない。例えば、コルシカ島は 1982 年から特別な地位を認められている。ただし、フランス政府に従属性を有しており、規律立法権限を有さず、財政自主権も有さない。これに対して、サルディニア島はイタリア政府に対して自治権を有している (1948 年以降) 11。バレアレス島嶼は 1983 年以降自治権を認められている (ただし、1979 年から半自治権を認められていた)。シチリア島は 1946 年から自治権を有している。なお、各島嶼毎に独立運動が存在しており、大陸諸国 (所属国家) からの分離独立を目指す一部住民の意思が存在していることを示している。

2. 独自性·独立性

第2に、以上のように地中海島嶼は国家帰属性という大前提を有することになるが、同時に、 固有性や独自性、独立性を有する。歴史的に IMEDOC 島嶼は大陸から隔離されており、独自の 文化・言語を発展させてきた。多くの地中海島嶼が沿岸諸国の領有権紛争の対象となり、上記 のように各国に分割領有されているが、現在でも独自性を残しているのはそのためである (特 別自治州として一定程度の独立性が認められる)。IMEDOC の構成島嶼は地中海でも特殊な歴 史的背景を有している。すなわち、現在は個別の国家体制に統合されているものの、その規模 からして伝統的に国家を形成し、独自の文化形態を発展させてきた地域である。この点につい て、IMEDOC と他の地中海島嶼の比較を見る上で、次の言及が参考になる。「日本語のクニに 相当するものが[…]存在すると、クニを成立せしめるような大きさの島、そして場合によっ ては、一つの国家であった歴史をもつような島、地中海で言えば、サルデーニアやシチリアな どは、規模がずっと小さく、外部のクニや国家の影響をたえず蒙ってきた島と同列に扱うこと はできない。ここで、島嶼社会というのは、そのような小さな島について言うのであって、そ の開放性とは、本来のクニや国家をかたちづくりえないが故の外部依存性または外部従属性の ことであり、その閉鎖性とは、あまりに狭小な空間において、住民の歪められ変形されたクニ 意識、あるいは、一般に小さな島で政治・経済および情報の流れの空間システムが示す諸特徴 なのである¹²」。このように、地中海の小島嶼群が島嶼に固有のメンタリティを保持しているの に対して、IMEDOC 島嶼群は(規模が大きいことから) 国家形成の歴史を有しており、「外部 依存性」や「外部従属性」を有さない点に特徴があると指摘されている。従って、これらの島 嶼はいわゆる「島嶼」固有の性質を有している訳ではない。他方で、現行の国際秩序の中では 国家足り得ない存在であり、中間的な存在であると言えよう。IMEDOC は「国家」間協力では なく、「地域間」(inter-regional) の協力システムであると言われる¹³。さらに、EU 内の問題と して、島嶼地域は周辺問題を抱える。すなわち、島嶼地域は一般に「低開発地域」に該当して おり、EU内では補助対象地域に入る(か入らないかが問題になる)地域である14。この意味で

Emmannuel Bernabéu-Casanova, supra note (destin), p.161.

¹² 竹内啓一「島嶼社会の変貌—マルタ諸島のゴゾ島における事例—」 一橋論叢 80 巻 6 号 (1978年) 769 頁。本論文では、マルタ島の外部依存性が詳細に検討されている。

Antoni Dura and Xavier Oliveras, "A Typology of Agents and Subjects of Regional Cooperation: the Experience of the Mediterranean Arch", *Institut Universitari d'Estudis Europeus, Working Papers On Line (WPOL)*, available at [http://www.iuee.eu/pdf-publicacio/153/Ywmgt0QKX7HR5Bb5yOFz.PDF], p.17.

François Taglioni, "Recherches sur les petits espaces insulaires et sur leurs organisations regionals", vol.II, Memoire d'habilitation à diriger des recherches, Universite Paris IV Sorbonne UFR de Geographie, 2003, available at [http://tel.archives-ouvertes.fr/docs/00/04/71/33/PDF/these.pdf], p.32.

は、歴史的・文化的な独自性・固有性とは逆に、経済的には「外部依存性」や補助を如何に得るか、という点が問題となる。

3. EU との関係

第3に、太平洋島嶼群と異なり、地中海島嶼は地中海(半閉鎖海¹⁵)に位置しており、周囲を大きな経済圏に囲まれている。すなわち、地中海北岸の EU 加盟国(フランス、イタリア、ギリシャ、スペイン)と地中海南岸のマグレブ諸国(チュニジア、アルジェリア、リビア、モロッコ、エジプト)に囲まれている。さらに、近年は地中海の北岸と南岸の間の直接的な経済協力関係が推進されており、「地中海のための連合」(Union pour la Méditerranée: UPM)が始動している¹⁶。すなわち、地中海内にある島嶼群は、地中海の北岸と南岸の狭間にあって、取り残される危険がある。そこで、地中海島嶼は、地中海を跨ぐ大きな経済連携の動きに対して、独自に協力して自らの地位の保全を図っていく必要がある。実際に、IMEDOC は島嶼の地位の向上を目指して、EU 機構内部で政治的活動を活発に展開することになる。上記のように、国家領域の一部に組み込まれた「島嶼」は、伝統的に所属国家との関係での地位向上を目指していたが、EU 統合の動きが加速する中で(さらに EU と外部の関係にまで規律範囲が広がりつつある中では)、対「国家」の政策ではなく、むしろ対「EU」の政策が求められるようになっていると言えよう。

4. IMEDOC の共通点

以上のような構造的な側面に加えて、IMEDOC を構成する地中海西部の島嶼地域には、共通 点が多く、この点が連携を促進させる背景にあると考えられる¹⁷。第 1 に、それぞれの島嶼の 間の距離が近く、島嶼という地理的条件から、気候や生活習慣が類似している。第 2 に、ローマ帝国の支配を受け、その後は地中海沿岸に生じた都市に支配されるという共通の歴史を有している。第 3 に、国家言語(共通言語)とは別に地域に固有の現地語を有しており、この言語が島嶼間で極めて類似している。第 4 に、農業形態が類似している(オリーブ栽培などの一次産業)。このように、政治形態や経済状況においての相違は見られるものの、伝統的に近い存在にあることが連携・協力を促す背景にあるものと考えられる。

以上のように、地中海地域島嶼の協力体制には独自性が見られる。①固有の歴史的背景を持った国家類似の自治体が存在しており、②海洋利益を中心として島嶼間の協力の基盤が存在する、③経済的には後開発状況にあり、必然的に島嶼間の経済協力が求められる、という点である。地域間協力の研究対象としては極めて興味深いと言えよう。

¹⁵ 地中海は外洋に繋がっているため、完全な閉鎖海ではなく「半閉鎖海」(semi-enclosed sea) (国連海洋法条約 122 条) と考えられる。国際司法裁判所(ICJ)は、リビアとマルタの間の大陸棚境界画定事件の判決(1985 年)において、地中海を「半閉鎖海」と表現している。*Case concerning the Continental Shelf (Libyan Arab Jamahiriya / Malta)*, Judgment of 3 June 1985, *I.C.J. Reports 1985*, p.31, para.48.

¹⁶ Commission of the European Communities, Brussels, 20/05/08 COM (2008) 319 (Final), Communication from the Commission to the European Parliament and the Council, Barcelona Process: Union for the Mediterranean. 吉田敦「EU・地中海自由貿易圏設立構想―マグレブ諸国との経済関係を中心として―」商学研究論集 10 号(1999 年)381-398 頁。

¹⁷ 長谷川秀樹「国境を超える島嶼間連携─地中海西部島嶼連合(IMEDOC)の形成─」しま 45 巻 1 号(1999 年)25-26 頁。

III. 経済的協力

上述の「地中海連合」のように、国家の枠組みを超えた連携・協力制度を構築する際には、必然的に経済連携が中心的な目的とされていることが多い。実際に、投資環境や大型公共投資を考える際に、先進経済圏と後発経済圏の協力関係は大きなインパクトをもたらすことが期待される(先進経済圏から後発経済圏への海外直接投資を促すことが可能となる)。地中海島嶼間の連携・協力においても、経済発展や経済協力を想定しがちである。実際にこうした側面が宣伝されている部分もあるし、最終的な目的はこの点にあると考えられる。しかしながら、島嶼間協力を推進する上でまず重要な点は、各島嶼の経済状況と協力可能性を個別に把握することである。特に、経済成長を目指す場合、如何なる形の連携が望ましいのかが問われる。

1. 経済状況の相違

一口に「島嶼地域の経済」といっても、島嶼ごとに置かれている経済状況も異なれば、産業形態も微妙に異なるのが通常である。IMEDOC 構成島嶼においても個別の島嶼で経済状況は大きく異なる¹⁸。第 1 に、バレアレス諸島は欧州地域内でも屈指のリゾート地であり、観光開発が進んでいる。ただし、バレアレスでは逆に、その他の産業が発展していない点が問題視されている(この点については後述)。第 2 に、サルディニアは、戦後、イタリア政府の産業計画(南部開発計画)に従い大規模な石油精製工業が発展した。特に、アフリカおよび中東地域から原油を輸入し、これを加工して北部都市部へ出荷する中継工業地になることが期待されていた。しかし、サルディニアでは石油化学工業がその後不況となり、失業問題が発生している。第 3 に、コルシカはフランス政府による開発政策が不十分であった。60 年代に、フランス政府が農業開発と観光開発の 2 つの公団を設置したが、十分な成果を上げることができなかった。

以上のように、IMEDOCの当初の参加地域である3つの島嶼では、いずれも先進産業が育っておらず、各所属国家の中では経済後進地域であると位置づけることができる。さらに、3つの地域に共通するのは、いずれも第3次産業の比率が極めて高いという点である。バレアレスの場合は、主要産業である観光業の割合が圧倒的に高く、コルシカとサルディニアでは公務員の割合が大きい。すなわち、いずれの地域でも工業化産業の育成が遅れていると言えよう。

2. 経済後進地域性

次に、地中海島嶼に共通する特徴として経済後進性について具体的に検討しておこう。例えば、コルシカ島(面積ではフランス領土の 1.6%を占める)はフランス GDP の 0.3%しか占めていない。同様に、サルディニア島(面積ではイタリア領土の 6%を占める)はイタリア経済の 2.2%を占めるに過ぎない¹⁹。すなわち、島嶼部分の経済は大陸本土の経済に比べ、総じて貧弱である²⁰。そのため、一見すると IMEDOC(後に EURIMEDO になる)は、経済開発協力を目的としたものであるように考えらえるが、この点には注意が必要である。というのも、島嶼間

¹⁸ 長谷川秀樹・前掲注(国境を超える 1999 年)26 頁。

¹⁹ Emmannuel Bernabéu-Casanova, "Un « destin corso-sarde » dans le cadre de l'Union européenne? l'esquisse d'un réseau géopolitique des îles des la Méditerranée occidentale", *La Découverte, Hérodote*, 2001/4, No.103, available at [http://www.cairn.info/revue-herodote-2001-4-p-152.htm], p.153.

²⁰ なお、一般的に、島嶼地域が本国内で周辺・辺境の地位に置かれ、劣悪な政治・経済環境を強いられてきたという歴史を指摘するものとして、以下の文献を参照。佐藤幸男「島嶼・平和学の試み:新たな世界認識の一道標として」IPSHU 研究報告シリーズ no.42 page.51-75 (200903) [http://home.hiroshima-u.ac.jp/heiwa/Pub/42/4SATO.pdf], 1-25 頁参照。

の経済的交流が歴史的に活発だったわけではないからである。例えば、コルシカ島とサルディニア島の間には経済的に相互交換(交易)可能なものが存在していない。むしろ、コルシカ島とサルディニア島の場合、同じ農業分野で競合関係にある²¹。従って、島嶼間協力とは言うものの、両島間の交通が何によって拡大するのかという点は明らかではない²²。

3. 観光プロジェクト

そうした中でも、IMEDOCにおいて経済的成長を期待できる分野として観光業がある。そこでまず IMEDOCによって採用された観光分野のプロジェクトについて検討しよう。地中海地域は伝統的に世界的な観光名所が多く、産業促進の余地・可能性が高い。とりわけ、20世紀最後の10年は、IMEDOC地域においても大型集客観光方式が発達し、多くの観光旅行者が訪問している。また、健康目的やビジネス目的の旅行も増えており、単なる観光旅行者の獲得以外にも観光業が拡張する可能性が認められる²³。

IMEDOCでは、具体的に以下の観光プロジェクトが採用されている 24 。①LINAIR 計画:本プロジェクトは、島嶼地域と大陸本土との間の空路(航空便)が欠如していることを改善することを目的としている。とりわけ、アクセス強化の可能性の条件を特定することを目的としている。なお、現状では、IMEDOC 島嶼へのアクセスは海上交通が主体となっている。②認証された欧州路(La Route européenne des Sens Authentiques)計画:農業と観光業のコースを共同で運行するものである。

なお、IMEDOCを構成する島嶼群は、島嶼観光という観点から次の特徴を有している。

第1に、いずれの島嶼も温暖な気候に恵まれており(地中海気候)、ヨーロッパ観光(大陸側の観光)との間に交通上の結び付きがあり、政治・社会・経済的に安定しており(犯罪発生が少ない)、観光用のベッド数が一定程度確保されているという点である²⁵。ただし、IMEDOC島嶼のこうした類似性は、経済的な観点から見れば、島嶼間で観光業上の競争関係にあることを意味する。

第2に、観光者数の点では、バレアレス諸島の観光者数は IMEDOC 全体の観光者数の半分を超えている。島嶼を通過した人数(通過するだけで宿泊しない観光者数)では、全体で 1870 万人のところ、バレアレス島嶼だけで 960 万人である。また、宿泊者数では、全体で 880 万人のところ、バレアレス島嶼だけで 470 万人である。さらに、観光者用ベッド数でも、全体の 861000 のうちの 415000 をバレアレス島が占めている。

第3に、IMEDOC 島嶼観光者の特徴は、そのほとんどが欧州地域からの観光者であるという点であり、しかも、各島嶼の本国からの観光者が極めて多いという点である²⁶(結局は、自国国内の地方に旅行に行く人が多いことを意味している)。

²¹ Emmannuel Bernabéu-Casanova, *supra* note (destin), p.165.

Emmannuel Bernabéu-Casanova, supra note (destin), p.164.

²³ Carles Manera and Jaume Garau Taberner, "The Recent Evolution and Impact of Tourism in the Mediterranean: The Case of Island Regions, 1990-2002", Nota di Lavoro 108.2006 (2006), available at [http://www.feem.it/userfiles/attach/Publication/NDL2006/NDL2006-108.pdf], p.7

²⁴ « La sardaigne, un exemple pour le développement touristique de la corse ? », Rapport d'étude annuel. Institut Régional d'Administration de Bastia, XXVème promotion « Sénèque » (2005-2006), p.14.

²⁵ Carles Manera and Jaume Garau Taberner, *supra* note (The Recent Evolution), p.10.

²⁶ Carles Manera and Jaume Garau Taberner, *supra* note (The Recent Evolution), p.11. 全体の観光者数の中の80%がイタリア、ドイツ、英国、フランス、スペインからの観光客で占められている。

第4に、地中海気候が IMEDOC 観光業の魅力であるが、逆に観光に適した季節が特定の季節(夏とそれ以前)に集中する。特に5月から6月の数週間に観光客が集中する傾向があり、観光客の過度な密集により、ベッド数を如何に確保するかが問題となる。

第5に、IMEDOCの全体を通じてみた場合には、観光者数は増加傾向にあるが(1990年から2002年にかけての統計)、地中海観光という点から見た場合、地中海観光に占める IMEDOC 観光者の割合は減少傾向にある。すなわち、観光市場における IMEDOC の集客力が低下していることが分かる(IMEDOC 以外の地域や島嶼も観光集客に力を入れていることを意味している)。第6に、IMEDOC 島嶼の中でも観光業の発展レベルには差が見られる。すなわち、バレアレス島嶼のように、既に観光業に大きく依存し、観光業界での投資の成果を享受してきた地域もあれば、シチリア、コルシカ、サルディニアのように、今後の観光産業の発展の余地を残している地域もある。この点でも、IMEDOC という括りで産業振興を論じるのではなく、島嶼ごとのきめ細かい議論・再策立案が求められると言えよう。また、バレアレス島嶼以外の IMEDOC 構成島嶼が観光業を発展させた場合、観光業界における競合関係になる危険も考えておく必要がある。

4. 懸念

さて、IMEDOC 島嶼においては、上記のように観光業に特化した産業政策が推進されるものと考えられるが、他方で、観光業に特化する(あるいは今後さらに特化していく)ことに対する懸念も指摘されている(なお、伝統的に観光業の強いバレアレス島嶼以外の島嶼においても観光業を中心に産業を発展させようとする傾向が見られる)。

第1に、島嶼経済は観光業に特化した経済(モノカルチャー経済)であるため、他の業種との関係でバランスのとれた経済成長が可能か否かという点について、経済学者の間でも見解が分かれる。特に、観光業に過度に依存する場合、外部的要因(気候、事故・事件、欧州経済危機など)の影響を受けやすく、産業としての安定性に欠けるからである。

第2に、観光産業を促進させた場合、関連地域内の就学率等が上がらないという問題がある。 すなわち、観光就業者には高いレベルの技能が要求されないことから、一方で多くの就業者を 抱えることが可能であるが、他方で、高度専門知識や大学就学率(高学歴就業者数)が上昇せ ず、産業の高度化(あるいは他の高度化された産業形態への移行)が望めないという問題が生 じる。

第3に、観光業の場合、労働時間との比較では生産性が高くないため、長時間労働・低収入という構造的問題が発生し、経済発展に長期的に資するか否かが問われる。後述するように、 島嶼経済の発展には、成長戦略を構築しえる基幹産業の成長を促すことが求められるため、観 光業の振興については、慎重に検討していく必要があると言えよう。

IV. 政治的協力

以上のように、地中海島嶼地域においては島嶼間の経済協力や共同開発を行うという強いインセンティブや発展の原動力を見出すのは困難である。とりわけ、島嶼間に特化した形での経済協力関係を構築するのは困難な状況にある。ただし、地中海島嶼地域は低開発地域として共通の問題を抱えており、その解決にあたっては、一定の政治的協力関係を必要とする。実際に、IMEDOCの協力関係において注目され、成果を上げていると評価されるのは、実は経済分野ではなく、政治分野である。以下、IMEDOCの政治的協力関係とその成果について検討しよう。

1. EU 政治への介入

IMEDOC は地中海島嶼の協力組織であるが、そもそも EU 域内における島嶼間協力には独特の政治力学が作用する。第 1 に、EU 機構が規律権限を有する点である。すなわち、非国家主体である島嶼地域(複数の島嶼間の協力体)が EU 圏内で特定の利益確保を目指す場合、当該地域に関する規律主体が所属国家ではなく、EU 諸機関に移行している。第 2 に、所属国家が島嶼優遇政策や島嶼経済の振興政策を放棄している。その結果、政治的には「地域」が自己の利益を増大させるためには、所属国家ではなく、EU 機構そのものに政治コストをかける必要がある²⁷(逆に言えば、EU 機構内での政治的インパクトを増大させることによって、所属国家内での地位を向上させるしかない²⁸)。

以上のような前提から、島嶼地域の発展・振興を目指した IMEDOC が EU 政治に働きかけを行ったのは必然的なものであり、妥当な戦略であった。しかも、一定の成果を得ており、この点は高く評価できる。この点に関しては、島嶼を中心とした地域連携や協力関係の構築が、単に情報交換や人的交流といった初歩的なものでは全く十分ではなく、むしろ EU 内の政治動向までを見据えた国際政治舞台に乗り込むという戦略が求められていることを物語る。

2. 政治的課題

上記のような政治的環境の中で、IMEDOCが如何なる政治的課題に取り組もうとしていたのか(しているのか)という点について次に検討しておこう。

第1に、IMEDOCの政治的環境の特徴は、外部依存性が強い点である。すなわち、各島嶼が 所属本国あるいはEU機構からの補助金等に頼らざるを得ない経済状態にある。

第2に、EU 地域政策と加盟国の地域政策が抵触する場面において島嶼地域がその狭間に落ち込む。加盟国の内部では、低開発地域や後進地域を優遇し(補助金制度や特別税制を利用する)、国内経済格差を縮小してバランスのとれた国土開発を行う必要がある。これに対して、EU 機構は域内(EU 全域内)の自由競争を尊重し、特定国が特定地域を優遇すること(保護主義)に対しては厳しく規制を行う。そのため、島嶼地域の経済支援政策に関しては、所属国家の立場(補助政策)とEUの立場(補助金禁止)の間で軋轢が生じる。

第3に、EU内では自由市場形成と競争原理の維持に加えて「経済社会的結束」も重視されており、EU域内の地域間格差の是正も目指されている。ただし、地中海島嶼地域は一般には低開発地域ではあるが、EUが指定する補助対象地域には該当しないレベルにあることから、「構造基金」(fonds structurels)を得る対象とならない。ちなみに、「EU構造基金」の問題は、IMEDOCの設立文書においても指摘されており、構造基金に対して島嶼の実情を如何に反映させるか、と前文で述べられている²⁹。特に問題視されているのは、構造基金が島嶼本国(イタリア)に配分された場合であっても、イタリア政府から島嶼(シチリア島)にまで適切に配分されないという問題が生じていた³⁰。

²⁷ CPRM Institut de la Méditerranéenne, L'effet de la zone de libre échange sur les îles méditerranéennes, INTERREG IIc Dossier thématique: Thème poloté par la région Corse, Septembre 2000, available at [http://www.femise.org/AMI/pdf/ILES-FTI.pdf], p.15.

²⁸ Emmannuel Bernabéu-Casanova, supra note (destin), p.172.

²⁹ 長谷川秀樹・前掲注(国境を超える 1999年) 29 頁。

³⁰ Catherine Cagnina, L'Europe et la decentralization sous l'éclairage des exemples français et italien. L'application des dispositions communautaires en matière de decentralization en France et en Italie, Thèse de doctorat en droit, Université Jean Moulin Lyon 3, Ecole doctorale: doit et Università degli

3. 政治的協力

こうして、経済協力以外で島嶼間の連携が求められたのが政治的活動の分野であった³¹。すなわち、政治的弱者であると自覚する島嶼地域は、政治的に連携を図り、各所属国家および EU 組織内での政治的発言力(ロビー活動)の活性化を目指した³²。IMEDOC/EURIMED の実情を見ると、目標とされている経済発展協力よりも、むしろ政治活動協力に主眼が置かれていると評しえる。しかも、EU 統合の動きの中では、所属国家への働きかけ(伝統的に国家内で冷遇されてきた歴史を有している)よりも、むしろ EU 諸機関への働きかけの方が有効であり、実際に IMEDOC の政治活動の対象は EU となる³³。

では、IMEDOC の政治的協力は如何なる成果をもたらしたのであろうか。IMEDOC は、EU 内の各種部会やシンポジウムで活発な活動を行い、EU 委員会や欧州審議会の下部機関である 辺境・海洋地域委員会を通じて、条約改正交渉に携わる担当官に島嶼および島嶼性の重要性を 認識させることに成功した³⁴。その大きな成果が、アムステルダム条約の中の低開発地域に対する特別考慮条文の対象の中に「島嶼」という文言を挿入することに成功した点である(マーストリヒト条約 130 条 A 項の改正)。

アムステルダム条約 130 条 a 項は次のように規定する (改正後規定)。「とりわけ、EC は、各種地域の開発レベルの間の格差を是正し、農村地帯を含む低開発地域または島嶼における開発遅滞を是正することを目指さなければならない」。"In particular, the Community shall aim at reducing disparities between the levels of development of the various regions and the backwardness of the least favoured regions or islands, including rural areas". 35

さらに、同条約では、付帯決議が付されており、その中で島嶼に関する宣言が含まれている。 すなわち、付帯決議 30「島嶼地域に関する宣言」は次の文言である。「本条約の制定会議は島 嶼地域が島という地位に起因する構造的障害を被っており、それが恒久化していることから経

studi di Cassino, p.181.

³¹ 地中海島嶼の協力関係の基礎づけになっているのが、経済的・歴史的・地理的な結びつきではなく、むしろ政治的な結びつきであることを的確に指摘するものとして、以下を参照。 Emmannuel Bernabéu-Casanova, *supra* note (destin), p.171.

32 Claude Olivesi, « La coopération inter-insulaire en Méditerranée », Etudes internationals, vol.30, no.4 (1999), available at [http://id.erudit.org/iderudit/704087ar], p.751. なお、各島嶼本国における政治活動については以下の文献が詳しい。Emmannuel Bernabéu-Casanova, "De l'île de Corse à l'Île-de-France, les élus d'origine corse à Paris et dans les Hauts-de-Seine", Hérodote, no.95 (1999), pp.114-144.

³³ Claude Olivesi, *supra* note (La cooperation), p.751. なお、欧州島嶼地域の EU 内での政治闘争は 1970 年代に遡る。1979 年には「欧州島嶼共同行動」概念が初めて登場し、欧州海域辺境地域会議(Conférence des régions périphériques et maritime: CRPM)の枠内に「島嶼委員会」

(Commission des îles) が設置された。この島嶼委員会は1980年に第1回の会合を開催している。島嶼委員会は、特に欧州機関に対する働きかけを主たる活動目的としており、欧州委員会委員や高等公務員、欧州議会議員に対するロビー活動を行った。島嶼委員会はその後、IMEDOC等の島嶼に関連する協力体制と密接な連携を有するようになっていく。また、島嶼委員会は、欧州議会において島嶼関連の各種報告書の採択に尽力し、この点での成果を上げている。

³⁴ この点で、2000 年 4 月にシチリア島が IMEDOC に加入したことが大きな推進力になったと 指摘される。Emmannuel Bernabéu-Casanova, *supra* note (destin), p.170. ただし、この条約改正に おける貢献は、IMEDOC だけのロビー活動の成果ではなく、他の島嶼間協力(CRPM や EURISLES)と共同でのロビー活動の成果であると考えられる。

³⁵ Treaty of Amsterdam Amending the Treaty on European Union, the Treaties Establishing the European Communities and Certain Related Acts. 1997.

済社会的な発展を阻害されていることを認める。それ故、会議は、欧州立法府がこれらの障害を考慮に入れなければならないことを確認する。また、公正な条件のもとで当該島嶼地域を欧州域内市場によりよく統合するのに有利となるように、特定の措置が取られ得ることを確認する³⁶」。"The Conference recognises that island regions suffer from structural handicaps linked to their island status, the permanence of which impairs their economic and social development. The Conference accordingly acknowledges that Community legislation must take account of these handicaps and that specific measures may be taken, where justified, in favour of these regions in order to integrate them better into the internal market on fair conditions".

4. 評価

では、IMEDOC の政治的協力関係の構築と EU 機構内でのその成果について、どのように評価し得るであろうか。

第1に、IMEDOCのロビー活動は政治的に成功した。特に、国家を中心的なアクターとして捉えてきた EU 内政治において、国内政治と EU 政治の双方に対して非国家主体である島嶼地域が新しい政治アクアーとして活動し得ることを示した点で高く評価される³⁷。特にIMEDOC/EURIMED に参加する島嶼群は、国家の枠組みの中に取り込まれている「地域」であり、都市圏よりも後進の経済圏ではあるが、国家からの補助金等を正当に得ることができる最貧地域には属さないという中途半端な環境にある。この点では、EU の補助金規制が大きな障害になっていた訳であるが、これに対して島嶼間の政治的活動を集約することによって集団の利益を実現していくという方策は、政治的には高く評価し得るものであろう。

また、IMEDOC 島嶼群は個々の島で見れば、歴史的には一国家を形成するような規模を誇っており、本来的には国家として存在していても不思議ではない存在である。にもかかわらず、現在は大陸国家に包含され、国家の政治経済体制の中で「周辺」的地位に甘んじている存在である。その意味では、IMEDOC 島嶼群は本来あるべき自分たちの社会的地位を回復するための運動を展開していると解することもできよう。

第2に、こうした政治的活動は、単に EU に働きかけて所属国家からの補助を確実にするという意味で依存性や消極性を示すに過ぎない(依存の対象が伝統的な所属国家から EU 機構に変わっただけであると評しえる)。むしろ、今後の経済開発を考えた場合には、島嶼間の本当の意味での経済協力体制を構築し、所属国家や EU からの支援・補助に依存しない経済圏を目指すのが本来の姿であろう³⁸(この点については後述)。

5. 拡張路線

さて、以上のような成功例を前提とした場合、IMEDOC(EURIMED)の今後の在り方に大きな示唆を与えると考えられる。特に、政治的協力関係という観点から見れば、今後もこうした協力関係の政治的利用を拡張させていく可能性は高いと言えよう。

第1に、IMEDOC 構成島嶼は地中海島嶼の中では規模的に大きなものであり、その他の島嶼も数多く存在している。従って、「地中海」と「島嶼性」を基軸とした政治的活動を展開してい

³⁶ Declarations Adopted by the Conference. Declaration 30 (Declaration on island regions).

³⁷ Claude Olivesi, *supra* note (La cooperation), pp.756-757. ただし、個別の島嶼内では、こうした島嶼地域の政治的活動が「集団」(groupement) として行われていること、さらにその目的が明白でないことを理由として懸念や躊躇が見られる。

³⁸ 長谷川秀樹・前掲注(国境を超える 1999 年) 36 頁。

くのであれば、地中海島嶼をすべて対象とした地中海島嶼連合(西部や東部などの地域性を排除したもの)が望ましい³⁹。これまでのEUロビー活動を継続する上でも、このように「地域」を統合していくプロセスは評価されるものである。また、IMEDOC 構成地域以外の島嶼地域に関しては、さらに経済後進地域であり、各所属国家政府からの支援や理解も十分ではない。そのため、IMEDOC に参加することによって大きな政治的発言力を獲得していくことには利益を見出せるものと考えられる。実際に、IMEDOC から EURIMEDO への拡張に伴い、「西部」地中海島嶼から地中海「全域」へと拡張を経ており、すでに全地中海をベースとした島嶼地域協力組織になりつつあると言えよう。今後は、島嶼の規模や関係性を基準にどこまでの島嶼地域を包含していくのか、という点が議論の対象となるであろう。

ただし、本報告でも既に指摘したように、ひと口に「島嶼」といってもその歴史的背景や現状の経済的状況、近隣の類似の島嶼との関係については、一様ではなく、様々な問題を抱えている。さらに、「地中海」に限定したとしても、経済産業形態(どの分野の経済活動が強いのか)については島嶼ごとに異なっている。こうした点から考えても、単に「島嶼」を寄せ集めるという政策は、EU 機構内で政治的発言力を高めるためには役立つかも知れないが、他方で、実際の経済協力関係を構築していく際には障害になり得る点に注意しておく必要があろう。

第2に、EU機構内での政治的ロビー活動に特化した協力関係を構築していく場合、多岐にわたって分立している島嶼関係組織を統合していくことも必要になると考えられる。実際に、EUの枠組みの中だけでも、IMEDOCの他に数多くの「島嶼」関連の組織が立ち上げられている。例えば、Interreg IIIが IMEDOCに統合するといった形での協力関係(島嶼協力制度の間の協力関係)が模索されていくことが望ましい⁴⁰。同様に、EU内では、「島嶼」、「地域」、経済協力や文化協力など、組織が多様かつ重複しているため、EU機構内部の組織関係を把握した上で、政治活動における協力関係を形成していく必要がある。例えば、EU機構では1973年に「海洋周辺地域会議」(CRPM: Conférence des regions périphériques maritimes)が設置されたが、この会議の枠内で1980年に「島嶼委員会」(la Commission des îles)が設置されている。この島嶼委員会がEU機構において島嶼の利益を代表するための恒久的組織となっており、構成する25地域の地域間協力を促進させることを目的としている。従って、「島嶼」という枠組みで利益向上を図る場合には、「地中海」という枠組みを超えて、「島嶼」という枠組みでの政治的ロビー活動を行う必要もある。

おわりに

1. 本当の経済協力も必要

以上のように、IMEDOCによる島嶼地域の政治的地位の向上については、広く肯定的に評価されているように思われる。これに対して、島嶼間連携に関する実態においては特筆すべきものが無い。上記のように、実際にプロジェクトとして採用されているのは、観光プロジェクト、研究者・学生の交換留学、博物館の間の協力といったものであり、実質的な経済協力というには程遠い(もちろん、主要産業が観光程度しかない以上、本格的な経済協力を目指す以前に多くの問題を抱えていると言わざるを得ない)。さらに、そもそも島嶼間の経済・開発協力には、困難な側面も多い。それ故、外部依存性(政府補助や EU 補助)から脱却して、自立した経済

³⁹ CPRM Institut de la Méditerranéenne, supra note (L'effet de la zone), p.15.

⁴⁰ 地中海島嶼に限らず、EU 域内での各種地域間協力の形態やその役割に関しては以下の文献を参照。Antoni Dura, *supra* note (A Typology), p.20.

成長を目指すのであれば、今後は、島嶼地域内での実質的な経済協力を通じた産業育成に本格的に取り組む必要がある。政治的ロビー活動だけを目指し、成果を上げていたとしても、補助金に依存する外部依存性は低下せず、むしろ高まるばかりである。

2. アイデンティティ共有の重要性

さらに重要なことは、島嶼に固有の文化的背景や伝統を如何に島嶼「地域」の共通項として抽出するか、という点である。島嶼のアイデンティティを如何に形成するか、という問題と捉えてもよいであろう。この点で、IMEDOC の枠内において、「島嶼体育祭」(jeux des îles)が開催されていることは注目に値する。毎年別々の島で開催されるものであり、これは政治・経済的な島嶼の利益拡張や人的交流という意味だけでなく、島嶼の「特異性」を促進させるという意味で有益である⁴¹。また、IMEDOC 島嶼地域内では、言語・文化・芸術分野での協力関係も地道に続けられている。特に博物館ネットワーク・プロジェクトでは、博物館所蔵のコレクションの価格決定、経験交換、共同展示の実施に重点が置かれている⁴²。また、1996 年 9 月 27日に締結された大学協力協定では、島嶼に存在する 4 つの大学間で教員・研究員の間の情報交換、学生交換、教育プログラムの開発等を促進することが合意された。こうした文化交流では、一方で、人の流れや交流を通じて何らかの経済的効果を生み出すことは期待できるものの、本来的に産業振興とは異なる側面を有している。ただし、こうした文化交流は島嶼間のアイデンティティの確認や連帯感を強めるのに効果的であろう。

3. 研究の現状

さて、地中海島嶼研究に関しては、従来、一橋大を中心とする地中海研究⁴³の中で僅かに先行研究が蓄積されているが、個別の島の状況分析が中心的なものであり、島嶼間協力に関する本格的な研究は行われてきていない。今回は IMEDOC に焦点をあてた報告を行うことになるが、今後もこの分野の研究が行われることが期待される。

⁴¹ Marina Casula, « La Corse : Une île-projet au coeur de la Méditerranée », Esprit critique. Revue internationale de sociologie et de sciences sociales Available at

[[]http://www.espritcritique.fr/Dossiers/article.asp?t03code=156&varticle=esp1301article09&vrep=1301]

42 « La sardaigne, un exemple pour le développement touristique de la corse ? », p.14.

⁴³ 一橋大学地中海研究会(http://www.econ.hit-u.ac.jp/~areastd/mediterranean/history.htm)では、地域研究や言語学、宗教学を交えた総合的な分野横断的研究が行われている。とりわけ、研究会が発刊している「地中海世界論集」(The Mediterranean World)の第4巻は、地中海島嶼に関する研究をまとめたものとして『Studies in Socio-Cultural Aspects of the Mediterranean Islands』(vi + 144p、1979年3月)を刊行している。

太平洋島嶼地域の経済統合と越境的な人の移動

小柏 葉子

Economic Integration and Transnational Human Mobility in the Pacific Islands Region

Yoko Ogashiwa

This article examines transnational human mobility in the Pacific Islands region and discusses how it will be changed in the regional economic integration propelled by the Pacific Islands Forum (PIF), a regional organization formed by 14 Pacific Island Countries plus Australia and New Zealand.

As "the history of the Pacific is a history of migration", transnational human mobility has been characteristic of the Pacific Islands region. Transnational human mobility mainly from Polynesian and Micronesian islands to ex-colonial powers has sustained islands' political economy by means of remittances. In the 1980s, Bertram labeled the situation as MIRAB Model, which was based on migration, remittance, aid and bureaucracy.

In the late 2000s, New Zealand and Australia offered seasonal labour schemes for the unskilled workers of the Pacific Island Countries. This introduced a new pattern of transnational human mobility to the region without mass exodus.

Transnational human mobility has also been discussed as one of the important agenda in the negotiations on PIF regional economic integration. After having adopted Pacific Island Countries Trade Agreement (PICTA) in 2001 in order to form a free trade area among the Pacific Island Countries, they are trying to launch PICTA Temporary Movement of Natural Persons Scheme which allows transnational mobility of skilled/semi-skilled labourers of the Pacific Island Countries. Although salient economic effect can not be expected, the scheme could present a new destination for transnational human mobility of the skilled labour force in the region.

On the other hand, consensus has not been made on transnational human mobility in the negotiations of Pacific Agreement on Closer Economic Relations (PACER) Plus which aims at forming a free trade area among PIF members. If transnational human mobility is included in PACER Plus, it will bring a new phase to transnational human mobility which has formed the history of the Pacific Islands region, in terms of economic effect and stability as a system.

はじめに

太平洋島嶼 14 カ国とオーストラリア、ニュージーランドによって構成されている地域機構である太平洋諸島フォーラム(Pacific Islands Forum: PIF)は、地域経済統合に向けての動きを加速させている。その中心となっているのは、貿易統合、具体的には自由貿易地域(Free Trade Area: FTA)の形成である。2001年に太平洋経済緊密化協定(Pacific Agreement on Closer Economic Relations: PACER)、および太平洋島嶼諸国貿易協定(Pacific Island Countries Trade Agreement: PICTA)という、FTA 形成に向けた二つの協定を採択した PIF は、2009年から新たに PACER プラス(PACER Plus)交渉を開始するなど、FTA の実現を目指し、交渉を進めている。

近年の地域的な貿易統合プロセスは、深化した統合に依拠するとされている。すなわち、貿易統合協定は、関税自由化をこえて、サービスや投資といったイシューの自由化に関する規制障壁の除去を含むようになっているである(Gavin and De Lombaerde 2005: 73)。それは、PIFによる地域経済統合に向けての動きにおいても例外ではない。そうした規制障壁の除去のなかでも、とりわけ PIFによる地域経済統合の場合、重要な影響をもたらすと考えられるのが、越境的な労働移動の自由化である。

「太平洋の歴史は、移住の歴史である」と言われるように(Opeskin and MacDermott 2009: 353)、活発な人の移動は、太平洋島嶼地域の一つの特性となってきた。特に、第二次世界大戦後、ポリネシアの島嶼地域を中心とした大規模な海外移住の流れは、本国の居住者よりも多い人々が海外に定住するという現象を生み出してきた(須藤 2008: 19)。このような太平洋島嶼地域の越境的な人の移動は、越境労働移動の自由化を含む、PIF による地域経済統合に向けての動きが加速する中で、どのような変化を遂げていくのであろうか。本稿は、PIF による地域経済統合の動きが太平洋島嶼地域の越境的な人の移動にもたらす影響について考察を行ない、国家によって構成される国家間機構としての PIF が推し進めている、地域経済統合という空間的領域をともなった地域的枠組みの深化と、国境を越えて脱領域的に展開されてきた太平洋島嶼地域の越境的な人の移動が交錯する動態を明らかにしようとするものである。

以下では、まず、第二次世界大戦後の太平洋島嶼地域の越境的な人の移動がどのような機能を果たし、実際にどのように展開されてきたのか、その実態を検討する。次に、PIF が地域経済統合に向けて動きだすようになった背景について明らかにし、FTA 形成に向けて採択されたPACER、PICTAの二つの協定について分析を行う。さらに、PACERプラス、PICTAをめぐる交

渉の中で、越境労働移動というイシューがどのように扱われてきたのか検討する。そして最後に、 PIF による地域経済統合の動きが太平洋島嶼地域の越境的な人の移動にどのような変化をもた らすのか考察を行なう。

I MIRAB モデルと越境労働ネットワーク

(1)移住と送金の経済

太平洋島嶼地域の越境的な人の移動に関しては、本国人口の規模と釣り合って、移住者の絶対的な数においては小さいが、これほど大規模な人口流出は、世界のどの地域も経験したことがないと言われている(Opeskin and MacDermott 2009: 353)。「マス・エグゾダス」(国外大量脱出)(須藤 2008: 4)とも呼ばれる、このような太平洋島嶼地域の越境的な人の移動を検討する際、おさえておかなければならないのは、バートラム(Geoff Bertram)によって唱えられたMIRABモデル(MIRAB Model)という概念である。

もともと1980年代に、クック諸島、ニウエ、トケラウ、キリバス、ツバルを事例とした太平洋島嶼経済の類型として提唱された MIRAB モデルは、移住(migration)、送金(remittance)、援助(aid)、官僚制(bureaucracy)を特徴とする「島嶼政治経済のある状態の分類的記述」(Bertram 2006: 12)を指す。ここでは、本稿のテーマに沿って、移住(MI)と送金(R)に焦点を当て、その内容をみていくことにしよう。

バートラムによれば、太平洋島嶼地域の場合、移住は、送り出しコミュニティにとって、直接的な発展の損失ではなく、その生活水準の向上に長期的な益となる可能性を持つ、世帯資源の「営利的な」配分とされる(Bertram and Watters 1985: 498-499)。すなわち、太平洋島嶼地域の移住は、「個人的」決断というよりも、移住者の家族単位による「集団的」決断であり、「経済機会のニッチを利用するために、労働資源を国際的に配分する、島嶼の親族、あるいは世帯の経済活動の国際化」と理解することができるというのである(*Ibid*: 498-499, 501)。

バートラムは、特に地域的労働市場を通じて、越境的規模で行動し計算する、小規模な太平洋社会におけるこのような家族、あるいは親族単位を「親族の越境的企業体」(transnational corporation of kin)と呼ぶ(*Ibid*.: 499, 511)。こうした「親族の越境的企業体」によって展開されている移住は、したがって、移住者の母国コミュニティとの経済的、社会的、文化的きずなを損なわせることはない(*Ibid*.: 499, 501)。通常、移住者は、移住後最初の数年は、高レベルの送金を行なうが、母国コミュニティとの結びつきが弱まるにつれ、送金レベルは下がっていくと考えられて

いる。だが、太平洋島嶼地域の場合、「親族の越境的企業体」を通じた移住者と母国コミュニティ とのきずなの維持によって、そして新たな移住者の継続的な流入によって、これには当てはまらな いとされるのである(*Ibid*: 514)。

さらに、バートラムは、こうした移住者からの送金が、村落経済における現金収入のみならず、 当該太平洋島嶼諸国の収支における輸入キャパシティの主要な源となっていると指摘する (*Ibid*: 504-506)。たとえば、輸入総額に占める送金総額の割合は、クック諸島では 1970 年から 1983 年にかけて 14 パーセント、ツバルでは 1979 年から 1982 年にかけて 20 パーセントにのぼった(*Ibid*: 506)。移住者からの送金は、太平洋島嶼地域の経済に対し、看過することのできない役割を果たしてきたと言えるであろう。

ここで忘れてならないのは、このような太平洋島嶼地域の移住という越境的な人の移動は、そのほとんどがニュージーランド、オーストラリア、アメリカに向けてのものであったという点である。次では、これら3カ国に向けての越境的な労働移動を、旧宗主国との関係によるもの、太平洋先進国との関係によるもの、の二つに分け、検討していくことにしたい。

(2)旧宗主国との関係による越境労働移動

北米大陸を東に、オーストラリアを西に、ニュージーランドを南に、それぞれ三角形の頂点とする「新ポリネシアン・トライアングル」(New Polynesian Triangle) (Barcham, Scheyvenst and Overton 2009: 322)とも呼ばれる空間を主なる舞台として展開されてきた太平洋島嶼地域の越境的な労働移動の基盤の一つとなってきたのは、旧宗主国との関係である。その典型といえるのが、クック諸島とニウエの事例である。

クック諸島は 1965 年に、ニウエは 1974 年に、ニュージーランド統治領の地位から、自由連合 (Free Association)協定によって軍事・安全保障権をニュージーランドに委ね、その権限に反しない範囲の外交権¹⁾と内政自治権を有する自治国(self-governing state)に移行した。移行に際して、クック諸島とニウエの住民には、「近代史において、おそらくもっとも寛大なポスト植民地協定の一つ」(Opeskin and MacDermott 2009: 353)といわれるように、ニュージーランドの市民権が付与されることになった。これによって、クック諸島とニウエの住民は、脱植民地化後も、ニュージーランドに自由に入国し、労働することが可能になったのである。

1950年代から1960年代にかけてのニュージーランドの経済成長にともなう労働力不足、1960年代から1970年代にかけてのジェット機といった新たな輸送技術の普及とあいまって(Barcham, Scheyvenst and Overton 2009: 326)、クック諸島とニウエからニュージーランドへの移住者は、

右肩上がりに増え続けた。2006 年の統計によれば、ニュージーランド在住のクック諸島人口は、本国人口の約 3 倍、ニウエにいたっては約 14 倍となっている(Opeskin and MacDermott 2009: 365)。

一方、ニュージーランド統治領と異なり、国連信託統治としてアメリカによって統治されていたミクロネシア連邦、マーシャル諸島、パラオの住民には、脱植民地化に際し、アメリカの市民権は付与されなかった。かわって、アメリカとの自由連合協定²⁾の下で付与されたのが、アメリカへの渡航とビザなしでの「非移民」(non-immigrant)としての在住、合法的な職業従事といった諸権利である(*Ibid*: 367)。2000年の統計では、マーシャル諸島とパラオの場合は、本国人口の11パーセント、ミクロネシア連邦の場合は、1パーセントにあたる住民がアメリカに在住していた(*Ibid*: 365)。

このほか見逃せないのは、現在もアメリカの統治領である米領サモアが介在する越境労働移動の流れである。米領サモアの住民は、アメリカ本土への自由なアクセスが可能である。米領サモアでは、1951 年の海軍基地のハワイ移転を契機に、兵士や軍属、およびその家族を中心とした住民のハワイへの移住、さらにそこからアメリカ本土への移住が急増した(須藤 2008: 22; 山本2000: 307)。そして、そうした移住者を頼って、米領サモアのみならず、サモアの親族もアメリカに移住していくようになったのである(山本 前掲書: 307)30。また、住民の移住によって労働力不足となった米領サモアの缶詰工場に労働力として流入したサモアやトンガからの労働者が居住権を取得し、ハワイやアメリカ本土へと移住していく例も増えた(山本 前掲書: 307; 須藤 2008: 25)。

このように、何らかの形で越境労働移動の一つの基盤となる旧宗主国(米領サモアの場合は、現宗主国)との関係を保持しているニュージーランドとアメリカの旧統治領に対し、オーストラリアの統治領であったパプアニューギニアは、これに類する旧宗主国との関係を付与されてこなかった。オーストラリアにとって、隣接し、太平洋島嶼地域において最大の人口規模を持つパプアニューギニアに市民権といった関係を付与することは、実際的ではなかったからである(Opeskin and MacDermott 2009: 366)。

だが、オーストラリアが2008年に導入した太平洋季節労働者試験的制度(Pacific Seasonal Worker Pilot Scheme: PSWP Scheme)では、トンガ、キリバス、バヌアツと並んで、パプアニューギニアも、オーストラリアへの短期労働者送り出し国として認められるようになった。このような旧宗主国との関係によるものではなく、太平洋先進国との関係によるものとしての越境労働移動について、次にみてみることにしよう。

(3)太平洋先進国との関係による越境労働移動

太平洋島嶼地域の越境労働移動のもう一つの重要な基盤となっているのは、太平洋先進国との関係である。すなわち、旧宗主国としてではなく、太平洋先進国の立場から、短期労働者受け入れ制度が太平洋島嶼諸国に対して提供されているのである。ニュージーランドによる認定季節雇用者制度(Recognized Seasonal Employer Scheme: RSE Scheme)と、オーストラリアによる PSWP 制度は、その代表例としてあげられるであろう4)。

ニュージーランドでは、主要産業である園芸とブドウ栽培におけるピーク時の労働力不足が、かねてから問題となっていた(Ramasamy, Krishana, Bedford and Bedford 2008: 173)。一方で、太平洋島嶼諸国からは、オーストラリアとニュージーランドに対し、非熟練・低熟練移民に労働市場の開放を求める圧力が増していた(*Ibid*: 176)。そこで2007年にニュージーランド政府によって導入されたのが、RSE制度である。

RSE制度の特徴は、第一に、太平洋島嶼諸国から、非熟練・低熟練労働者を受け入れた点である。RSE制度では、ニュージーランドの園芸産業とブドウ栽培に従事する労働力として、11ヶ月ごとに最大7ヶ月間まで、海外から最大5000人までの労働者を受け入れる⁵⁾。この場合の労働者は、特別な技能を必要としない非熟練・低熟練労働者であり、それまでニュージーランドへの越境労働が望めなかった太平洋島嶼諸国の住民層に労働機会を与えることになったのである⁶⁾。

特徴の第二は、ニュージーランドが市民権を付与しているクック諸島とニウエ、および2006年のクーデタ発生以降、制裁措置を発動しているフィジーを除く、すべての太平洋島嶼諸国に対し、RSE制度が提供された点である。当初、「キックスタート」国として認定されたキリバス、ツバル、トンガ、サモア、バヌアツの5カ国に加え、そのほかの太平洋島嶼諸国も、2007年にRSE制度の対象国として認定された⁷⁾。とりわけ、それまで移住制度を提供されたことのなかったパプアニューギニアや、ソロモン諸島、バヌアツといったメラネシア島嶼諸国にとって、その意味は大きかったと言えよう。

こうして、移住者、出身国、行き先国三者の「トリプル・ウィン」(triple win)(*Ibid*: 172)を図ったRSE制度ではあるが、特徴点にも示されているように、やはりその基本的性格は、太平洋先進国として、ニュージーランドが太平洋島嶼諸国に行なう援助の一環としての色彩が強かったことを確認しておかなければならない。RSE制度は、「収入創出の仕事をしばしば欠く、村落や離島の労働者に職を与えることで、直接的に貧困削減を支援するだろう」とした、ニュージーランドのピータース(Winston Peters)外相の発言(Gibson, McKenzie and Rohorua 2008: 187)も、それを裏付けていたと言えよう。

太平洋先進国による援助の一環としての短期労働者受け入れという制度は、オーストラリアによっても採用されることになる。1970年代半ばの白豪主義の放棄以来、オーストラリアは、一時的な労働力不足を軽減することよりも、国家建設のために計画された「選択的、熟練、厳密に管理された」移民を受け入れてきた(Opeskin and MacDermott 2009: 366)。だが、太平洋島嶼諸国へのよりいっそうの関与を追求する外交政策、太平洋島嶼諸国からの短期労働者受け入れの要求、そしてニュージーランドによるRSE制度の成功が、オーストラリアにPSWP制度の導入を決断させる(*Ibid*: 368)。

PSWP制度は、3年間で最大2500人の園芸産業に従事する労働者を毎年最大7ヶ月間、受け入れるというものであった。それまで越境労働の機会がなかった太平洋島嶼諸国の住民層に労働機会を与え、経済発展を促す援助政策という点では共通するものの、PSWP制度は、しかしながらニュージーランドのRSE制度と比べ、大きな効果を生み出したとは言いがたかった。

その理由は、おもに三点に集約できよう。第一は、対象国として認定されたのが、トンガ、キリバス、バヌアツ、パプアニューギニア、サモア、東チモールだけであり、また受け入れ人数も、ニュージーランドのRSE制度の約半分と小さかったためである。PSWP制度は、「試験的」という位置づけから、対象国、受け入れ人数ともに、限定されたものになってしまったのだった。

第二は、制度の対象となったオーストラリアの園芸産業には、すでに多くの無認可労働者が従事していたためである。資格外活動の留学生、オーストラリアの社会保障制度を受給しつつ働く個人、就労ビザを持たない者などからなるこれら無認可労働者 (MacDermott and Opeskin 2010: 301)の存在は、PSWP制度での労働者需要を鈍らせることになった (Ball 2010: 123)。ニュージーランドは、RSE制度導入前に、園芸・ブドウ栽培における不法労働供給の一掃を行ったが、オーストラリアは、そうした措置を取らなかったのである (*Ibid*: 126)。

第三は、PSWP制度に対し、オーストラリア政府が「高度な監督」(MacDermott and Opeskin 2010: 293)を行ったためである。オーストラリア政府は、太平洋島嶼諸国の労働者に対する搾取といったリスクを最小化するために、PSWP制度を政府の厳密な管理下におこうとした。しかし、それは、ニュージーランドのRSE制度が雇用主により大きな裁量を与えていたのに比べ、制度そのものを不必要に硬直的、非競争的なものにしてしまったのである(Ball 2010: 122)。

結局、制度が終了した 2012 年6月までに、PSWP制度の下で発給された累計ビザ数は、1614 にとどまった(*Islands Business*, November 2012: 25)。オーストラリア政府は、PSWP制度の問題点を踏まえ、制度終了後に新たに季節労働者プログラム(Seasonal Workers Programme)を導入し、対象国の拡大⁸⁾、受け入れ人数の拡大、漁業や観光産業など対象業種

の拡大など、制度の改善を図ったのだった。

以上みてきたように、太平洋島嶼地域における越境的な労働移動は、旧宗主国との関係、および太平洋先進国との関係の二つをおもな基盤としてきた。そしてさらに、新たに浮上したのが、地域経済統合によるものである。次では、まずPIFによる地域経済統合の動きについて検討することにしよう。

II PIFによる地域経済統合に向けての動き

(1)PIF地域経済統合の背景

PIFが地域経済統合を推進するようになった背景には、グローバルな貿易自由化の進展があった。グローバルな貿易自由化の進展は、太平洋島嶼諸国の経済基盤を根底から揺るがすような大きな影響をもたらしたのである。

小島嶼発展途上諸国(Small Island Developing States)である太平洋島嶼諸国の脆弱な経済基盤を長らく下支えしてきたのは、さまざまな貿易優遇制度であった。そうした貿易優遇制度の中で重要なものの一つが、ロメ協定(Lome Convention)である。ヨーロッパ経済共同体(European Economic Community: EEC)と、EEC諸国の旧植民地であったアフリカ・カリブ・太平洋(Africa・Caribbean・Pacific: ACP)諸国との間で1975年に締結された第一次協定から、2000年に満了した第四次改定協定にいたるまで、ロメ協定は、多くの太平洋島嶼諸国に数々の優遇制度を提供してきた⁹⁾。

第一にあげられるのは、輸出所得安定化制度(System of Stabilization of Export Earnings: STABEX)である。STABEX は、ACP諸国の第一次産品の輸出収入が国際市場価格の変動によって一定水準以下に減少した場合、EEC から補償的に資金援助を受けることのできる制度であった。

第二は、特定産品に対する輸入保証枠制度である。その代表例として、砂糖議定書(Sugar Protocol)をあげることができよう。砂糖議定書の下で、ACP諸国は、国際市場価格より高い一定の価格で、一定の割当量の砂糖の買い取りをEECから保証されていた。

第三にあげられるのは、片務的特恵関税制度である。たとえば、ソロモン諸島やバヌアツのカカオ豆を例にとると、本来3パーセントのEEC関税が、同制度により片務的に無税とされた。そうしたところから、1990年代前半には、両国のカカオ豆は、ほぼ100パーセントがEEC向けに輸出される状況となっていたのである(小川 2002: 51-53)。

こうしたロメ協定と並んで、太平洋島嶼諸国の経済基盤を下支えしてきたもう一つの重要な貿易優遇制度が、南太平洋貿易経済協力協定(South Pacific Regional Trade and Economic Cooperation Agreement: SPARTECA)である。1980年にオーストラリア、ニュージーランド両国と太平洋島嶼諸国が締結した SPARTECA は、太平洋島嶼諸国の産品をオーストラリア、ニュージーランド両国に無関税、数量規制なしで輸出することができるよう取り決めたものであった。さらに、SPARTECA は、農産品だけでなく、原産地規定を満たしていれば、加工品についても適用され、フィジーの縫製業のように、この規定を活用して発展を遂げた例もあった(Grynberg 1996: 61-63; Sepehri and Akram-Lodhi 2000: 79)。

ところが、これら貿易優遇制度は、グローバルな貿易自由化の潮流が強まる中で、大きく揺さぶられることになる。1994 年末、関税及び貿易に関する一般協定(General Agreement on Tariffs and Trade: GATT)ウルグアイ・ラウンドが実質合意に達し、1995 年に世界貿易機関(World Trade Organization: WTO)が設立された。WTO 体制発足にともなって、太平洋島嶼諸国の大きな懸念となったのが、2000年に予定されている第四次ロメ改定協定の満了であった。非相互的な貿易優遇制度を提供するロメ協定は、WTO の非差別貿易の原則と明らかに矛盾するものであり、第四次ロメ改定協定が満了を迎える際には、協定内容の変更、あるいは協定そのものの廃止すら起こりうることが予想されたのである。

もし、ロメ協定が提供するSTABEXや輸入保証枠制度、片務的特恵関税制度といった貿易優遇制度が廃止されるとしたら、太平洋島嶼諸国の産品は厳しい国際競争にさらされ、安定した輸出収入を得ることはもはや不可能になる。また、廃止されないとしても、WTO 体制下では、ヨーロッパ連合(European Union: EU)市場の関税が軒並み下げられることによって、ロメ協定の片務的特恵関税制度は、太平洋島嶼諸国にとって、大きく価値を減じることになる。なかでも、太平洋島嶼諸国の主要産品であるココアについては、関税が撤廃されることになり、事実上、片務的特恵関税制度が失われることを意味していた(Grynberg 1996: 73-77)。

ロメ協定と同じく、SPARTECAに関しても、WTO 体制は、大きな影響を及ぼすことが予測された。WTO 体制下で、オーストラリア、ニュージーランド両国も関税を引き下げることになり、太平洋島嶼諸国が享受してきたSPARTECAによる無関税輸出も価値が低下するようになるからである。

貿易優遇制度に依拠してきた太平洋島嶼諸国は、こうしてグローバルな貿易自由化の趨勢を 前にして、その経済政策を根本的に見直さざるをえなくなったと言えよう。こうした状況を背景とし て、PIFは、地域経済統合を模索していくようになる。

(2) PACER & PICTA

1997 年、PIFは、年次会議において、太平洋島嶼諸国間でFTAを設立することに合意する (Forum Secretariat 1997)。そして、その2年後の1999年に開催された年次会議において、FTAを承認したPIFは、2001年の年次会議において、PACERとPICTAの二つの協定を採択する。

PICTAは、太平洋島嶼諸国間のFTA形成を目指す枠組みであり、小規模島嶼諸国(Small Island States)、および後発開発途上諸国(Least Developed Countries)であるクック諸島、ナウル、ニウエ、ツバル、キリバス、マーシャル諸島、サモア、ソロモン諸島、バヌアツは 2012 年までに、それ以外の諸国は 2010 年までに、2016 年を撤廃期限とする一部品目を除いて、関税を撤廃することを定めていた。一方、PACERは、オーストラリア、ニュージーランドと太平洋島嶼諸国との間で結ばれたものであり、それ自体は直接的にFTA形成を目指すものではなく、オーストラリア、ニュージーランドと太平洋島嶼諸国との間で結ばれたものであり、それ自体は直接的にFTA形成を目指すものではなく、オーストラリア、ニュージーランドと太平洋島嶼諸国との将来的なFTA交渉に関して、開始時期などの要件を定めた「地域における貿易交渉を提供する枠組み協定」(von Tigerstorm 2005: 263)という位置づけであった。すなわち、PIFは、まず、相互の貿易量が比較的小さい太平洋島嶼諸国間で、「練習場」として(World Bank 2002: 1)PICTAによる貿易自由化を行い、次の段階として、太平洋島嶼諸国にとって輸入品の大半を頼るオーストラリア、ニュージーランドを含んだFTA形成を図り、そこからさらにグローバルな貿易レジームとの完全な統合に向けて進む(von Tigerstorm 2005: 264・265)、という青写真を描いたのである。

一足飛びにグローバル経済への統合を目指すのではなく、時間をかけて漸次的に段階を踏みながら貿易自由化を進めていく「踏み石アプローチ」(Stepping Stone Approach)(*Ibid*: 265)と呼ばれるこうした方法は、太平洋島嶼諸国のような貿易自由化への適応能力が限られた小規模な発展途上諸国にとっては、有益であると主張された(*Ibid*: World Bank 2002: 1; Narsey 2004: 76-77)。そしてさらには、PACER、PICTAに密接な影響を及ぼすコトヌー協定 (Cotonou Agreement)も、この「踏み石アプローチ」をとっていたのである。

2000年の第四次ロメ改定協定満了後、新たに結ばれたコトヌー協定は、STABEXを廃止し、ロメ協定の基本原則を 5年ごとに見直しながら、20年間継続すると同時に、EUとACP諸国の間で経済連携協定(Economic Partnership Agreement: EPA)の締結を目指すというものであった¹⁰⁾。重要なのは、コトヌー協定が上記の「踏み石アプローチ」に基づき、ACP諸国に対し、段階的な貿易自由化を進めるよう求めていた点である。コトヌー協定は、「EUとACP諸国の間の経済・貿易協力は、ACP諸国の地域統合イニシャチブを基礎とする」とし、「地域統合は、ACP諸国

の世界経済への統合にとってカギとなる手段である」と述べていた(*Ibid*; 77)。これを「踏み石アプローチ」に沿って言うならば、まずACP諸国がそれぞれ東南部アフリカ、西部アフリカ、カリブ海、太平洋など地域ごとに経済統合を進め¹¹⁾、次いでそうした地域とEUとで EPA を結び、最後に世界経済への統合を図っていく、ということになる。すなわち、EUとのEPA交渉の前提条件として、ACP諸国は、地域経済統合を行わなければならず、その文脈からも、PICTAによる太平洋島嶼諸国間のFTA形成が必要とされたと考えられよう。

さらに見逃せないのは、EUとのEPA交渉が、PICTAによる太平洋島嶼諸国間のFTA形成の次の段階である、オーストラリア、ニュージーランドを含んだFTA形成に関する交渉の開始の動因となっていた点である。オーストラリア、ニュージーランドと太平洋島嶼諸国が結んだPACERでは、太平洋島嶼諸国の締結国、あるいはPICTA締結国全体が、PIF非加盟国とFTA交渉を開始した場合は120、オーストラリア、ニュージーランドともFTA交渉を開始することがうたわれていた。太平洋島嶼諸国にとって、EUとEPA交渉を開始することは、オーストラリア、ニュージーランドともFTA交渉を開始しなければならないことを意味していたのである。PACER、PICTA、EUとのEPA交渉は、三者が相互に密接に関係しながら、PIFの地域経済統合を推し進める機能を果たしていたと理解することができるであろう。

その後、PACERは 2002 年に、PICTAは 2003 年にそれぞれ発効し、PIFによる地域経済統合は、実現に向けて本格的に歩みだすことになった。また、2004 年には太平洋島嶼諸国とEUとのEPA交渉が、2009 年にはオーストラリア、ニュージーランドと太平洋島嶼諸国との間でFTA形成を目指すPACERプラス交渉が開始された¹³⁾。こうして、地域経済統合に向けての交渉が進められていく中で、太平洋島嶼地域において看過できない役割を担ってきた越境労働移動が、新たに地域経済統合のイシューとして浮上してくることになるのである。

III PICTA、PACERプラス交渉における越境労働移動

(1)PICTA自然人の一時的移動制度

「踏み石アプローチ」に基づいて、PIFによる地域経済統合の第一段階として位置づけられたのは、PICTAによる太平洋島嶼諸国間のFTA形成であった。しかし、PICTAは 2003 年 4 月に発効したものの、その約 4 年後の 2007 年 7 月に行われた第 2 回PICTA締約国会議の時点で、PICTAによる貿易自由化を履行していたのは、クック諸島、フィジー、サモアの 3 カ国にとどまっていた(Forum Secretariat 2007a)。もともと似通った産品の多い太平洋島嶼諸国間の貿易量

は、3パーセントほどと小さく、PICTA発効時のPIF事務局長レビ(Noel Levi)によれば、残り97パーセントは好機を提供していると言いながらも(Forum Secretariat 2003)、実際に太平洋島 嶼諸国にとって、PICTAによる貿易自由化は、魅力あるものとして映らなかったと言えよう。

特になかでも、小規模島嶼諸国にとって、PICTAによる貿易自由化は、二つの意味で利益をもたらさないものであったと指摘することができる。一つは、これら小規模島嶼諸国には、めぼしい輸出品がほとんどないため、PICTAによる貿易自由化によって、輸入超過になることはありえても、輸出が拡大することは見込めなかったからである。二つ目は、小規模島嶼諸国は、歳入のかなりの部分を関税に依存しており、PICTAによる貿易自由化によって、PICTA以外からの輸入が減少し、関税収入が落ち込むことになれば、大きな損失となったからである。たとえば、マーシャル諸島の事例で言うと、2004年の歳入のほぼ 20パーセントは、関税によるものであった(Pacific Islands Report, 10 August 2004)。「練習場」という位置づけではあっても、PICTAによる貿易自由化の実現は、決して容易なものではなかったのである。

しかし、言うまでもなく、PICTAによる貿易自由化は、それ自身が目的ではなく、次に目指すオーストラリア、ニュージーランドを含んだFTA形成の前段階として、そしてEUとのEPA交渉の前提として、必要とされたものであった。前述のように、太平洋島嶼諸国とEUとのEPA交渉は、すでに 2004 年に開始されていた。また、太平洋島嶼諸国とオーストラリア、ニュージーランドとの間でFTA形成を目指すPACERプラス交渉の開始についても、2007 年のPIF通商閣僚会議において検討が始められていた(Forum Secretariat 2007b)。その二つの交渉の行方に関わるPICTAによる太平洋島嶼諸国間の貿易自由化は、本格的な履行に向け、さらにいっそうの加速を迫られたのである。

越境労働移動の自由化は、こうした状況の中で、PICTA制定当初のモノの自由化のみならず、サービス貿易分野へのPICTA拡大が図られるようになると、そこでのイシューの一つとして位置づけられることになる。2008年のPIF通商閣僚会議において正式に開始された、サービス貿易分野へのPICTA拡大に関する交渉の中で¹⁴⁾、越境労働移動の自由化をめぐる議論の具体的中心となったのは、自然人の一時的移動制度 (Temporary Movement of Natural Persons Scheme)の創設についてであった(Forum Secretariat 2012a)。2012年には、太平洋ACP諸国首脳会議において調印された、PICTAサービス貿易議定書(PICTA Trade in Services Protocol)の中で、自然人の一時的移動に関する概念規定が示され、さらに引き続き、自然人の一時的移動制度の運用開始に向けて、交渉が進められている(*Ibid. Islands Business*, November 2012: 17)¹⁵⁾。

PICTA自然人の一時的移動制度は、制度の対象を熟練職、および半熟練職に限定していた点が特徴であった(Forum Secretariat 2011a)。この制度の運用によって、熟練職、および半熟練職の太平洋島嶼諸国間での越境労働移動が可能になり、太平洋島嶼諸国全体を労働市場として人材を調達することができるようになることから、外国資本の投資を呼び込めると期待された。しかしながら、その反面、非熟練・低熟練労働者の場合と異なり、太平洋島嶼諸国の熟練職、および半熟練職は、人数的には限られているところから、越境労働者の送金や出稼ぎ賃金の本国への持ち帰りといった波及的な経済効果は、それほど多く見込めなかったと言うことができよう。

ただし、改めて思い起こさなければならないのは、PICTA自然人の一時的移動制度も、EUとのEPA交渉、およびオーストラリア、ニュージーランドとのPACERプラス交渉との関連の中に位置づけられていた、という点である。スレード (Tuiloma Neroni Slade) PIF事務局長は、PICTAサービス貿易議定書の最終とりまとめ作業を行った2012年の太平洋ACP官僚会議において、これら地域的協定が、地域の経済に、EUとのEPA交渉、およびオーストラリア、ニュージーランドとのPACERプラス交渉、また他の先進諸国との交渉のよりよい準備をさせるであろうと述べ (Forum Secretariat 2012b)、その関連性を強調していた。すなわち、PICTA自然人の一時的移動制度は、実際に太平洋島嶼諸国にもたらされる経済効果よりも、EUとのEPA交渉、およびオーストラリア、ニュージーランドとのPACERプラス交渉の「練習場」としての役割を重視したものだったと言えるのである。

それでは、「踏み石アプローチ」に基づいたPIFによる地域経済統合において、PICTAに続く 第二段階として位置づけられた、太平洋島嶼諸国とオーストラリア、ニュージーランドとの間でのF TA形成を目指すPACERプラス交渉では、越境労働移動のイシューは、どのように扱われてきた のだろうか。次に、PACERプラス交渉における越境労働移動をめぐる動きについて、みていくこ とにしたい。

(2)PACERプラス交渉における越境労働移動をめぐる動き

太平洋島嶼諸国とオーストラリア、ニュージーランドとの間でのFTA形成を目指すPACERプラス交渉の開始が正式に決定されたのは、2009年8月のPIF首脳会議においてであった。しかし、PACERプラス交渉には、PIFによる地域経済統合の第一段階として位置づけられたPICTAとは、根本的な違いが存在していた。PICTAが太平洋島嶼諸国という発展途上諸国間のFTA形成であったのに対し、PACERプラスは、発展途上諸国と先進国との間でのFTA形成だったのである。当然、PACERプラスが太平洋島嶼諸国にもたらす影響も、PICTAに比べ、格段に大きいことが

予想された。交渉開始前に行なわれたある調査によれば、PACERプラスによるオーストラリア、ニュージーランドからの輸入品に対する税撤廃によって、多くの太平洋島嶼諸国は、全政府歳入の10パーセント以上を失うと予測されていた(*Islands Business*, September 2007: 36)。

こうしたところから、太平洋島嶼諸国の間には、PACERプラス交渉の開始に慎重な雰囲気が広がっていた。太平洋島嶼諸国は、交渉開始前に、市民社会など利害関係者とPACERプラスに関する国内協議を太平洋島嶼諸国各国で実施する必要があると主張した(*Islands Business*, July 2009: 32)¹⁶⁾。また、交渉に当たっては、太平洋島嶼諸国の利害を代弁する、PIF事務局から独立した首席通商顧問局(Office of the Chief Trade Advisor)を設置することも求めた(*Islands Business*, February 2009: 34)¹⁷⁾。

だが、こうした太平洋島嶼諸国の声を言わば押し切る形で、オーストラリアとニュージーランドは、2009 年にPACERプラス交渉を開始させる。両国がPACERプラス交渉の開始を急いだ理由は、太平洋島嶼諸国とEUとのEPA交渉であったと言われている(*Ibid*: 35)。すでに指摘したように、太平洋島嶼諸国にとって、EUとのEPA交渉は、オーストラリアとニュージーランドとのPACERプラス交渉を開始する動因となっていた。つまり、PACERプラス交渉には、EU諸国がEPAによって太平洋島嶼諸国の市場に有利にアクセスし、オーストラリア、ニュージーランドの輸出に不利益を生じさせる、といった事態を防ぐ狙いがこめられていたと言える。太平洋島嶼諸国とEUとのEPA交渉は、当初予定されていた2007年の妥結期限を延長して続けられており、オーストラリアとニュージーランドは、そうした中でできるだけ早期にPACERプラス交渉を開始させる必要があったのである。

このような形で開始されたPACERプラス交渉において、太平洋島嶼諸国が越境労働移動を 重点的イシューの一つとして位置づけたのは不思議ではなかったと言えよう。PACERプラス交渉 の枠組みについて議論した 2009 年 10 月のPIF特別通商閣僚会議において、優先項目の一つ として合意された地域的労働移動は、その後も一貫して、決して有利とは言えない条件のFTA受 け入れを迫られる太平洋島嶼諸国にとって、数少ない利益要求の柱となってきた(Forum Secretariat 2009; 2010; 2011b; 2012c)。

しかし、太平洋島嶼諸国の要求に対するオーストラリアとニュージーランドの反応は、積極的なものではなかった。その理由は、前述のように、2007年にはニュージーランドがRSE制度を、2008年にはオーストラリアがPSWP制度を、それぞれすでに導入していたことにあったと考えられる。これらの制度では、労働需要に応じて、受け入れ人数を柔軟に調整できるのに対し、PACERプラスに地域的労働移動を組み入れれば、両国は、確実に割り当て人数を受け入れなけれ

ばならないという制約を受けることになった。また、もし、PACERプラスに地域的労働移動を組み入れれば、それが先例となり、他の近隣アジア諸国がオーストラリアやニュージーランドとのFTA交渉において、同様のことを要求してくる可能性を両国は危惧した、という指摘もある(*Islands Business*, June 2012: 28)。

当初、PACERプラス交渉は、2012年末までの妥結を予定していた(Ibid: 48)。だが、太平洋島嶼諸国が要求する地域的労働移動に関して、オーストラリア、ニュージーランドと太平洋島嶼諸国との間での意見の隔たりは埋まらず、交渉は難航した。2012年5月に開催されたPIF通商閣僚会議では、地域的労働移動をめぐって両者は合意に達することができず、次回のPACERプラス官僚会議開催前に、さらに中間会議を開催して議論を行なうことになった(Ibid: Forum Secretariat 2012c)。だが、中間会議での議論によっても合意に至らなかったため、同年12月に開催されたPACERプラス官僚会議は、さらに2013年4月に中間会議を開催し、議論を続行することを決定した(Pacific Islands Report, 6 December 2012)。

今後、地域的労働移動をめぐって、オーストラリア、ニュージーランドと太平洋島嶼諸国とがど のような合意に達することができるのか、今の段階では不透明である。ただ、太平洋島嶼諸国がP ACERプラス交渉において地域的労働移動を要求し続けてきたことによって、PACERプラスそ のものの性格に変化がもたらされるかもしれない兆しがみられることは指摘しておきたい。交渉続 行が決定された2012年12月のPACERプラス官僚会議において、スレードPIF事務局長は、地 域的労働移動について、「富をもたらす雇用と、送金を通じて村落経済発展を高めるという点に関 して、我々のコミュニティの多くにとって、もっとも手早く、そしてもっとも重要な利益を論証的にも たらす特定領域」と表現し、地域にとっての地域的労働移動の重要性に注意を促した(Ibid.)。そ して、PACERプラスが月並みなFTAに終わってはならず、太平洋島嶼諸国の持続可能な成長 と発展を確実なものにする規定を含んでいなければならない、とした2012年5月のPIF通商閣僚 会議について言及し(Ibid.)、地域的労働移動のPACERプラスへの組み入れを重点課題とみな している姿勢を明らかにした。それまで、太平洋島嶼諸国にとって、グローバルな貿易レジームへ の統合に向けての前段階として位置づけられてきた、オーストラリア、ニュージーランドとのFTA 形成というPACERプラスの性格づけが、ここにきて微妙に変化しつつあることを読み取ることがで きよう。もし、地域的労働移動のPACERプラスへの組み入れが実現したとしたら、それは、PAC ERプラスがグローバルな貿易レジームへの統合に向けての「月並みなFTA」ではないことを意味 する。それによって、最終段階とされる太平洋島嶼諸国のグローバルな貿易レジームへの統合の あり方も変わってくる可能性が広がる。その意味で、PACERプラス交渉における地域的労働移

動をめぐる動きは、注目に値する重要性を持っているのである。

おわりに

太平洋島嶼地域では、旧宗主国を主な行き先とした大規模な海外移住によってもたらされる送金に基づいた政治経済状態がMIRABモデルと呼ばれ、注目を集めてきた。さらに、近年、ニュージーランドのRSE制度、オーストラリアのPSWP制度、および季節労働者プログラムといった短期労働者受け入れ制度が導入されたことにより、大規模な海外移住をともなわない新たな越境労働移動のあり方が拓かれた。そして、現在、PICTA、PACERプラスの二つを中心とした地域経済統合の流れの中で、越境労働移動は、そこでのイシューの一つとして位置づけられ、議論が進められている。

PICTAにおける越境労働移動のイシューは、自然人の一時的移動制度を主軸に展開されてきた。PICTA自然人の一時的移動制度は、熟練職、および半熟練職に対象を限定しているところから、MIRABモデルや、RSE制度に代表される短期労働者受け入れ制度のような波及的な経済効果は期待することができない。ただし、たとえ人数的に少ないとは言え、太平洋島嶼諸国間で熟練職、および半熟練職の越境労働移動が可能になることは、越境的な人の移動という観点からすると、変化につながりうると言えるであろう。たとえば、フィジーでは人員的に豊富な教員が、マーシャル諸島では不足していると言われるように(Islands Business, August 2011: 30)、PIC TA自然人の一時的移動制度の運用によって、これまでほとんど存在しないに等しかった、太平洋島嶼諸国全体を労働市場とした熟練職、半熟練職の越境労働移動という、新たな人の移動の流れが産み出されるようになると考えられるのである。

それに関連して見落とせないのが、小規模島嶼諸国を中心に、人口減少が進行しているという現象である。クック諸島のプナ(Henry Puna)首相が、自身が開催議長役を務めた2012年のPIF首脳会議において、「我々は、労働力を輸入しなければならないまでに、高度有能人材を海外の仕事に失い続けている」と述べたように(Islands Business, August 2012: 18)¹⁸⁾、小規模島嶼諸国では、住民の大規模な海外移住の結果、人口減少が進み、特に熟練、半熟練分野での人材不足が深刻化している。「ネガティブ送金経済」(negative remittances economy) (Islands Business, October 2012: 34)と呼ばれるような、小規模島嶼諸国のこうした状況は、PICTA自然人の一時的移動制度運用の促進材料の一つとして、新たな人の移動の流れを呼び起こしていくことになりうるであろう。

一方で、PACERプラス交渉における越境労働移動のイシューについては、今の段階では、オーストラリア、ニュージーランドと太平洋島嶼諸国との間で合意は成立していない。経済効果から言えば、PICTA自然人の一時的移動制度に比べ、はるかに大きな意味を持つPACERプラスへの地域的労働移動の組み入れは、太平洋島嶼諸国にとって、容易に譲歩できないイシューであるのに対し、オーストラリアとニュージーランドは、RSE制度や季節労働者プログラムといった現行制度によって、太平洋島嶼諸国からの短期労働者受け入れの要求に対応する立場をとり続けている。

越境的な人の移動の流れからすれば、現行の短期労働者受け入れ制度と、PACERプラスの地域的労働移動とでは、太平洋島嶼諸国からオーストラリア、ニュージーランドへの非熟練、低熟練労働者の越境労働移動という点で、それほど大きな差は存在していない。しかし、大きく異なるのは、前者がオーストラリア、ニュージーランド本国で労働力を確保できない場合に限り、送り出し国からの短期労働者を受け入れる、としている点である。すなわち、現行の短期労働者受け入れ制度は、オーストラリア、ニュージーランドにおける労働供給状況に大きく左右されるため、太平洋島嶼諸国にとっては、安定的で予測可能な制度とは言い難い。状況によっては、太平洋島嶼諸国からの短期労働者の越境労働移動が途絶えることもありえるのである。PACERプラスに地域的労働移動を盛り込むことは、太平洋島嶼諸国からの短期労働者の越境労働移動の流れをより確実で安定的なものに変化させることになると言うことができるであろう。そしてそれは、グローバルな貿易レジームの中で、「月並みなFTA」とは異なる道筋を示すと同時に、PICTA自然人の一時的移動制度とともに190、太平洋島嶼地域の歴史を形作ってきた越境的な人の移動の流れに、まちがいなく新たな展開をもたらすものとなるはずである。

¹⁾ たとえば、PIFをはじめ、太平洋の地域協力機構や枠組みにおいては、自ら外交権を行使してきた。

²⁾ ミクロネシア連邦とマーシャル諸島は1986年に、パラオは1994年に、軍事・安全保障権をアメリカに委ね、15年間にわたって財政援助を受ける自由連合協定をアメリカとの間で発効させた。 15年間の財政援助期間終了後、新たに前者は20年間、後者は15年間の財政援助を受ける改定協定が結ばれた。

³⁾ サモア諸島を構成する米領サモアとサモア(サモア独立国。旧名は西サモア)は、文化・言語・ 社会組織などを共有しているが、1889 年にサモア諸島東部がアメリカに、現在のサモアにあたる サモア諸島西部がドイツに分割領有されて以来、政治単位としては別個に歩んできた。

^{4) 2011}年1月に、アメリカも、ゲスト労働者制度(guest-worker scheme)の対象国として、フィジー、キリバス、ナウル、パプアニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツを新たに加え

た(Islands Business, May 2012: 38)。

- 5) ただし、キリバスとツバルについては、遠距離のため旅費を考慮して、最大9ヶ月間までとされた。また、受け入れ人数については、後に、5000人から8000人へと拡大された。
- 6) RSE制度と比べ、トンガ、キリバス、ツバル(当初含まれていたフィジーは、2006年のクーデタ発生によって凍結)を対象とした、ニュージーランドへの移住割り当て制度である太平洋アクセスカテゴリー(Pacific Access Category)は、最低限の英語能力や、ニュージーランドにおける雇用オファーなどを応募条件としていた(Opeskin and MacDermott 2009: 367; Gibson, McKenzie and Rohorua 2008: 197)。
- 7) RSE制度については、ギブソンらがトンガの事例を、マッケンジーらがバヌアツの事例を詳細に検討している(Gibson, McKenzie and Rohorua 2008; McKenzie, Martinez and Winters 2008)。
- 8) 対象国となったのは、キリバス、ナウル、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、東チモールであった。
- 9) ロメ協定に加盟していたのは、サモア、トンガ、フィジー、パプアニューギニア、ソロモン諸島、 ツバル、キリバス、バヌアツであった。また、ヨーロッパ側は、マーストリヒト条約の発効にともない、 1995年の第四次ロメ改定協定から、ヨーロッパ共同体(European Community: EC)が締結主体となった。
- 10) コトヌー協定には、ロメ協定に加盟していた太平洋島嶼8か国に加え、新たにクック諸島、ナウル、ニウエ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、パラオも加盟し、太平洋島嶼諸国すべてが加盟国となった。
- 11) 東南部アフリカ地域(東アフリカ共同体)、西部アフリカ地域(西アフリカ諸国経済共同体)、西アフリカ経済通貨同盟、中部アフリカ地域(中部アフリカ経済通貨共同体)、南部アフリカ地域(南部アフリカ開発共同体)、カリブ海地域(ACP諸国カリブ海フォーラム)、太平洋地域(太平洋ACP諸国)の6地域ごとに、地域経済統合が図られた。
- 12) そうでない場合は、PICTA発効後から8年後に、太平洋島嶼諸国は、オーストラリア、ニュージーランドとFTA交渉を開始することが定められていた。
- 13) ただし、フィジーは、2009年以来、PIF参加資格停止処分となっていることから、PACERプラス交渉には参加していない。フィジーのPIF参加資格停止については、(小柏 2012)を参照のこと。
- 14) サービス貿易分野へのPICTA拡大自体に関しては、すでに 2001年のPIF通商閣僚会議において、原則として承認されていた (Forum Secretariat 2012a)。
- ¹⁵⁾ なお、PIF の準メンバーであるフランス領のニューカレドニアは、2011 年の PIF 通商閣僚会議において、PICTA 参加の意向を表明し、実現に向けて準備を進めている。
- ¹⁶⁾ PACERプラスに関する国内協議は、交渉が開始されて以降、いくつかの太平洋島嶼諸国で 実施された。また、PACERプラス交渉に携わる通商官僚と非国家的行為体との対話も、2012 年 までに 2 回実施された。
- 17) 首席通商顧問局に関しては、財源拠出や権限、所在地、人選などをめぐって、オーストラリア、ニュージーランドと、太平洋島嶼諸国との間で軋轢が続いた。首席通商顧問局が正式に活動を開始したのは、2010 年のことであった。
- 18) クック諸島では、フィジーとフィリピンを中心に、約 3000 人の外国人労働者が滞在していると推計されている(*Islands Business*, October 2012: 35)。
- 19) 本稿では触れることができなかったが、メラネシア諸国によって結成されているサブリージョナルな枠組みであるメラネシアン・スピアヘッド・グループ (Melanesian Spearhead Group: MSG) は、1993年にMSG貿易協定 (MSG Trade Agreement)を締結し、2012年に熟練職を対象としたMSG技能移動制度 (MSG Skills Movement Scheme)を発足させていた。

参考文献

- 小柏葉子 2012「フィジーと二つの統合―移民の社会統合と太平洋諸島フォーラム地域統合の交錯」河原祐馬編『移民外国人の社会統合問題をめぐる地域間比較研究―「内包」と「排除」の議論を超えて』平成21年度―平成23年度科学研究費補助金研究成果報告書。
- 小川和美 2002 「域内経済の現状と貿易優遇措置」日本南太平洋経済交流協会編『太平洋島 嶼諸国における貿易動向と自由貿易圏構想』日本南太平洋経済交流協会。
- 須藤健一 2008 『オセアニアの人類学―海外移住・民主化・伝統の政治』風響社。 山本真鳥 2000 「ポリネシア史」山本真鳥編『オセアニア史』山川出版社。
- Ball, Rochelle, 2010. 'Australia's Pacific Seasonal Worker Pilot Scheme and its Interface with the Australian Horticultural Labour Market: Is it Time to Refine the Policy?', *Pacific Economic Bulletin*, 25(1).
- Barcham, Manuhuia, Scheyvenst, Regina, and Overton, John, 2009. 'New Polynesian Triangle: Rethinking Polynesian Migration and Development in the Pacific', *Asia Pacific Viewpoint*, 50(3).
- Bertram, Geoff, 2006. 'Introduction: The MIRAB Model in the Twenty-First Century', Asia Pacific Viewpoint, 47(1).
- Bertram, I. G., and Watters, R. F., 1985. 'The MIRAB Economy in South Pacific Microstates', *Asia Pacific Viewpoint*, 26(3).
- Forum Secretariat, 1997. Twenty-Eighth South Pacific Forum: Forum Communique.
 ----, 2003. Press Statement 46/03: Secretary General W. Noel Levi at the Launching of the PICTA. (http://www.forumsec.org.fj/news/2003/April%2011.html) (Internet, 23 May 2003).
- ----, 2007a. Press Statement 83/07: FICs Urged to Implement PICTA. (http://www.forumsec.org/pages.cfm/newroom/press-statements/2007/fics-urged-implement-picta.html) (Internet, 9 August 2007).
- ----, 2007b. SG Speech at the Opening of Forum Trade Ministers Meeting. (http://www.forumsec.org/pages.cfm/newroom/speehces/2007-1/sg-speech-opening-for um-trade-ministers-meeting.html) (Internet, 10 August 2007).
- ----, 2009. Special Forum Trade Ministers Meeting: Outcomes Document.
 (http://www.forumsec.org.fj/resources/uploads.attachments/documents/Special%20FTMM%20OUTCOMES-OCT09.pdf) (Internet, 26 February 2013).
- ----, 2010. Forum Trade Ministers Meeting: Outcomes Document.
 (http://www.forumsec.org/resources/uploads.attachments/documents/FTMM%20OU TCOMES-APR10.pdf) (Internet, 26 February 2013).
- ----, 2011a. Press Release 85/11: PICTA Trade in Services Negotiations Progress. (http://www.forumsec.org.fj/pages.cfm/newroom/press-statements/2011/picta-trade-in-services-negotiations-progress.html) (Internet, 9 November 2011).
- ----, 2011b. Forum Trade Ministers Meeting: Outcomes Document.
 (http://www.forumsec.org.fj/pages.cfm/newroom/press-statements/2011/2011-ftmm-outcomes-document.html) (Internet, 7 July 2011).
- ----, 2012a. An Update on the Pacific Island Countries Trade Agreement (PICTA)
 Trade in Services (TIS) Negotiations.
 - (http://www.forumsec.org/resources/uploads/attachments/documents/Update_PICTA TIS_Negotiations_Dec2012.pdf) (Internet, 26 February 2013).
- ----, 2012b. Press Release 84/12: Regional Integration should be Intensified- SG Slade.

(http://www.forumsec.org.fj/pages.cfm/newroom/press-statements/2012/regional-integration-should-be-intensifed-sg-slade.html) (Internet, 22 August 2012).

----, 2012c. Forum Trade Ministers Meeting (FTMM): Outcomes Document. (http://www.forumsec.org/resources/uploads.attachments/documents/FINAL%20Out comes%20Document%20Forum%20Trade%20Ministers%20Meeting%202012.pdf) (Internet, 26 February 2013).

Gavin, Brigid, and De Lombaerde, Philippe, 2005. 'Economic Theories of Regional Integration', Mary Farrell, Bjorn Hettne and Luk Van Langenhove (eds.), *Global Politics of Regionalism: Theory and Practice*, London.

Gibson, John, McKenzie, David, and Rohorua, Halahingano, 2008. 'How Pro-Poor is the Selection of Seasonal Migrant Workers from Tonga under New Zealand's Recognised Seasonal Employer Program?', *Pacific Economic Bulletin*, 23(3).

Grynberg, Roman, 1996. 'The Impact of Global Trade Liberalisation upon Pacific Island Countries', Roman Grynberg (ed.), *Economic Prospects for the Pacific Islands in the 21st Century*, Suva.

Islands Business (various issues).

MacDermott, Therese, and Opeskin, Brian, 2010. 'Regulating Pacific Seasonal Labour in Australia', *Pacific Affairs*, 83(2).

McKenzie, David, Martinez, Pilar Garcia, and Winters, L. Alan, 2008. 'Who is Coming from Vanuatu to New Zealand under the new Recognised Seasonal Employer Program?', *Pacific Economic Bulletin*, 23(3).

Narsey, Waden, 2004. 'PICTA, PACER and EPAs: Weaknesses in Pacific Island Countries' Trade Policies', *Pacific Economic Bulletin*, 19 (3).

Opeskin, Brian, and MacDermott, Therese, 2009. 'Resources, Population and Migration in the Pacific: Connecting Islands and Rim', *Asia Pacific Viewpoint*, 50(3). *Pacific Islands Report* (various issues).

Ramasamy, Sankar, Krishnan, Vasantha, Bedford, Richard, and Bedford, Charlotte, 2008. 'The Recognised Seasonal Employer Policy: Seeking the Elusive Triple Wins for Development through International Migration', *Pacific Economic Bulletin*, 23(3).

Sepehri, Ardeshir, and Akram-Lodhi, A. Haroon, 2000. 'Fiji's Economy: The Challenge of the Future', A. Haroon Akram-Lodhi (ed.), *Confronting Fiji's Future*, Canberra.

Von Tigerstorm, Barbara, 2005. 'Development and International Trade Regime: Challenges for the South Pacific Island States', Geoff Leane and Barbara Von Tigerstorm (eds.), *International Law Issues in the South Pacific*, Aldershot.

World Bank, 2002. Pacific Islands Regional Economic Report: Embarking on a Global Voyage: Trade Liberalization and Complementary Reforms in the Pacific, Washington D.C.